# 令和7年度 (11月期)

立
木

一般競争

# 入 札 案 内 書



物件の位置図や写真(上空写真・林内写真)を ホームページに掲載しましたので、是非ご覧下さい!!

四国森林管理局ホームページ「注目情報」の立木販売をクリック https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.htm.



一般競争入札の新着情報を、メールマガジンで配信します!!

農林水産省ホームページから会員登録をお願いします http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html



# 四国森林管理局

森林整備課 088-821-2200 資源活用課 088-821-2170

088-637-1230
087-866-6622
089-924-0550
0880-34-3155
0887-76-2110
0887-58-3131
0887-34-3145

# 公告事項(抜粋)

下記により、林産物の一般競争入札による立木販売を行いますので現地を熟覧し、公告事項・特約事項特約条項及び閲覧資料の入札者注意書・国有林野事業林産物売買契約約款を十分了知の上、入札して下さい。

7 4 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1	の八代有任息音・国有称對事業称座初光頁类形形就を「万丁和の工、八代して「さい。
1. 産物の所在場所	別紙 各署(所)案内書「売払物件所在場所一覧表」のとおりです。
2. 産物の種類及び ・数量	別紙 各署(所)案内書「販売物件明細書」のとおりです。
3. 入札及び開札の 場所及び日時	別紙 各署(所)案内書のとおりです。
4. 郵便入札	郵便入札を認めます。 ただし、入札日時までに入札会場に到着しなければ無効となります。 (封筒には朱字で「 <b>立木入札書在中</b> 」と明記してください)
5. 搬出期間	代金の納付及び担保提供後、引渡を完了した日から起算して・・8ヶ月~36ヶ月
6. 入札参加資格	国有林野産物の競争入札参加資格については、各森林管理(支)局で行う資格審査を 受けた有資格者に限ります。
7. 入札金額	入札は当該物件の消費税を除く金額を入札書に記載下さい。
8. 落札者の決定	当署の予定価格以上の最高入札価格をもって落札とします。 ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上いた場合には、「くじ」 で 落札者を決定します。
9. 入札保証金	入札保証金は免除します。
10. 代金の延納	代金の延納は官収分のみ認めます。ただし、延納期間は6ヶ月以内とします。
	契約締結の日から起算して20日以内です。 ただし、当日が日曜日・国民の休日・その他一般の休日及び土曜日が期限の場合は前日となりますので、ご注意願います。 また、今回の物件については収益分収者がおられますので、代金の納入分収割合に応じた金額を個々に納入していただきます。
12. 契約保証金	契約保証金は免除します。
13. 契約締結期限	別紙 各署(所)案内書のとおり
14. 適格請求書 (インボイス)	適格請求書(インボイス)の交付については、売買契約書に別紙「売買代金明細書」を添付することもって交付したものとします。 なお、交付に当たっては「媒介者交付特例」を適用し、国が造林者、分収育林オーナー様に代わり、交付することとなります。 仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は以下19のとおり。
15. 現地案内	別紙 各署(所)案内書「販売物件明細書」記載のとおりです。
16. 特記事項	搬出に係る架線支障木等については、別途契約が必要となります。
17. その他	1) 落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5、契約解除の場合は100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。 2) 契約を結ばない者、解除された者及び前号の違約金を納めない者は競争入札参加資格を取消、又は付与しないことがあります。 3) 詳細については各署(所)に閲覧用を備え付けていますのでご覧下さい。
18. 問い合わせ先	売払物件にかかるご質問などにつきましては各署(所)にお問い合わせ願います。
19. 仕入税額控除の対象となる消費税額	仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。 ※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する 仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額(税率 10%)とは一致しない場合があります。 ※2 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

		記		
【徳島署】	1号物件	(分収育林)	8.	5 5 %
= · · · · · · =		(分収育林)		
	2 号物件	(分収育林)	10.	00%
	3号物件	(分収育林)	10.	00%
【愛媛署】	1 号物件	(分収育林)	3.	2 2 %
	2号物件	(分収育林)	3.	00%
	3号物件	(分収育林)	8.	8 9 %
	4号物件	(分収育林)	4.	69%
	5 号物件	(分収育林)	3.	17%
	6 号物件	(分収育林)	8.	19%
	7号物件	(分収育林)	8.	0 9 %
【四万十署】	1 号物件	(分収育林)	9.	70%
	2号物件	(分収育林)	7.	65%
	3号物件	(分収造林)	3.	00%
	4号物件	(分収造林)	10.	00%
【安芸署】	1 号物件	(分収育林)	3.	48%
	2号物件	(分収育林)	8.	15%

# 11月期公売物件一覧表

徳島森林管理署

入札日:令和7年11月25日(火)11:00

入札日: 令和7年11月27日(木)10:00

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	第1号 皆 伐 徳島県三好市東祖谷小島 小島国有林 66 林班ち1小班 外 スギ外 11,087		11, 087	11, 522. 32	分収育林		0		
第2号	皆 伐	徳島県三好市東祖谷小島 小島国有林 66 林班ち 3 小班	スギ外	2, 296	2, 038. 79		0	0	
第3号	皆 伐	徳島県三好市東祖谷小島 小島国有林 66 林班ち 4 小班	スギ外	3, 946	3, 673. 18		0	0	
第4号	皆 伐	徳島県海部郡海陽町大字小川 皆ノ瀬国有林 117 林班い小班	スギ	4, 615	1, 650. 85			0	
第5号	皆 伐	徳島県那賀郡那賀町大字海川 東俣国有林 138 林班い 2 小班	スギ	2, 785	2, 417. 87				

# 香川森林管理事務所

<u> </u>					•	· ·	- , , ,		
売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	香川県東かがわ市西山 兼広国有林9林班ろ2小班	ヒノキ外	5, 904	2, 329. 00	分収育林			
第2号	皆 伐	香川県仲多度郡まんのう町勝浦 三頭国有林 56 林班は小班	ヒノキ外	2, 341	1, 217. 01	分収育林			
第3号	皆 伐	香川県仲多度郡まんのう町勝浦 奈良ノ木国有林 57 林班い 6 小班	ヒノキ外	4, 861	3, 570. 34	分収育林			

愛媛森林管理署 入札日:令和7年11月27日(木)10:00

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	愛媛県西条市氷見 長谷山国有林 1062 林班り小班	ヒノキ	4, 482	2, 054. 55	分収育林		0	
第2号	皆 伐	愛媛県西条市氷見 長谷山国有林 1062 林班り1、り2小班	ヒノキ外	11, 859	5, 121. 31	分収育林		0	
第3号	皆 伐	愛媛県西条市氷見 長谷山国有林 1062 林班る 1 小班	ヒノキ外	4, 031	2, 141. 67	分収育林	0	0	
第4号	皆 伐	愛媛県西条市坂元 丸山国有林 1063 林班い小班	ヒノキ外	4, 514	2, 430. 46	分収育林		0	
第5号	皆 伐	愛媛県西条市西泉 赤ヶ谷山国有林 1063 林班ぬ小班	ヒノキ外	7, 387	3, 232. 29	分収育林		0	
第6号	皆 伐	愛媛県四国中央市土居町上野 北山 1066 林班は小班	ヒノキ外	2, 621	1, 832. 12	分収育林		0	
第7号	皆 伐	愛媛県喜多郡内子町中川 小田深山国有林 65 林班に 3 小班	スギ外	8, 365	5, 807. 40	分収育林	0	0	

四万十森林管理署

入札日: 令和7年11月26日(水) 14:00

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	1号 皆 伐 高知県幡多郡三原村下長谷 水ヶ峠山国有林 1208 林班い小班		ヒノキ外	2, 865	1, 813. 24	分収育林	0		
第2号	2号 皆 伐 高知県高岡郡中土佐町大野見奈路 日ノ平山国有林 3219 林班い 6 小班		ヒノキ外	4, 354	3, 639. 21	分収育林			
第3号	皆 伐	高知県幡多郡黒潮町市野瀬 葛篭山国有林 207 林班い小班	ヒノキ外	19, 362	4, 815. 54	分収造林	0	0	
第4号	皆 伐	高知県高岡郡中土佐町大野見奈路 島ノ川山国有林 3233 林班へ小班外 1	ヒノキ外	12, 236	6, 531. 19	分収造林	0	0	
第5号	皆 伐	高知県宿毛市橋上町出井 出井官行造林3林班い小班	ヒノキ外	68, 036	23, 071. 30	官行造林			
第6号	皆 伐	高知県四万十市勝間 川奥山国有林 54 林班に 2 小班	ヒノキ外	8, 834	3, 452. 01		0	0	
第7号	皆 伐	高知県四万十市竹屋敷 掃地山国有林 70 林班ろ小班	ヒノキ外	8, 426	4, 189. 16		0	0	

安芸森林管理署

入札日:令和7年11月26日(水)10:00

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	高知県安芸市大字古井 裏正山国有林 9 林班 へ 12 小班	ヒノキ外	4, 516	1, 993. 10	分収育林		0	
第2号	皆 伐	高知県安芸郡北川村大字平鍋 落合山国有林 1042 林班 い小班	スギ外	10, 823	7, 981. 14	分収育林		0	

※各物件の詳細については、署毎の別件明細書をご覧下さい。

また、上記の公売物件一覧表に①搬出路、②選木土場、③近隣の落札箇所の欄を追加しました。

- ③ 、②の欄に「○」が記入されているものは、ホームページの「公売物件一覧表」に写真を掲載しています。
- ③の欄は、近隣(隣接国有林)で落札している公売箇所がある場合であり、発注年(R○.○)を掲載しています。

# 特約事項(作業上の留意事項)

### (法令の遵守)

- 事業着手に当たり、買受人は法令に基づく必要な届出について、労働基準監督署等関係機 関へ届け出ること。
- その他、労働安全衛生規則等の法令により規定されている労働安全に関する遵守すべき事 項は必ず守ること。

### (事業着手等の届出)

事業着手に当たり、買受人は事前に事業着手年月日、現場責任者及び入林車両を現場担当 森林官(以下「森林官」という。)へ届け出ること。

### (林地等の保全)

4 買受人は、伐採・搬出にあたり、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日 付け2林整整第1157号林野庁長官通知) (3の(1)及び(5)を除く。)

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin keikaku/con 1 minaoshiR3.html)を遵守し、林地等 の保全に努めること。

また、別に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」

(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html)を前項3の事業着手 届提出時に提出し、森林管理署長等の確認を受けること。

### (売買物件以外の立木の保護等)

- 5 伐採搬出に当たっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対 して充分な指導監督を行って実行しなければならない。
- (1) 鉄索架線に当たっては、支障木を最小限に止めること。 (2) 売買物件(以下「物件」という。) 以外の立木を損傷させないこと。滑車取付作業及び控 え索設置作業等により物件以外の立木に損傷を与えるおそれがあるときは、あて木をするな ど損傷防止の措置をすること。
- (3) 事業実行区域内において、高山植物の保護、その他環境の保全に留意すべき箇所がある場 合は、特に留意の上作業を行うこと。
- (4) 事業実行にあたって疑義を生じた場合は、あらかじめ森林官の指示を受けて実行すること。

#### (末木枝条等の処理)

- 末木枝条等の処理にあたっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個 々人に対して充分な指導監督を行って実行しなければならない。
- (1) 盤台周辺の末木枝条は、林外に搬出するか林内に分散・散布させることとし、盤台周辺に 集積しないこと。
- (2) 末木枝条は、鉄索で伐倒・荷掛け現場及びその近辺へ随時逆送の上、次の(3)及び(4)に注 意して処理すること。
- (3) 末木枝条については、作業中を含め河川及び、常時流水のある箇所並びに降雨によって出 水及び増水のおそれがある箇所へ集積しないよう措置すること。
- (4) 末木枝条は、転倒のおそれがない立木を支えにして集積すること。ただし、1 箇所へ大量 に集積しないこと。

また、森林作業道等の路網を使用・作設し、搬出時等に発生した末木枝条については、路 網の路肩下には集積しないこととし、集積場所については、現場担当森林官と打ち合わせ確 認すること。

### (林野火災の防止)

- 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
  - (1)作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、 作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
  - (2)作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこ
  - (3)喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定すること とし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
  - (4)指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物(落葉落枝等)の除去 を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹 底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
  - (5)刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等に よる火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

買受人は、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

### (支障木の届出)

8 伐採搬出作業中に支障木(損傷木を含む。以下同じ。)が発生するおそれが生じた場合又は作業中の事故により支障木が発生した場合は、買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は直ちに森林官へその詳細を届け出ること。

なお、支障木が発生する個所が保安林である場合は、原則、買受人により保安林内作業許可申請等を行うこと。また、着手する前に保安林内における作業許可の写しを森林官を経由して森林管理署長等に提出すること。

### (支障木買受申請書)

9 買受人は、前項の届出後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ所定の様式により支障木買受申請書を提出すること。

### (支障木調査時の立会)

10 第8項による届出をした支障木(以下「支障木」という。)の調査を森林官が行う際、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

#### (支障木の伐倒)

11 支障木の伐倒は、買受人による支障木に係る代金の全部の納付及び国有林野事業林産物売 買契約約款第4条第2項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、又は買受人 からの支障木に係る延納担保の提供及び国有林野事業林産物売買契約約款第4条第2項に定 める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、支障木所在場所において支障木の引渡し を受けた時(以下「売払い手続きの完了」という。)以降に実行すること。

### (支障木伐倒の特例)

- 12 前項にかかわらず、売払い手続きの完了前であっても次の各号によって支障木の伐倒を実行することができるものとする。ただし、買受人及び現場責任者は事前に森林官と協議し承認を得なければならない。森林官が承認しないものについては、前項によること。
- (1) 第8項の届出後、支障木の調査前までに伐倒できるのは、スギ及びヒノキについては胸高直径6センチメートル以下のもの、スギ及びヒノキ以外の針葉樹については胸高直径18センチメートル以下のもの、広葉樹については胸高直径22センチメートル以下のものであって、緊急に伐採する必要があるものに限る。
- (2) 第9項の支障木買受申請書を森林官へ提出後、売払い手続きの完了前までに伐倒できるのは、緊急に伐倒しなければ円滑な事業実施の障害となるものに限る。

### (伐倒済み支障木の保存)

13 前項(1)及び(2)により伐倒した支障木は、売払い手続きの完了までの間は現地に保存し、 玉切り及び移動を行わないこと。

#### (物件以外の立木の伐倒禁止)

14 物件及び支障木以外の立木については、これを伐倒してはならない。

### (関係機関等への手続き)

15 公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。

### (作業中止命令等)

- 16 第1項から第15項について違反が認められる場合、森林管理署長等は伐採搬出等の作業中 止を命じるので、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。なお、作業中止命令によって買 受人に生じた損害については、これを賠償しない。
  - 受人に生じた損害については、これを賠償しない。 2 森林管理署長等は、第4項にあるチェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又 は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担にお いて植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることが出来る。

この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

### (撤収作業開始の届出)

17 買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は、遅くとも撤収作業開始予定の 1 週間前までにその旨を森林官へ届け出ること。

# 森林作業道の作設にかかる特約事項

(森林作業道の作設にかかる申請・承認)

1 買受人は、国有林内に森林作業道又は、土場を作設する場合は、「森林作業道作設申請書」に路線計画図を添付し提出すること。

なお、森林作業道の作設にあたっては、「森林作業道作設指針」(平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知)

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/romousuisin.html) を遵守すること。

2 買受人は、「森林作業道作設承認書」の交付を受けたのちに、森林作業道の作設を開始すること。

なお、承認を受けた森林作業道の路線計画路線計画等に変更が生じた場合は、その変更について森林管理署長等に申請し承認を受けること。

# (各種法令制限林に係る(土地の形質変更等)手続き)

3 買受人は、森林作業道の作設にあたっては、各種法令制限林(保安林内作業許可申請等)に必要な手続きを遺漏のないよう行い、着手する前に、許可の写しを提出すること。

なお、売払区域外に森林作業道を作設した場合は、事業完了までに森林管理署長等が指示する樹種・本数を買受人により植栽すること。ただし、森林管理署長等が植栽の必要がないことを指示した場合は、この限りではない。

### (森林作業道の仕様等)

4 買受人及び事業実施事業体は、森林作業道を作設するにあたっては、四国 森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」

(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html)及び「森林作業道作設標準例」

(<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html">https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html</a>) に基づいた、森林作業道を作設すること。

また、森林作業道作設の完了後は、四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、ゲートを設置すること。

なお、ゲートは官給品とする。

ただし、ゲートの設置以外による車両の進入ができない処置を講じた場合は、この限りではない。

### (森林作業道作設の是正指示)

5 四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作 設標準例」に基づいた、森林作業道の作設が行われていない場合は、森林管 理署長等から、森林作業道の作設にかかる是正を指示するので、買受人及び 事業実施事業体は、これに従うこと。

## (森林作業道作設の中止及び原状回復の指示)

- 6 是正の指示に従わない場合は、森林管理署長等から、森林作業道作設の中 止を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。
- 7 買受人及び事業実施事業体は、森林管理署長等から、中止の指示を受けた場合は、作設した部分の原状回復の実施後、確認を受けること。

## (既設の森林作業道の使用について)

8 買受人及び事業実施事業体は、既設の森林作業道を使用する場合は、森林 管理署長等の承認を受けること。

また、使用する場合には修繕を実施し、事業完了時には、水切り等の排水処理を確実に実施すること。

### (撤収方法の指示)

18 前項の届出の後、森林官から盤台その他集材施設等の撤収方法などについて指示があった場合、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。

### (作業終了後の処理)

19 使用済みワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。

### (搬出済届)

20 買受人は、物件の搬出完了後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ搬出済届を提出すること。

### (跡地検査の立会)

21 物件搬出完了後において森林官等が行う跡地検査に際し、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

### 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。) が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除 することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法 人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している 者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である とき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損
- 害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合 は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、か つ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。) を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。) 受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契 約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないこ とを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに 当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人 等)との契約を解除させるようにしなければならない。
- 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請 負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人 等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することがで きる。

(損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合にお いて、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」とい う。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとと もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要 な協力を行うものとする。

# 分収育林箇所の立木販売における特約事項

1 分収木の買受代金は、国及び分収育林契約者(以下「費用負担者」という) に分収金(消費税相当額を含む)として、持分割合に応じて買受人が払込むこ と。

## 2 代金の支払方法

- (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
- (2)費用負担者に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払込むこと。

この払込にかかる費用は買受人が負担すること。なお、費用負担者が不明等の場合は、国の指定する法務省に供託すること。

(3) 費用負担者の人数及び供託を必要とする人数 別紙 各署(所)案内書に記載のとおり

### 3 延納金及び延滞金

- (1) 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額(以下「官収分」という)についてのみ認めるものとし、費用負担者の分収金に相当する金額(以下「民収分」という)は、現納とすること。
- (2) 売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこと。

### 4 売払立木の引渡し

買受人が代金を、官収分・民収分(供託を含む)すべて完納(官収分については、延納担保の提供を含む)し、その確認(受領書等の写しの提出)がなされた後に行う。

5 買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契 約物件の搬出にかかる作業着手までに当該署長と売買等にかかる契約を別途締 結すること。

# 分収造林・官行造林箇所の立木販売における特約事項

1 分収木の買受代金は、国及び分収造林・官行造林契約者に分収金(消費税相当額を含む)として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。

## 2 代金の支払方法

- (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
- (2) 分収造林・官行造林契約者に支払う代金は、国が指定する分収造林・官行造 林契約者の振込金融機関の口座に払込むこと。

この払込にかかる費用は買受人が負担すること。

### 3 延納金及び延滞金

- (1) 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額(以下「官収分」という)についてのみ認めるものとし、分収造林・官行造林契約者の分収金に相当する金額(以下「民収分」という)は、現納とすること。
- (2) 売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは分収造林・官行造林契約者に支払うこと。

# 4 売払立木の引渡し

買受人が代金を、官収分・民収分すべて完納(官収分については、延納担保の 提供を含む)し、その確認(受領書等の写しの提出)がなされた後に行う。

5 買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契 約物件の搬出にかかる作業着手までに当該署長と売買等にかかる契約を別途締結 すること。

# 徳島森林管理署入札案内書 (第3回)

〒771-0117 徳島県徳島市川内町鶴島239-1 TEL:088-637-1230

入 札 日 時 : 令和7年11月25日(火)実施(11時00分締切 即時開札)

入 札 場 所:徳島森林管理署 会議室

契約締結期限: 令和7年12月2日(木)

## 売払物件所在場所一覧

売 払 番 号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本 数	材積	備考
第1号	皆伐	徳島県三好市東祖谷小島 小島国有林66林班ち1小班 外	スギ外	11,087	11,522.32	分収育林
第2 <del>号</del>	皆伐	徳島県三好市東祖谷小島 小島国有林66林班ち3小班	スギ外	2,296	2,038.79	
第3号	皆伐	徳島県三好市東祖谷小島 小島国有林66林班ち4小班	スギ外	3,946	3,673.18	
第4 <del>号</del>	皆伐	徳島県海部郡海陽町大字小川 皆ノ瀬国有林117林班い小	班 スギ	4,615	1,650.85	
第5 <del>号</del>	皆伐	徳島県那賀郡那賀町大字海川 東俣国有林138林班い2小野	エ スギ	2,785	2,417.87	

# (別紙) 費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

<u> </u>		<u> BUNMAUNI</u>	<u>LC必安Cする八致I</u>
売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第1号	13	0	89.95

徳島 森林管理署

1(物件番号) 第 1 号

2(物件所在地 徳島県三好市東祖谷小島

及び国有林名等) 小島国有林66林班ち1小班

小島国有林66林班ち2小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 13.19 HA 小島国有林66林班51小班 9.93 HA

小島国有林66林班ち2小班 3.26 HA

5(林齢) 小島国有林66林班ち1小班 68 年生

小島国有林66林班ち2小班 69 年生

# 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	10,838	10,372.48	
ヒノキ	72	67.84	
アカマツ	4	5.76	
ク リ	3	3.10	
ナラ	17	8.12	
ミズメ	15	7.26	
ケヤキ	4	3.99	
サクラ	6	2.81	
その他 L	128	50.96	
計	11,087	10,522.32	

## 7(立木の調査方法)

「輪尺・測高器を用いた毎木調査」

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

# 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷させない措置を講ずること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に務めること。

### 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は徳島森林管理署 業務グループへ問い合わせ下さい。

(徳島森林管理署:088-637-1230)

# 13(その他)

当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知のうえ入札してください。

	月細)		`四□ 		林66林王				I		93 ha	4	T		年生	•								T						1号
		ギ			<b>/</b> キ			カマツ			クリ		-		トラ				ズメ		1		ヤキ				ラ			の他L
			本	数	材積	本_	数	材積	本	数	材	積	本	数	材_	積	本	数	材	積	本	数	材積	Į ,	<u> </u>	数	<u>材</u>	責	<u>本数</u>	材
8	7	0.14											-											-						
10	53	2.12											-											-						
12	82	5.74		1	0.07								-																	
14	174	19.14		2	0.20																			-						
16	243	38.88		1	0.15								-											+						
18	347	79.81		1	0.19																			-				_		
20	408	118.32		3	0.93																									
22	481	182.78		1	0.33																									
24		213.90		4	1.64									3		).75		5		.66				-		1	0.3		29	
26	501	275.55		4	1.95					1		0.36		3		).94		2		.88						1	0.4	11	26	9
28	505	333.30		3	1.69								-	1		0.36		2		.78		$\dashv$		+					14	
30	580	435.00		6	4.50								+	3		.35		3	1	.59		,		+				-	6	
32	576	506.88		7	5.50									2		.22						1	0.5	7		2	1.2	22	6	3
34	542	552.84		2	1.61									1		0.63								-				_	3	2
36	535	599.20		8	8.97		1	0.74						1		).76												_	4	
38	452	578.56		7	8.70																			-				_	2	1
40	446	624.40		6	8.08		1	1.10																-				_		
42	409	625.77		3	4.17													1		.99				-				_		
44	317	542.07		1	1.62								-	1	1	.37		1	1	.07				-				_		
46	267	493.95		1	1.82					1		1.27	-											+						
48	214	428.00																						-				_		
50	199	439.79		4	8.48	<u> </u>				1		1.47																		
52	73			2	5.07																			-				_		
54	54	140.94					1	2.55																						
56	31	86.49											-											+						
58	18	53.46																												
60	24	77.52	-	+		-			$\vdash$				1									$\dashv$		+		+		-		
62	4	13.58	-	+		-			$\vdash$				1									$\dashv$		+		+		-		
64	10	37.43											-									$\dashv$		+		+		$\dashv$		
66	9	34.49																				$\dashv$		+		+		$\dashv$		
68	7	28.33				1			$\vdash$				-									$\dashv$		+		+		$\dashv$		
70	3	13.50				1			$\vdash$				-									$\dashv$		+		+		$\dashv$		
72	2	9.51							$\vdash$				-									$\dashv$		+				_		
74	1	5.41											+									+		+						
76	1	5.13											+									$\dashv$		+		+		_		
78	2	10.76				1							-									$\dashv$		+		+		$\dashv$		
80	1	5.25		+									-											-						

3

3.10

4.39

計 8,043 7,791.68

67

65.67

15

14

6.97

0.57

4

1.96

90

8,240 7,918.57

36.85

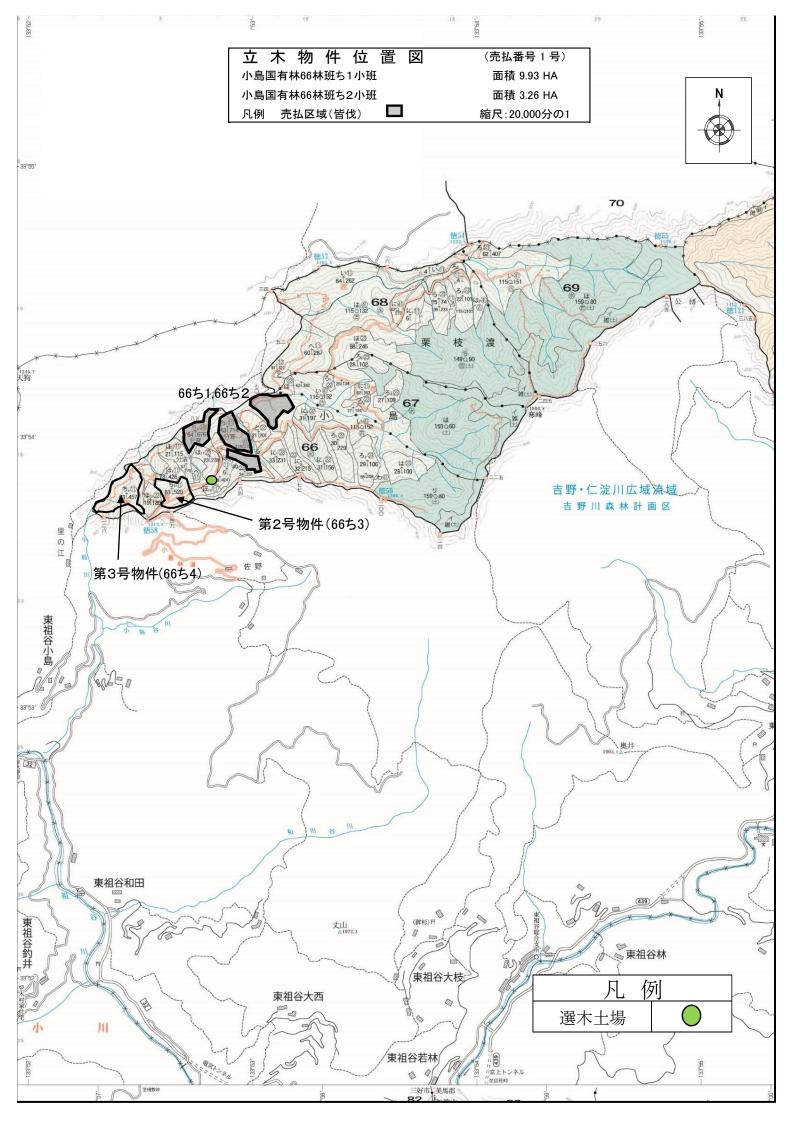
7.38

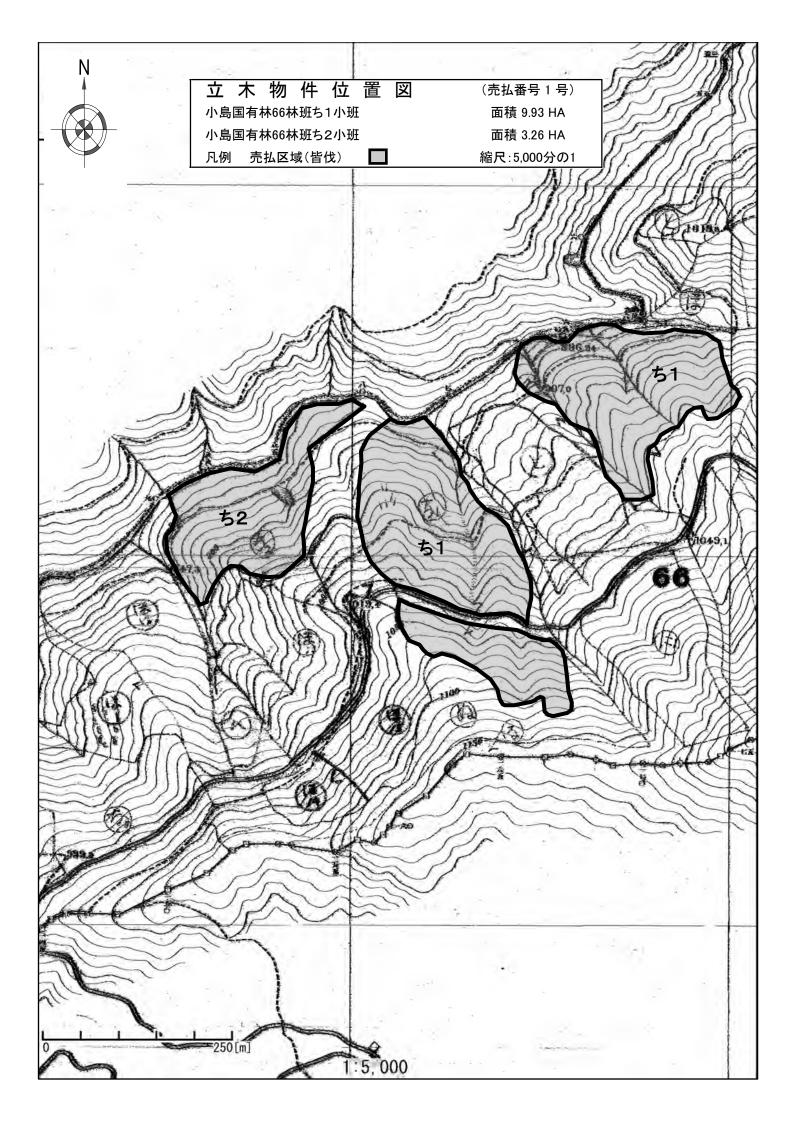
		/]	<u>`冲</u>	当円	1 ሳጥ ሀ	ሀተጥ፲	<u>担つ</u>	۷٬]۰	ルル		ı .	J.Z	6 H <i>A</i>	١	1		年生		ī									第	
<u> </u>		スギ			ノキ		ļ		カマッ				トラ				ズメ				ヤキ				<u>トクラ</u>		1	その	
直 径	本 数	材 積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	杪
8	8	0.18																							<u> </u>				
10	12	0.48	<u> </u>																								<u> </u>	$\longrightarrow$	
12	55	3.85					ļ																				<u> </u>		
14	69	7.59																							<u> </u>		<u> </u>		
16	85	12.75		1	(	0.13	ļ																				<u> </u>		
18	95	19.00		1	(	0.19	ļ																				<u> </u>		
20	123	31.98		1	(	0.25	ļ																				<u> </u>		
22	151	49.83																							<u> </u>		<u> </u>		
24	148	59.20					ļ					1	(	0.29		1	(	0.29						1	(	0.31	<u> </u>	14	
26	154	75.46																										15	
28	201	116.58										1	(	).45											<u> </u>		<u> </u>	4	
30	188	129.72					ļ																				<u> </u>	2	
32	189	153.09		2		1.60																			<u> </u>			1	
34	202	181.80																						1	(	0.54		2	
36	187	194.48																		1	(	0.90			L_				
38	167	200.40																							L_				
40	167	227.12																							$ldsymbol{ld}}}}}}$				
42	145	214.60																		1		1.21							
44	142	235.72						1	-	1.37										1		1.31							
46	96	177.60																											
48	73	146.00																											
50	53	114.48																											
52	31	73.78																											
54	26	66.30																											
56	11	30.16																											
58	6	18.35																											
60	1	3.03																											
62																													
64	5	17.34																											
66																													
68	5	19.93																											
70																													
72																													
74																													
76																													
78																													
80																													
82			<u> </u>																						<u> </u>		$ldsymbol{f eta}$		

2,847 2,603.75

14(物件明細)	小島国有林66林班ち1小班外1	13.19 ha	第 1 号
----------	-----------------	----------	-------

4 (初作)	月7四/	小足	可当作的	100杯班	コリツ班	:7F I		13.	.19 h	а	1			_							1				<u> </u>	1号
	ス	ギ	۲	ノキ	ア	カマツ		•	クリ			ナ	トラ		3	ズメ		ケ	ヤキ			Ħ	トクラ		そ(	の他L
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材系	責	本 数	材	積	本	数	材積	本	数	材積	į .	本 数	材	積	本	数	材	積	本 数	材 積
8	15	0.32																								
10	65	2.60																								
12	137	9.59	1	0.07																						
14	243	26.73	2	0.20																						
16	328	51.63	2	0.28																						
18	442	98.81	2	0.38																						
20	531	150.30	4	1.18																						
22	632	232.61	1	0.33																						
24	613	273.10	4	1.64								4	1.0	4	6	1.95	5					2	(	0.64	43	12.45
26	655	351.01	4	1.95				1		0.36		3	0.9	4	2	0.88	3					1	(	).41	41	14.69
28	706	449.88	3	1.69								2	0.8	1	2	0.78	3								18	7.76
30	768	564.72	6	4.50								3	1.3	5	3	1.59	)								8	4.13
32	765	659.97	9	7.10								2	1.2	2			$\downarrow$	1	(	0.57		2	1	.22	7	4.19
34	744	734.64	2	1.61								1	0.6	3			$\perp$					1	(	).54	5	3.30
36	722	793.68	8	8.97	1	0.7	74					1	0.7	6				1	(	0.90					4	2.84
38	619	778.96	7	8.70													4								2	1.60
40	613	851.52	6	8.08	1	1.1	0																			
42	554	840.37	3	4.17											1	0.99	)	1	-	1.21						
44	459	777.79	1	1.62	1	1.3	37					1	1.3	7	1	1.07	7	1	-	1.31						
46	363	671.55	1	1.82				1		1.27																
48	287	574.00																								
50	252	554.27	4	8.48				1		1.47																
52		247.52	2	5.07													-									
54	80	207.24			1	2.5	55										-									
56	42	116.65															4									
58	24	71.81															4									
60	25	80.55															4									
62	4	13.58															-									
64	15	54.77					_					_		$\perp$			+				1					
66	9	34.49					_					_		$\perp$			+				_					
68	12	48.26									-	_		-			+									
70	3	13.50					_					$\dashv$		+			+									
72	2	9.51					_					_		-			+									
74	1	5.41									-	_		-			+									
76	1	5.13					_					_		_			+									
78	2	10.76					_					$\dashv$		-			+									
80	1	5.25					_							$\perp$			+									
82							_					$\dashv$		-			+									
							_				-	_		+			+									
計	10,838	10,372.48	72	67.84	4	5.	76	3		3.10		17	8.1	2	15	7.2	6	4		3.99		6		2.81		
																									11,087	10,522.32





徳島 森林管理署

1(物件番号) 第 2 号

2(物件所在地 徳島県三好市東祖谷小島 及び国有林名等) 小島国有林66林班ち3小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 3.25 HA

5(林齢) 67 年生

### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	1,408	1,482.47	
ヒノキ	888	556.32	
計	2,296	2,038.79	

### 7(立木の調査方法)

「輪尺・測高器を用いた標準地調査」

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限の有無及び種類)

|水源涵養保安林

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

小島林道の使用は11t仕様車以下とします。

## 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷させない措置を講ずること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に務めること。
- ⑦既設作業道の利用が可能です。

## 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は徳島森林管理署 業務グループへ問い合わせ下さい。

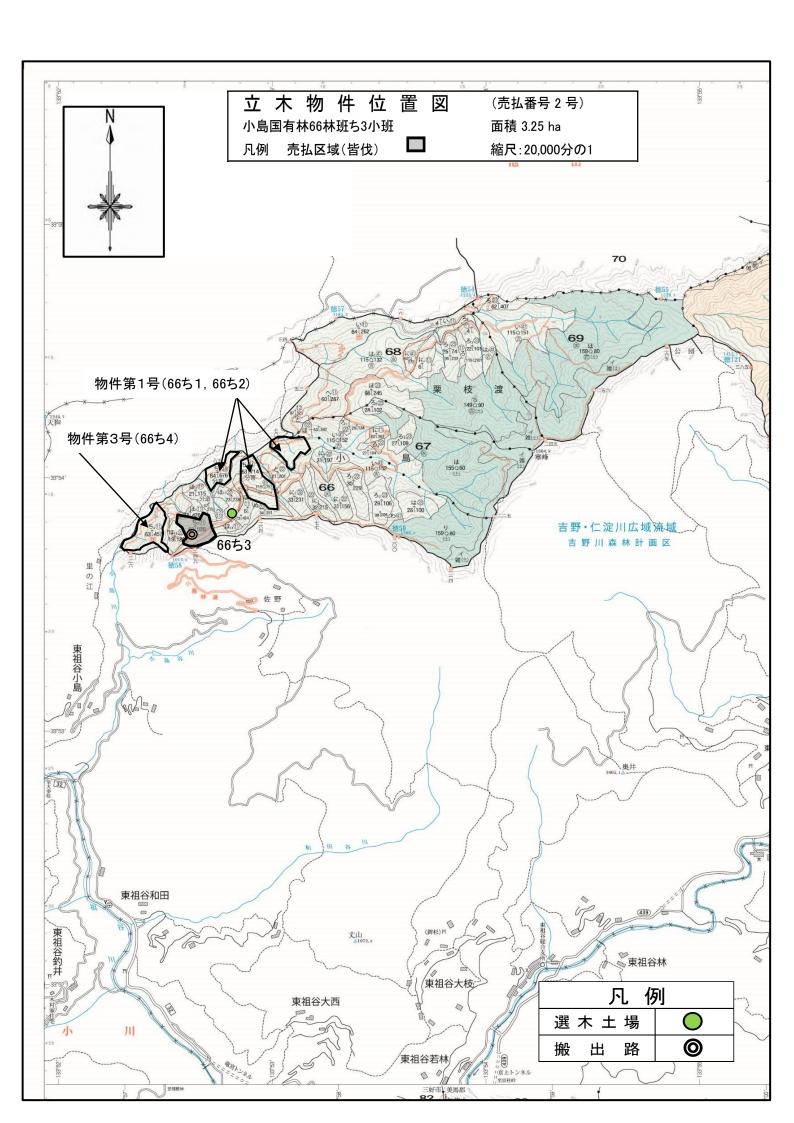
(徳島森林管理署:088-637-1230)

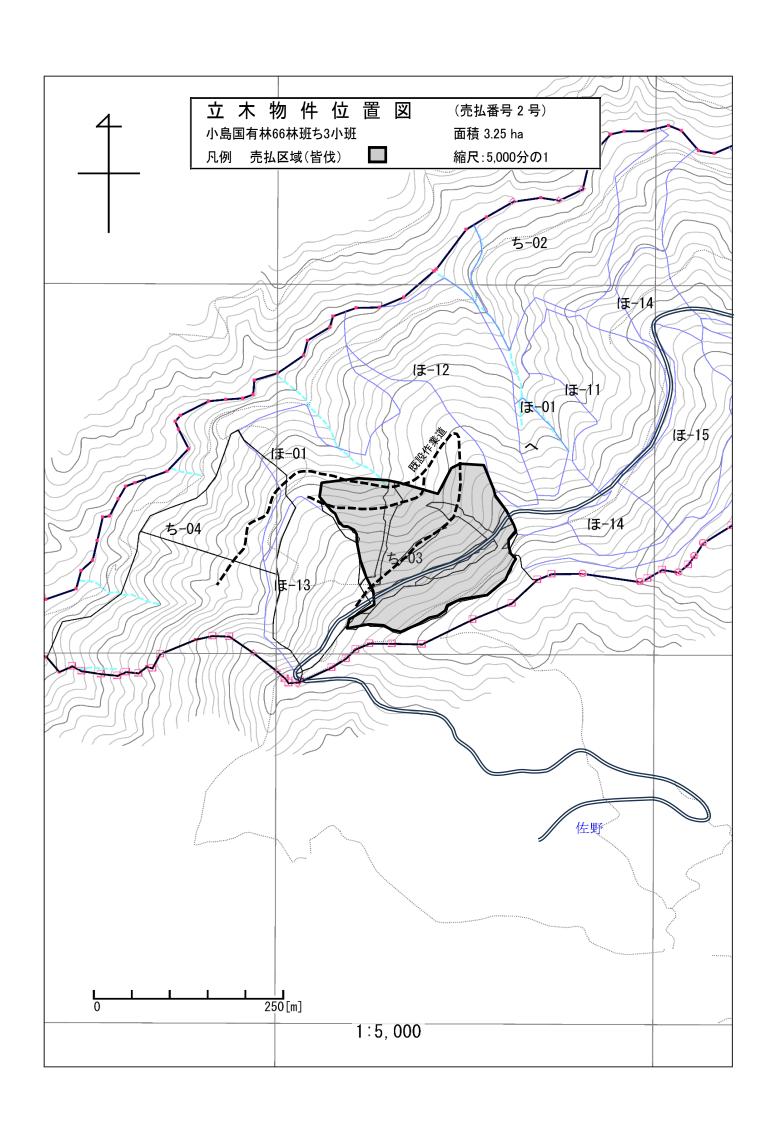
### 13(その他)

14(物件明細) 小島国有林66林班ち3小班 3.25 HA 67 年生 第 2 号

	3 4444 /				<u>==</u>	101	1100	イインリュ	-50	.1 2	<u> </u>			0.20	J III	`—		<u> </u>	<u>+                                    </u>			ਨਾ	2 -	
		ス	ギ			ᆫ,	ノキ																	
直径	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
10						$\Box$												$ \bot $						
12																								
14						╛				$\Box$								$\Box$				$\Box$		
16		32		4.91																				
18						$\Box$																		
20		80	2	20.78	<u> </u>	24		6.48		ļ												ļ		
22		49	1	8.97		24		7.44		$\Box$								$\Box$				$ \bot $		
24		81	3	35.01		120	50	0.40		ļ														
26		48	2	24.70	1	216	107	7.04		ļ														
28		130	8	0.65		96	55	5.68		ļ														
30		97	7	6.56		96	53	3.76																
32		147	12	25.46		96	<b>7</b> 1	1.04		$\Box$								$\Box$				$\Box$		
34		48	4	9.89	<u> </u>	120	104	4.40														ļ		
36		97	11	3.84	<u> </u>	24	15	9.68		$\Box$								$\Box$				$\Box$		
38		179	22	24.91	<u> </u>	48	<b>5</b> 1	1.60														ļ		
40		162	22	29.49		24	28	8.80		$ \bot $								$ \bot $				ļ		
42		16	2	25.84		$\bot$				_								_				_		
44		114	18	39.58	<u> </u>	$\dashv$		<u> </u>		$ \bot $								$ \bot $				_		
46		64	10	7.47		$\bot$				_								_				_		
48						$\dashv$				$\dashv$								$\dashv$				$\dashv$		
50		16	3	86.15		_				$ \rightarrow $				_				$\dashv$				$\dashv$		
52			·		<u> </u>	_				_								$ \bot $				_		
54		32	7	2.79		$\dashv$				$\dashv$								$\dashv$				$\dashv$		
56		-			<u> </u>	_				_				_				_				_		
58		16	4	5.47		_				_				_				$\dashv$				$\dashv$		
60		-		-	<u> </u>	$\dashv$		$\longrightarrow$		_								_				$\dashv$		
62		$\dashv$		-	<u> </u>	$\dashv$		$\longrightarrow$		_				_				_				$\dashv$		
64		$\dashv$			<u> </u>	_				$\dashv$								$\longrightarrow$				$\dashv$		
66		$\dashv$		-	<u> </u>	$\dashv$		-		_				_				_				$\dashv$		
68		$\dashv$		-	<u> </u>	$\dashv$		$\overline{}$		_								_				4		
70		$\dashv$		-	<u> </u>	$\dashv$		$\longrightarrow$		_				_				_				$\dashv$		
		_				$\dashv$				_								$\dashv$				$\dashv$		
			·			_				_								$\dashv$				_		
計	1,	,408	148	32.47	ì	888	556	6.32	<u> </u>															

2,296 2,038.79





徳島 森林管理署

1(物件番号) 第 3 号

2(物件所在地 徳島県三好市東祖谷小島 及び国有林名等) 小島国有林66林班ち4小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.48ha

5(林齢) 68年生

# 6(物件の種類)

 樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	3,151	3,256.16	
ヒノキ	753	390.01	
アカマツ	1	2.68	
ŧξ	1	2.19	
ツガ	1	1.63	
ナラ	5	5.39	
サクラ	6	2.87	
その他 L	27	11.99	
低 質 材 L	1	0.26	
計	3,946	3,673.18	

# 7(立木の調査方法)

「輪尺・測高器を用いた毎木調査」

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に 従うこと。

小島林道の使用は11t仕様車以下とします。

# 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷させない措置を講ずること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- 5盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に務めること。

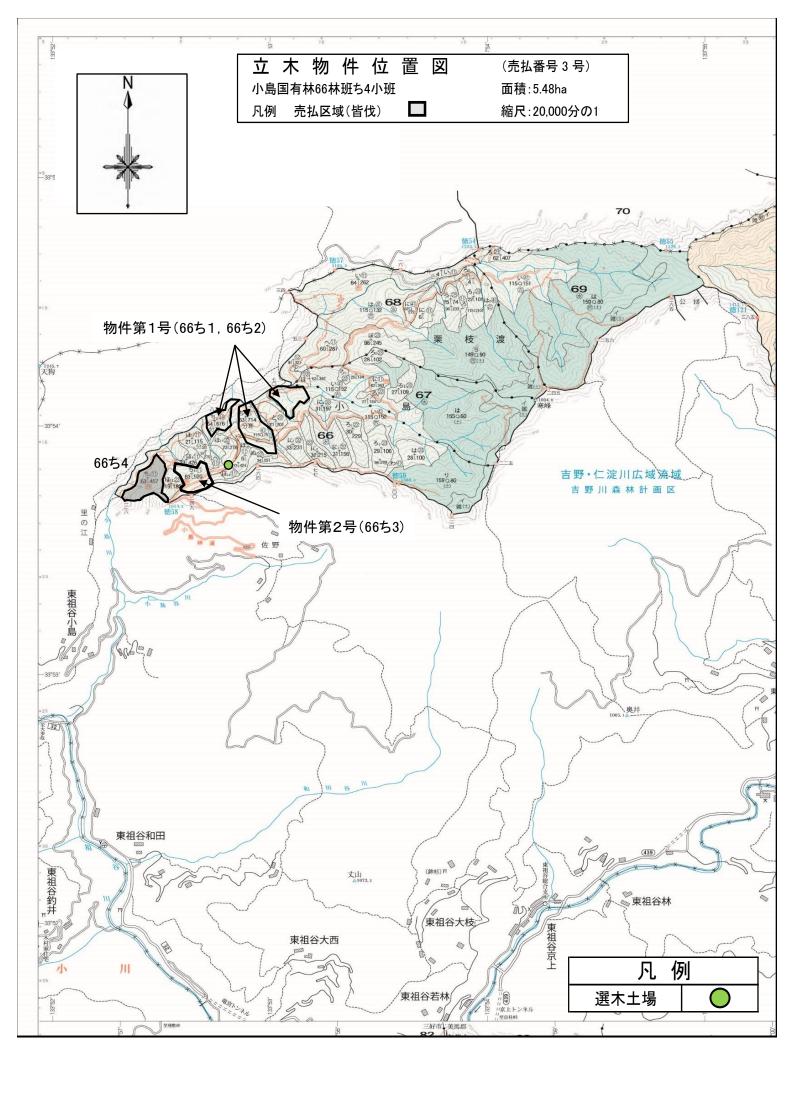
# 12(現地案内)

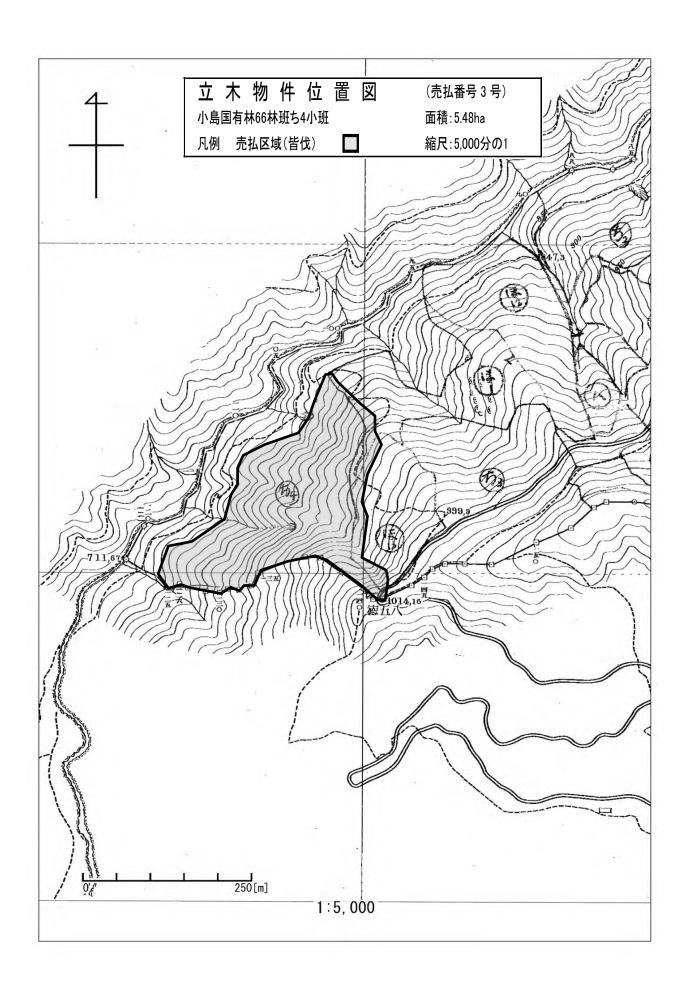
現地案内を希望されます方は徳島森林管理署 業務グループへ問い合わせ下さい。 (徳島森林管理署:088-637-1230)

# 13(その他)

物件則		<del></del>		木66林玑 ノキ			マツ			.48 <del>T</del> 3				年 <u>生</u> ′ガ			+	<u>ー</u>		+	トク		Ι.	70	)他L				· 号 対L
直 径	本 数			1	1							本			積	本			積							T			
8	1 220	13 120	1 22.	1. 12				1/	1		17.		-	.,	12		7,7		123	, ,,,	Ť	17 17		,,,,		1/2	, ,	1	<del></del>
10	7	0.28	1	0.03																									
12	23	1.38	1	0.05																									
14	43	4.30	7	0.63																									
16	59	8.85	15	1.95																									
18	74	14.80	35	6.30																									
20	101	27.27	50	12.00																									
22	126	42.84	69	20.01																								1	(
24	159	66.78	72	25.92																-	1	0.31		6	1.8	32			
26	191	97.41	99	43.56																-	1	0.36		8	2.8	31			
28	194	118.34	107	53.50													1	0.	45					4	1.5	53			
30	219	157.68	95	57.00																2	2	0.98		2	1.0	)2			
32	234	196.56	71	47.57																				2	1.1	0			
34	259	243.46	48	37.44													3	1.	.85	2	2	1.22		2	1.2	26			
36	252	272.16	39	35.49																				1	0.6	66			
38	225	270.00	24	24.00																									
40	203	267.96	11	12.65																				1	0.8	35			
42	177	261.96	7	8.75																				1	0.9	94			
44	163	264.06																											
46	142	257.02	2	3.16																									
48	108	210.60																											
50	75	162.00																											
52	45	104.40											1	1.0	63														
54	23	58.65				ļ				$\perp$											$\perp$							$\perp$	
56	15	40.80				$\bot$				$\perp$		_									$\perp$							$\perp$	
58	13	38.61				$\bot$				1	2.19	<u> </u>																$\perp$	
60	16	50.56								$\perp$											$\perp$							$\perp$	
62	3	10.22				1	2.0	68													$\perp$								
64	2	7.21								$\perp$		$oxed{oxed}$									$\perp$							$\perp$	
66						$\bot$				$\perp$		<u> </u>									$\perp$							$\perp$	
68										$\downarrow$											$\perp$							↓	
70						$\bot$				$\perp$		_									$\perp$							$\perp$	
80					_					$\downarrow$							1	3.	.09		$\downarrow$					_		_	
					<u> </u>	_				$\downarrow$											$\downarrow$					_		_	
計	3,151	3,256.16	753	390.01		1	2.0	68		1	2.19		1	1.6	33		5	5.	39	(	3	2.87		27	11.	99		1	

3,946 3,673.18





徳島 森林管理署

1(物件番号) 第 4 号

2(物件所在地 徳島県海部郡海陽町大字小川 及び国有林名等) 皆ノ瀬国有林117林班い小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 3.52 ha

5(林齢) 57 年生

### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	4,615	1,650.85	
計	4,615	1,650.85	

## 7(立木の調査方法)

「輪尺・測高器を用いた標準地調査」

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷させない措置を講ずること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に務めること。
- ⑦国道193号線への材の滑落・落石防止対策に務めること。

### 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は徳島森林管理署 業務グループへ問い合わせ下さい。

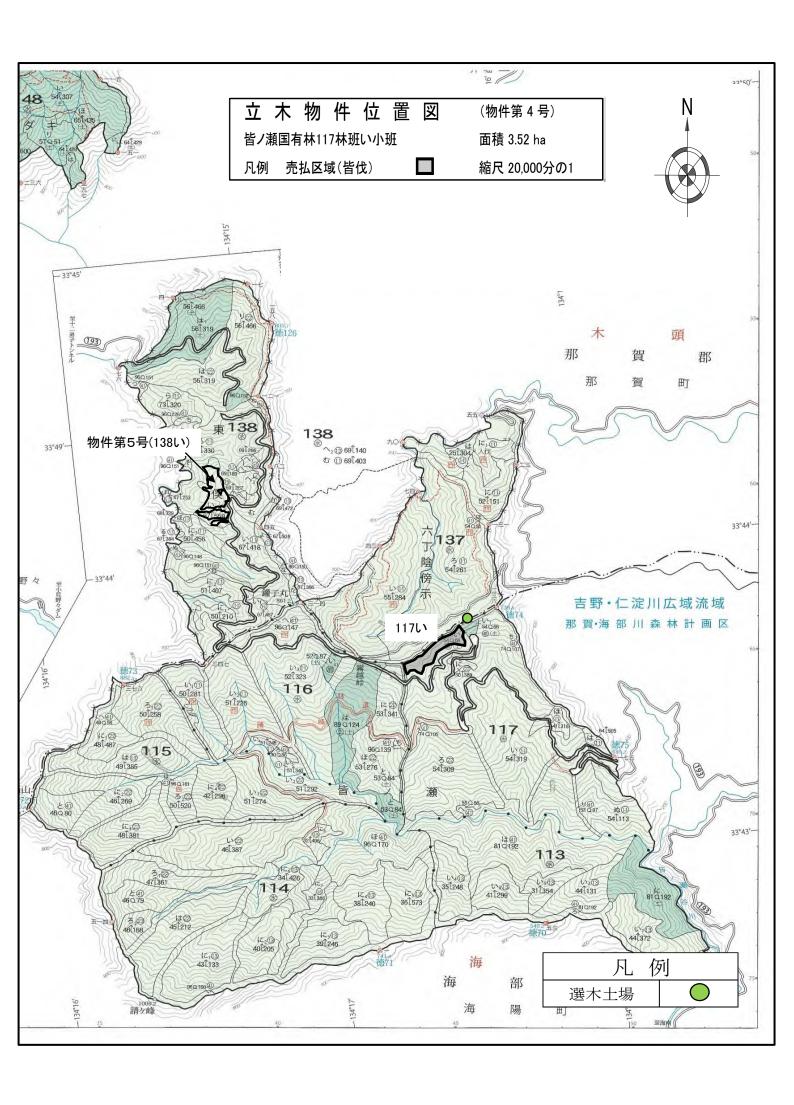
(徳島森林管理署:088-637-1230)

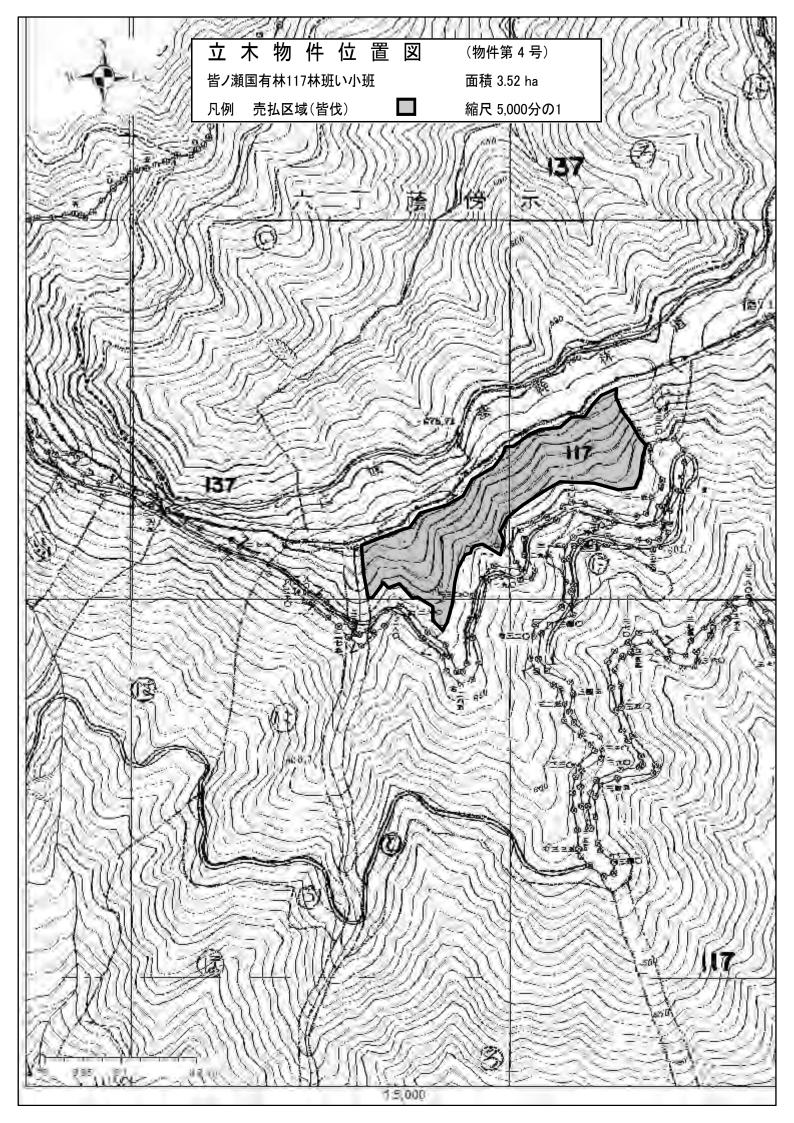
# 13(その他)

|この物件については、標準地調査法により得られたデータ(本数・材積)です。

物件明		<u>皆</u> / .ギ																		第		
直径	本 数		本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	
10	176	8.10																				
12	352	23.58																				
14	334	33.27																				
16	424	58.08																				
18	493	90.11																				
20	440	108.06																				
22	317	96.62																				
24	475	176.17																				
26	353																					
28	265																					
30	387	237.06																				
32	281	198.18																				
34	106																					
36	124	119.32																				
38	70																					
40	18	23.23																				
42																						
44																						
46																						
48																						
50																						
52																						
54																						
56																						
58																						
60																						
62																						
64																						
66																						
68																						
70																						
計	4,615	1650.85																				

4,615 1,650.85





徳島 森林管理署

1(物件番号) 第 5 号

2 (物件所在地 徳島県那賀郡那賀町大字海川 及び国有林名等) 東俣国有林138林班い2小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 3.34 ha

5(林齢) 70 年生

6(物件の種類)

( 1/3   1			
樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	2,785	2,417.87	
計	2,785	2,417.87	

### 7(立木の調査方法)

「輪尺・測高器を用いた標準地調査」

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限の有無及び種類)

水源涵養保安林

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷させない措置を講ずること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に務めること。

### 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は徳島森林管理署 業務グループへ問い合わせ下さい。

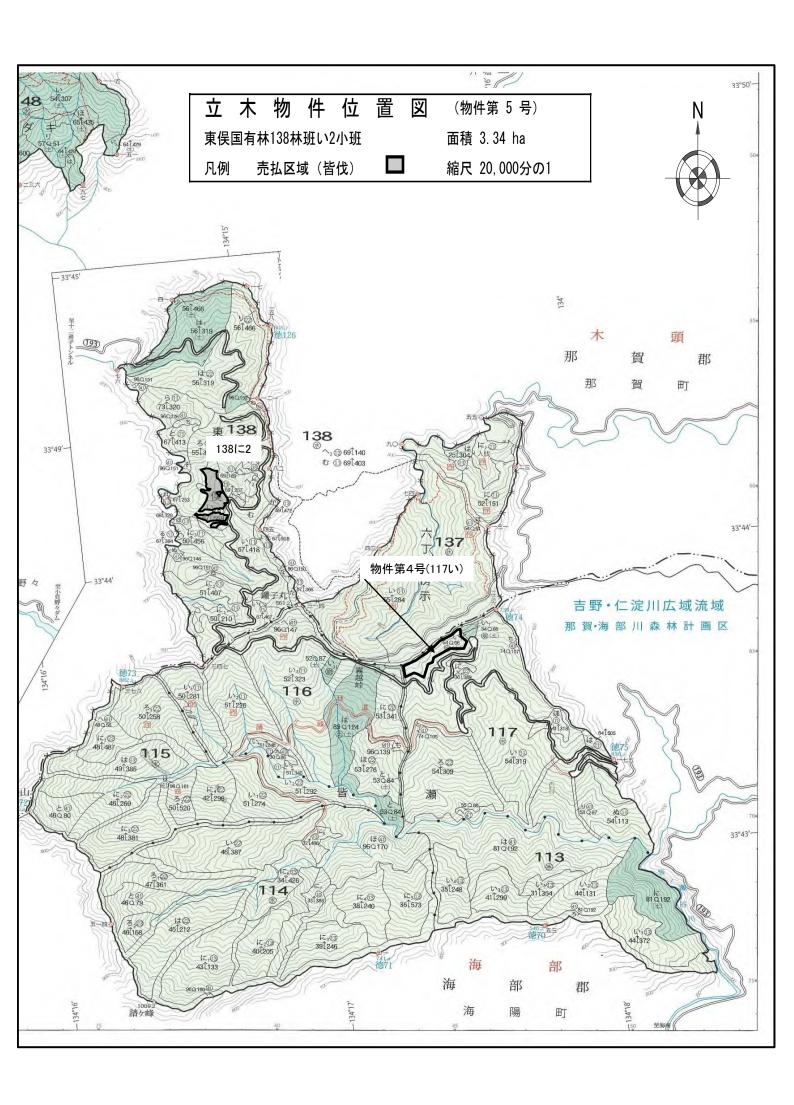
(徳島森林管理署:088-637-1230)

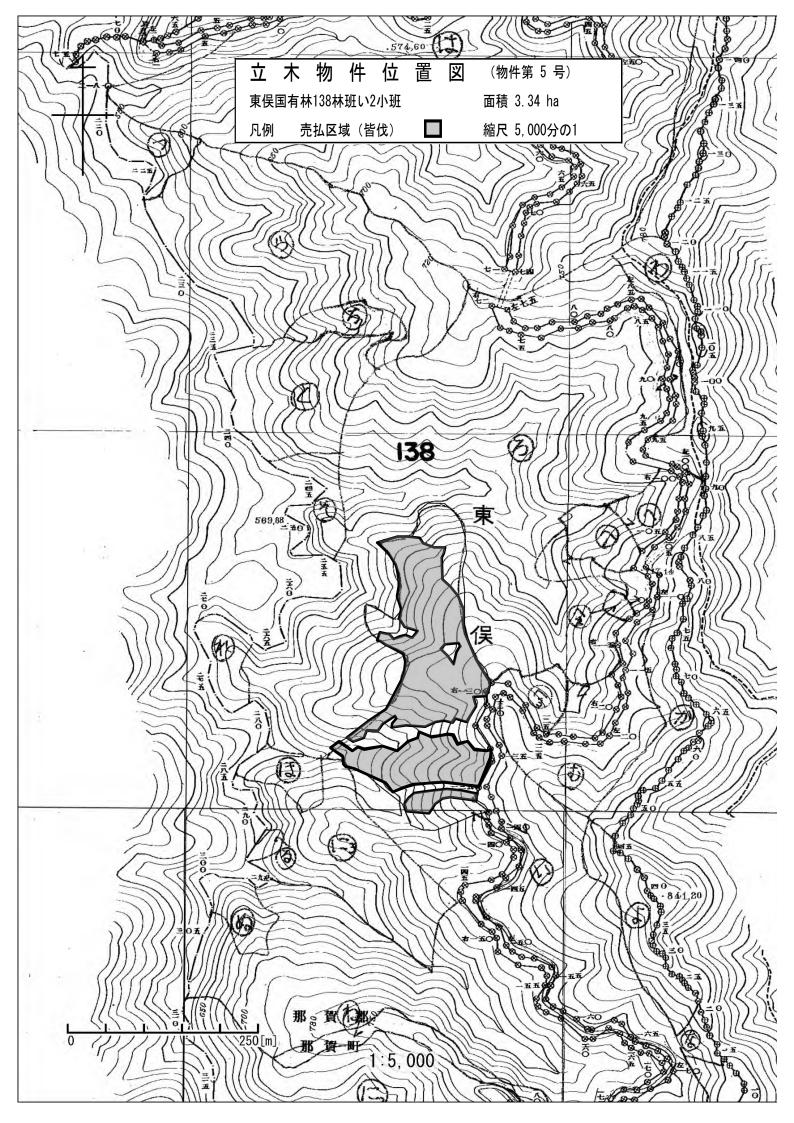
# 13(その他)

この物件については、標準地調査法により得られたデータ(本数・材積)です。

14 <u>(物件</u> 明	月細)	東	[俣[	国有	林13	8林፤	<u> </u>	2小	班			3.	34 ha	1		70	年生	Ξ		第	5 -	<u> </u>
		スギ																				
直径	本 数	材 積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
10																						
12	36	2.40																				
14																						
16																						
18	54	10.17																				
20	129	33.64																				
22	129	42.70																				
24	92	36.97																				
26	129	60.81																				
28	203	113.86																				
30	351	231.79																				
32	314	232.53																				
34	296	254.34																				
36	296	286.87																				
38	166	184.65																				
40	111	136.41																				
42	111	154.15																				
44	148	224.76																				
46	148	245.46																			<u> </u>	
48	36	71.35																				
50	18	39.00																			<u> </u>	
52																					<u> </u>	
54																					<u> </u>	
56				_			<u> </u>	_							<u> </u>							
58				_															_		<del></del>	
60	18	56.01																	_		<del></del>	
62															<u> </u>							
64																			_		<del>                                     </del>	
66																			_		<del></del>	
68				_															-			
70															<u> </u>							
				_											-				_			
				_											1							
計	2,785	2417.87										ļ			<u> </u>							

2,785 2,417.87





# 香川森林管理事務所入札案内書

(第4回)

〒761-8064 香川県高松市上之町2丁目8-26 TEL: 087-866-6622

入 札 日 時:令和7年11月27日(木)実施(10時00分締切 即時開札)

入 札 場 所:香川森林管理事務所 会議室

契約締結期限:令和7年12月4日(木)

## 売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数(本)	材積(m3)	備考
第 1 号	皆 伐	香川県東かがわ市西山 兼広国有林9林班ろ2小班	ヒノキ外	5, 904	2, 329. 00	分収育林
第2号	皆 伐	香川県仲多度郡まんのう町勝浦 三頭国有林 56 林班は小班	ヒノキ外	2, 341	1, 217. 01	分収育林
第3号	皆 伐	香川県仲多度郡まんのう町勝浦 奈良ノ木国有林 57 林班い 6 小班	ヒノキ外	4, 861	3, 570. 34	分収育林

## 分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第1号	8名	0	49.93 □
第2号	1名	0	38.63 □
第3号	2名	0	61.12 🏻

## 入札結果一覧

入札	5 1	香札	4 1	香札	3 看	香札	2 看	香札	1 春	香札	備考
人員	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	)## <i>1</i> 5
											第1号
											第2号
											第3号

香川森林管理事務所

1(物件番号) 第1号

2(物件所在地 香川県東かがわ市西山 及び国有林名等) 兼広国有林9林班ろ2小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.96ha

5(林齢) 73年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	1	2.65	
ヒノキ	5,656	2,204.50	
アカマツ	13	8.44	
カシ	11	4.52	
ナラ	82	30.74	
ケヤキ	1	8.51	
サクラ	16	6.08	
その他L	124	63.56	
計	5,904	2,329.00	

## 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に 従うこと。

#### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。
- ⑤民有林地内に支障木が発生する場合は、予め地権者と協議すること。
- ⑥道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑦末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑧林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑨当該区域及び周辺区域は保安林です。形質変更行為には作業許可等の手続きが必要です。

## 12(現地案内)

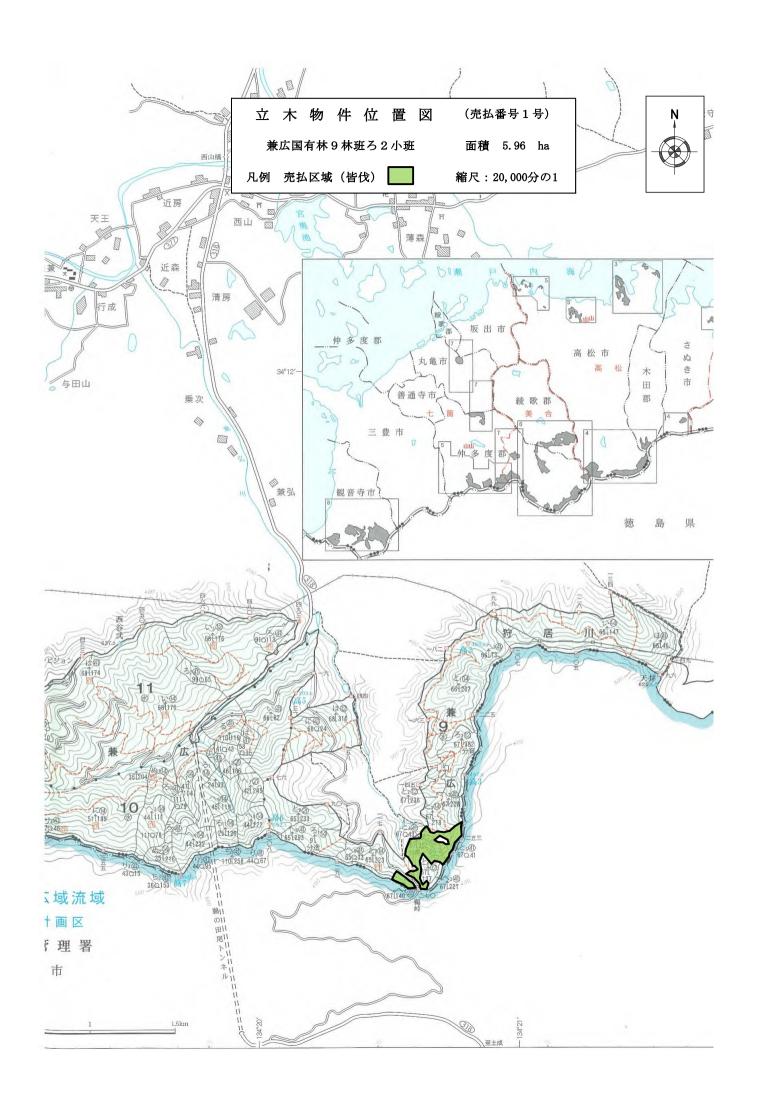
現地案内を希望されます方は、香川森林管理事務所業務グループまでご連絡ください。 (香川森林管理事務所:087-866-6622)

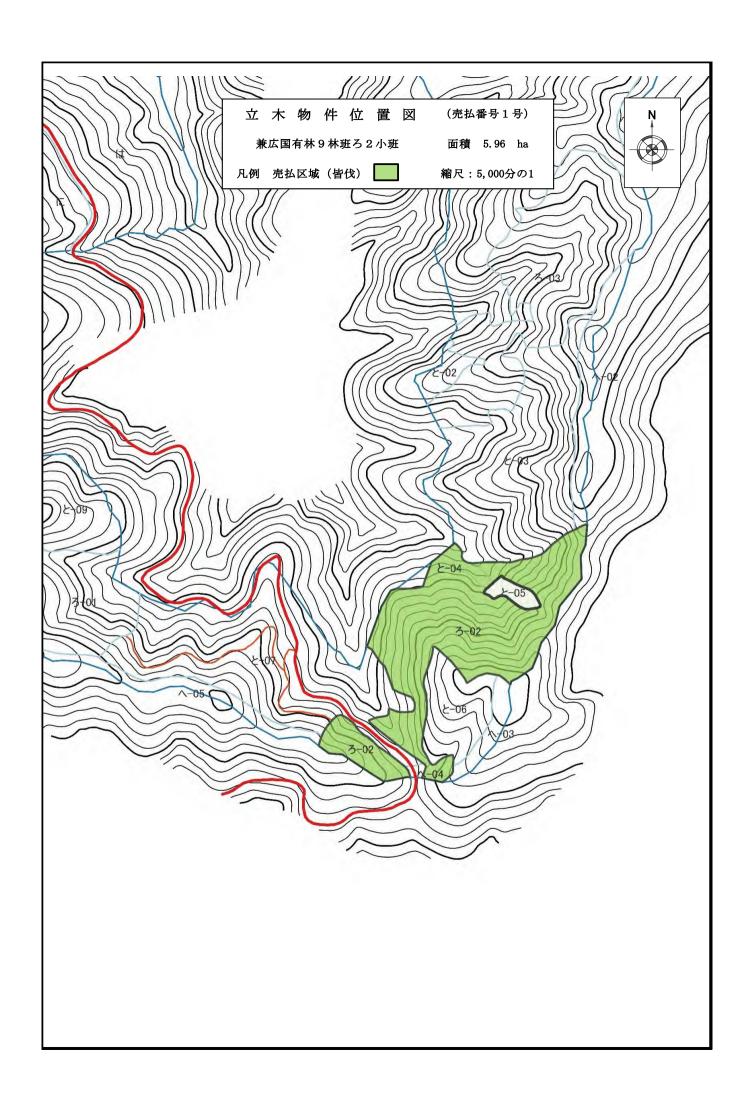
#### 13(その他)

当該物件は分収育林です。別紙「分収育林箇所の立木販売における特約事項」を熟知のうえ、入札してください。

物件明			広国有	林9林班2	52小班	<u> </u>	5.9	96ha	73:	年生	ı						ı	<u>第1号</u>	
	,	スギ		ノキ		マツ		シ		<u>ーラ</u>			7+			<u>クラ</u>		<u>その他L</u>	
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本	数	材積	本	数	材 積	本数	女 材	<b>1</b>
8			14	0.42														$\bot$	
10			50	2.50														$\bot$	
12			173	12.11															
14			318	34.98															
16			472	70.80														$\perp$	
18			571	108.49															
20			677	169.25														$\bot$	
22			639	210.87															
24			631	239.78	1	0.27	1	0.24	19	5.09					4	1.02	2	1	5
26			566	260.36	2	0.70	7	2.26	27	8.41					5	1.54	2	1	6
28			489	259.17					12	4.50					1	0.42	2	2	8
30			345	217.35	3	1.68			11	4.62					2	0.77		9	3
32			280	198.80	2	1.09			6	2.90					2	1.06	1	0	5
34			162	134.46			1	0.59	2	1.22								7	4
36			114	103.74	1	0.69	2	1.43							1	0.62	1	1	7
38			61	61.00					2	1.50					1	0.65		8	6
40			47	54.05	2	1.67			3	2.50								5	4
42			21	26.25														3	3
44			11	15.73	1	1.24												3	3
46			7	10.85														2	2
48			6	10.02	1	1.10												2	2
50			2	3.52															
52																			
54																			
56																			
58	1	2.65																	
110												1	8.51						
計	1	2.65	5,656	2,204.50	13	8.44	11	4.52	82	30.74		1	8.51		16	6.08	12	.4	6

5,904 2,329.00





香川森林管理事務所

1(物件番号) 第2号

2(物件所在地 香川県仲多度郡まんのう町勝浦

及び国有林名等) 三頭国有林56林班は小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 2.23ha

5(林齢) 61年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	27	18.60	
ヒノキ	2,296	1,193.45	
その他 L	8	3.12	
低質材L	10	1.84	
計	2,341	1,217.01	

## 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎末調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

県立自然公園第3種特別地域

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に 従うこと。

#### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。
- ⑤民有林地内に支障木が発生する場合は、予め地権者と協議すること。
- ⑥道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑦末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑧林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑨当該区域及び周辺区域は保安林です。形質変更行為には作業許可等の手続きが必要です。

## 12(現地案内)

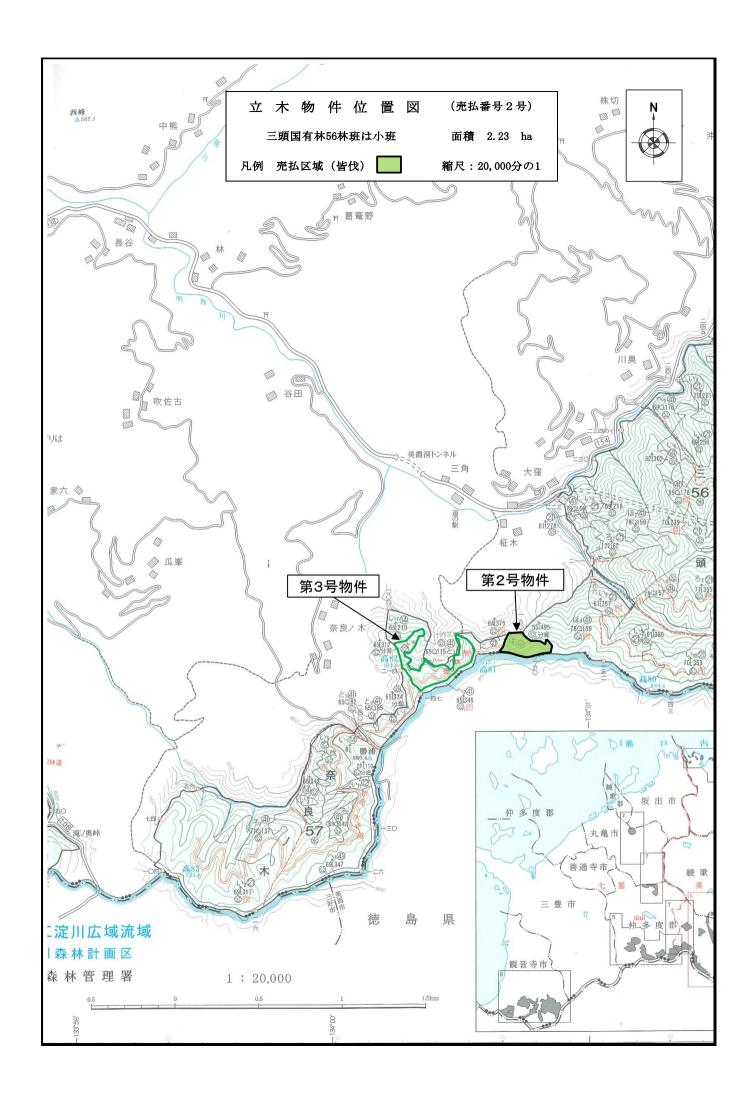
現地案内を希望されます方は、香川森林管理事務所業務グループまでご連絡ください。 (香川森林管理事務所:087-866-6622)

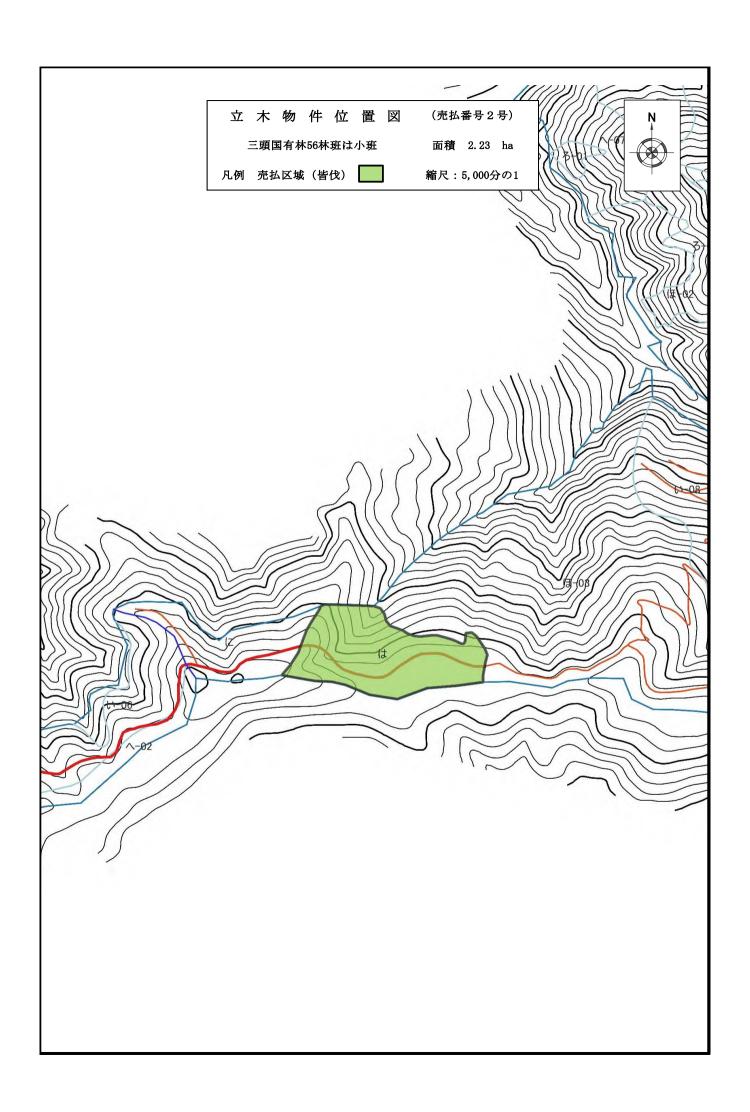
#### 13(その他)

当該物件は分収育林です。別紙「分収育林箇所の立木販売における特約事項」を熟知のうえ、入札してください。

物件	<u>明細)</u>		頭国有	林56林班	は小班		2.2	23ha	6	1年 <u>5</u>	<u> </u>										第	2号	
$\geq$		スギ		ンキ		D他L		質材L															
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 蕦	数 材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	:
8			6	0.12																			
10	5	0.19	11	0.44																			
12	1	0.04	31	2.48																			
14			64	7.68																			
16			79	13.43			1	0.09															
18	1	0.19	112	24.64			4	0.65															
20			164	45.92			3	0.58															
22	2	0.68	238	80.92			2	0.52															
24	2	0.68	277	110.80	3	0.89																	
26	3	1.53	295	144.55	1	0.34																	
28	3	1.57	302	166.10	1	0.42																	
30	1	0.57	227	152.09	2	0.98																	
32	1	0.67	224	174.72	1	0.49																	
34	2	1.80	116	100.92																			
36			72	72.00																			
38	2	2.22	41	47.15																			
40			23	28.98																			
42	1	1.48	7	9.59																			
44	2	3.00	7	10.92																			
70	1	3.98																					
												<u> </u>											
												<u> </u>											
												<u> </u>											
												<u> </u>											
												<u> </u>											
										_		_											_
										_		_											
計	27	18.60	2,296	1,193.45	8	3.12	10	1.84															

2,341 1,217.01





香川森林管理事務所

1(物件番号) 第3号

2(物件所在地 香川県仲多度郡まんのう町勝浦 及び国有林名等) 奈良ノ木国有林57林班い6小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.03ha

5(林齢) 71年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	1	2.79	
ヒノキ	4,846	3,562.86	
その他 L	14	4.69	
計	4,861	3,570.34	

## 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎末調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

県立自然公園第3種特別地域

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に 従うこと。

#### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。
- ⑤民有林地内に支障木が発生する場合は、予め地権者と協議すること。
- ⑥道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑦末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑧林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑨当該区域及び周辺区域は保安林です。形質変更行為には作業許可等の手続きが必要です。

## 12(現地案内)

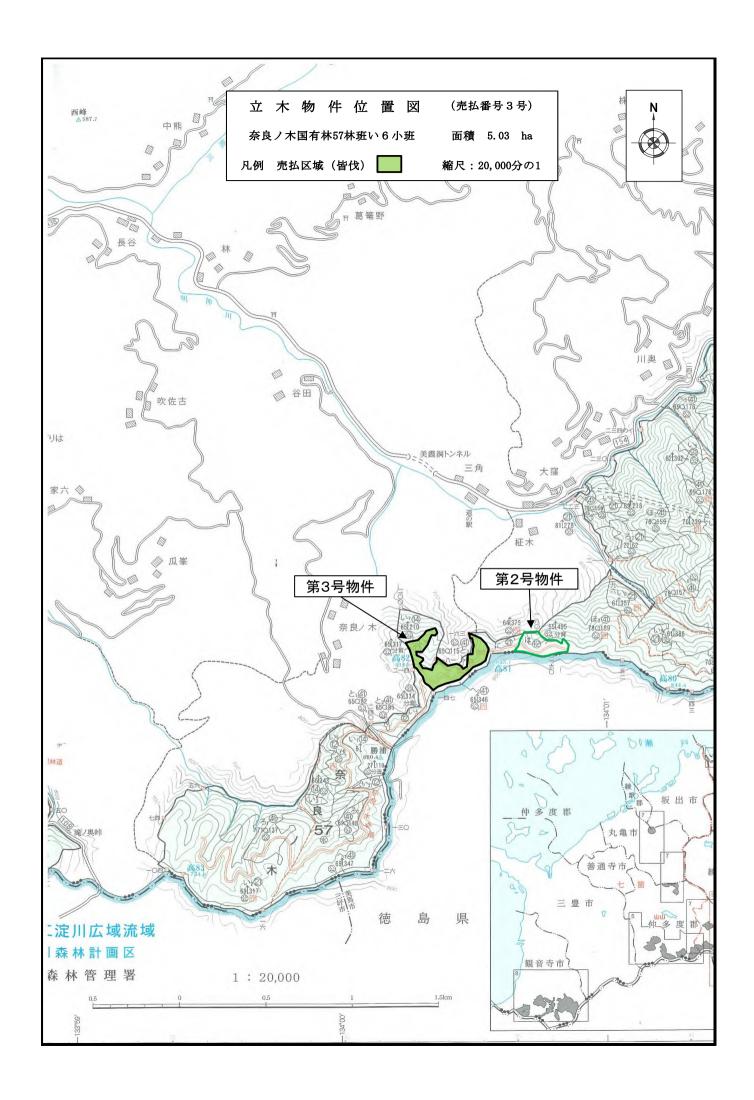
現地案内を希望されます方は、香川森林管理事務所業務グループまでご連絡ください。 (香川森林管理事務所:087-866-6622)

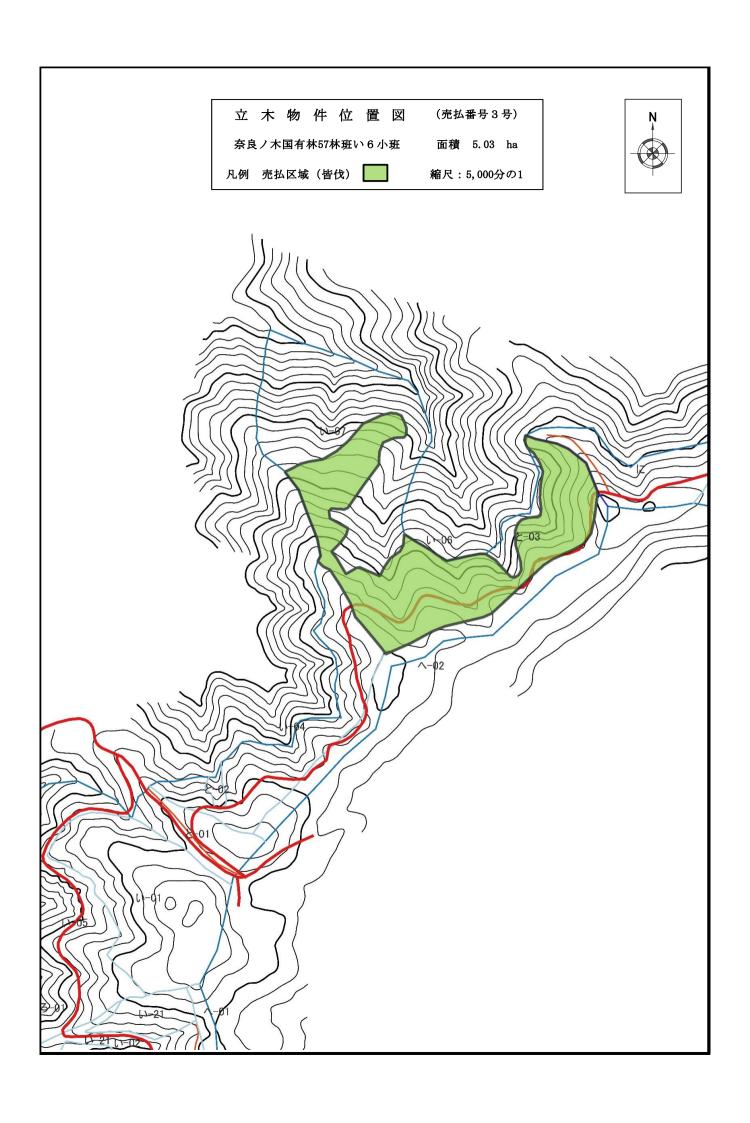
#### 13(その他)

当該物件は分収育林です。別紙「分収育林箇所の立木販売における特約事項」を熟知のうえ、入札してください。

		奈良									71:	-												3号	_
± 47		スギ		ンキ ###		D他L   ++ ++	<b>-</b>	#L 1	<b>1</b> 14		*-	44	1+		*-	44	1=	_	*L	++	1+	_	*L	++	_
	本 剱	材 積	本 剱	材積	本 剱	付 預	4 :	数 1	1 個	1 4	釵	ᅦ	幁	4	釵	M	幁	<u> </u>	釵	M	傾	4	剱	材	_
8			0	0.00				+		+															_
10			2	0.08																					_
12 14			6 24	0.42 2.64																					-
16			76	12.16				-		+															-
18			135					-		+															-
20			255	76.50				-		+															-
22			352	133.76				-																	-
24			416		5	1.31		-																	-
26			499	269.46	5																				-
28			598	382.72	3																				_
30			580		1			+		+															-
32			489			0.40				+															_
34			406							+															_
36			290	304.50																					_
38			281	323.15																					-
40			178																						_
42			110	157.30																					_
44			60	93.60																					_
46			51	85.68																					
48			21	38.22																					
50			15	29.40																					
52			1	2.11																					
54																									
56	1	2.79	1	2.71																					
																									_
																									_
												1		1				l							

4,861 3,570.34





## 愛媛森林管理署入札案内書

(第7回)

入 札 日 時 : 令和7年11月27日(木)実施(10時00分締切 即時開札)

入 札 場 所 : 愛媛森林管理署 会議室

契約締結期限: 令和7年12月4日(木)

## 売払物件所在場所一覧

売 払 番 号	伐採方法	物	件	所	在	地	樹種	本 数	材積	備考
第1号	皆伐	愛媛県西条市氷見	長谷山国	国有林1062	林班り小班		ヒノキ	4,482	2,054.55	分収育林
第2 <del>号</del>	皆伐	愛媛県西条市氷見	長谷山国	国有林1062	林班り1、り2	小班	ヒノキ外	11,859	5,121.31	分収育林
第3号	皆伐	愛媛県西条市氷見	長谷山国	国有林1062	林班る1小班	E	ヒノキ外	4,031	2,141.67	分収育林
第4 <del>号</del>	皆伐	愛媛県西条市坂元	丸山国有	有林1063林	班い小班		ヒノキ外	4,514	2,430.46	分収育林
第5 <del>号</del>	皆伐	愛媛県西条市西泉	赤ヶ谷山	」国有林106	34班ぬ小班	班	ヒノキ外	7,387	3,232.29	分収育林
第6号	皆伐	愛媛県四国中央市:	上居町上	野 北山10	66林班は小	班	ヒノキ外	2,621	1,832.12	分収育林
第7号	皆伐	愛媛県喜多郡内子	5中川 7	小田深山国	 有林65林班	に3小班	スギ外	8,365	5,807.40	分収育林

(別紙) 費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

<u>// 1X FI 111</u>	「一下の貝川只に	<u>日の八奴及い内</u>	して必女にりる八致に
売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第1号	39名	0	67.86□
第2号	55名	0	95.75□
第3号	4名	0	36.11□
第4号	47名	0	86.71□
第5号	71名	0	135.08□
第6号	7名	0	38.82□
第7号	5名	0	47.13□

愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第 1 号

2(物件所在地 愛媛県西条市大字氷見 及び国有林名等) 長谷山国有林1062林班り小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 4.43 ha

5(林齢) 56 年生

#### 6(物件の種類)

(1011 47 12757			
樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
ヒノキ	4,482	2,054.55	
計	4,482	2,054.55	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

都市計画法に基づく都市計画区域、鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

## 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

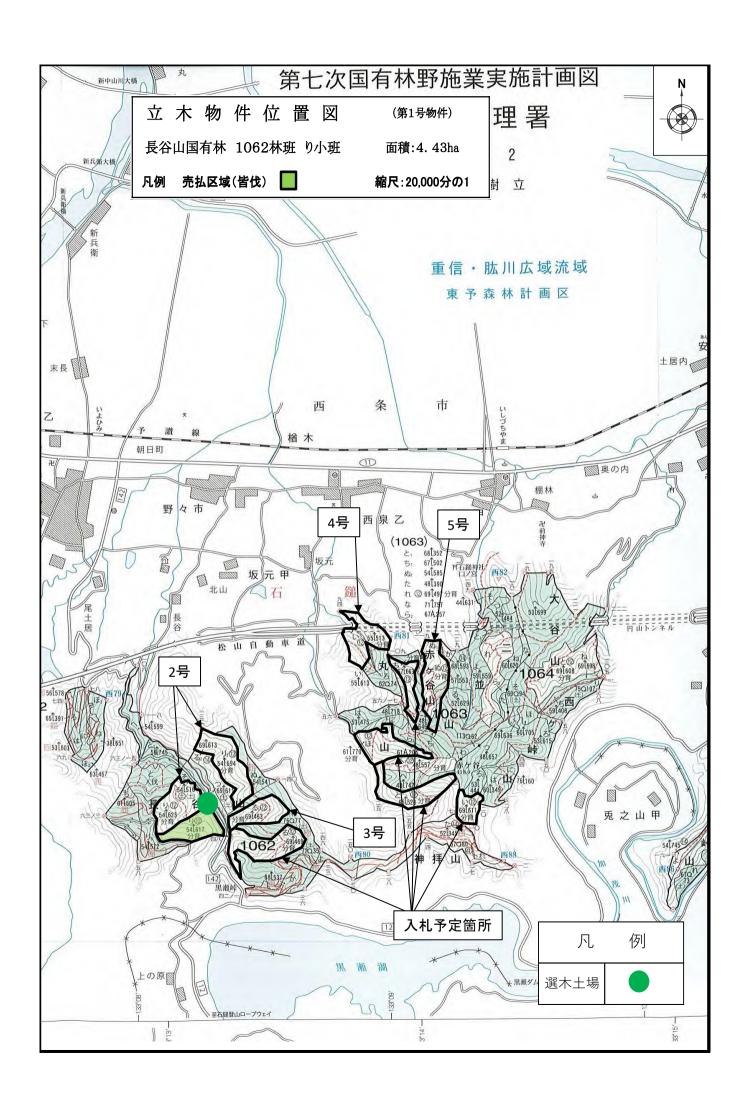
## 12(現地案内)

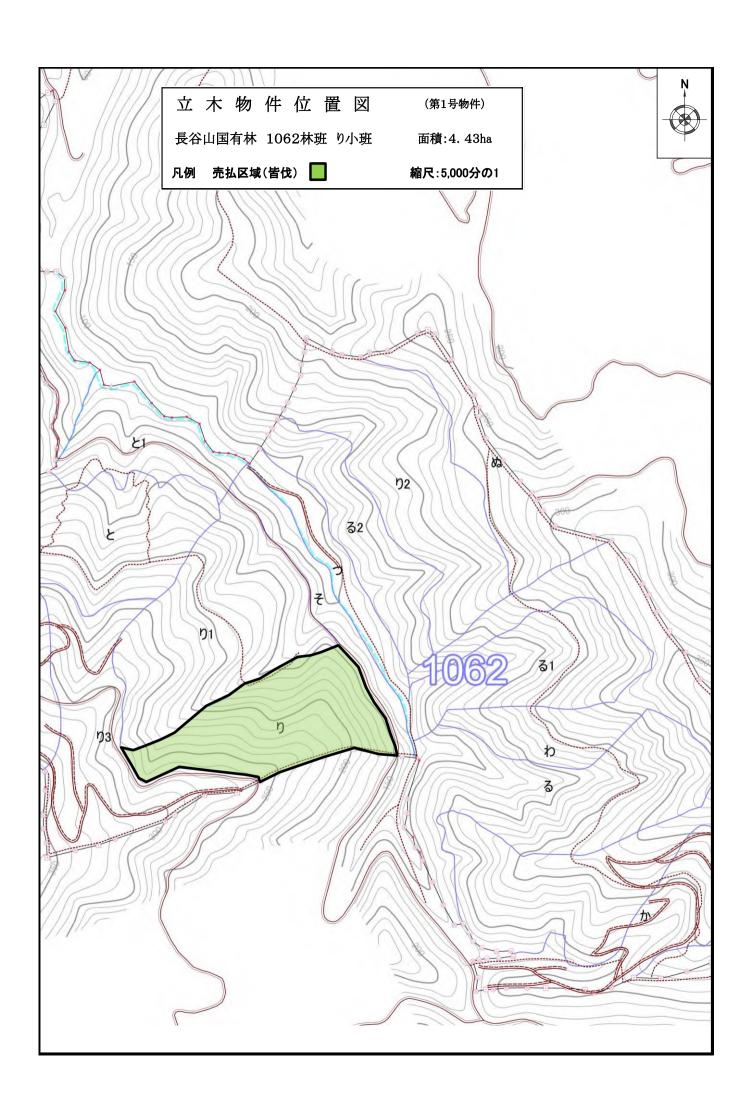
現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

## 13(その他)

14(物件6	明細)	長谷	<u> 山</u>	国有	林10	62林	班!	) <i>/</i> [\]	班			4.4	3 ha	l		56	年生	<u>:</u>						第	1 号	<u>L</u>
		:ノキ																								
直径		材 積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
8																										
10	1	0.03																								
12	3	0.23																								
14	35	3.85																								
16	190	28.50																								
18	349	73.29																								
20	481	129.87																								
22	640	217.60																								
24	692	276.80																								
26	675	330.75																								
28	496	272.80																								
30	381	255.27																								
32	235	173.90																								
34	152	132.24																								
36	80	76.80																								
38	38	39.90																								
40	22	26.40																								
42	7	9.17																								
44	5	7.15																								
46																										
48																										
50																										
52																										
54																										
56																										
58																										
60																										
62																										
64																										
66																										
68																										
70																										
72																										
74																										
76																										
78																										
80																										
82																										
計	4,482	2,054.55																								

4,482 2,054.55





愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第 2 号

2(物件所在地 愛媛県西条市大字氷見

及び国有林名等) 長谷山国有林1062林班り1、り2小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.83 ha り1 12.55ha

6.72 ha ⊌2 ∫ '²

5(林齢) 56 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
ヒノキ	11,842	5,115.49	
アカマツ	1	0.34	
ミズメ	1	0.44	
ナラ	1	0.63	
その他L	14	4.41	
計	11,859	5,121.31	

## 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

## 9(法令制限林の有無及び種類)

都市計画法に基づく都市計画区域、鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

## 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

#### 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

#### 13(その他)

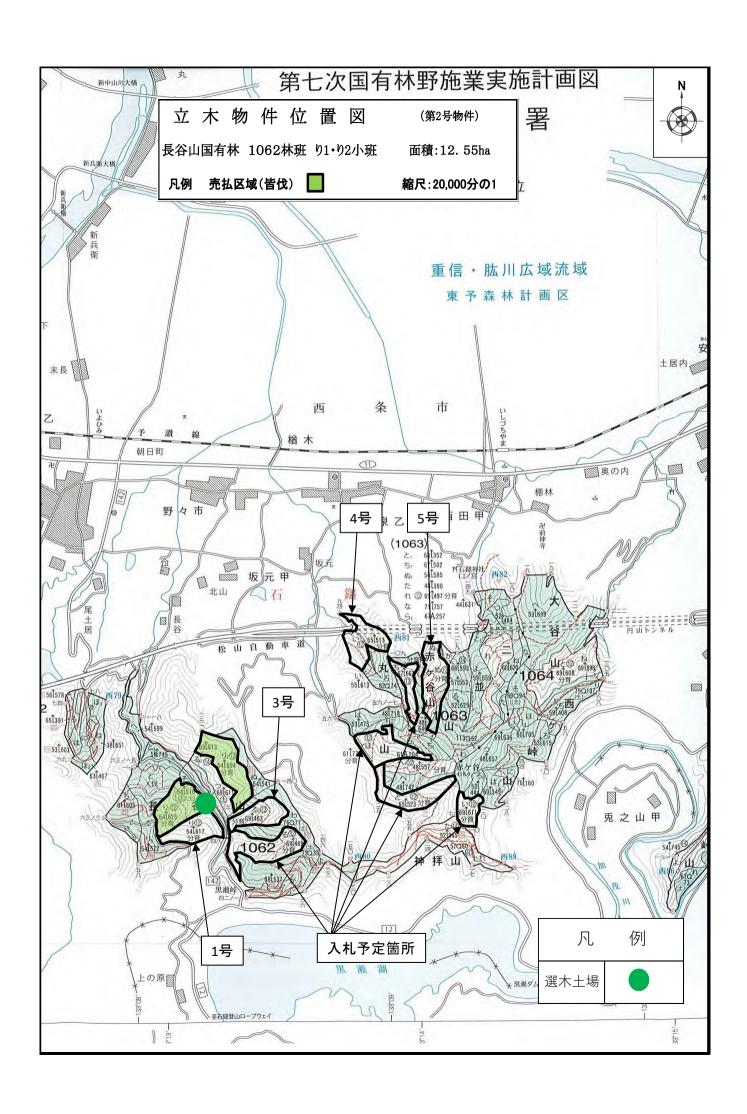
17011		長谷山											年生							カ	2 =	7
		ノキ		カマツ		ズメ			- 1	ラ			の他									
	本 数	材 積	本 数	材積	本 数	材	積	本	数	材	瞔	本 数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	1
8																						
10	9	0.27																				
12	33	1.98																				
14	153	15.30																				
16	419	58.66																				
18	844	165.08																				
20	1,336	334.00																				
22	1,662	525.64																				
24	1,921	742.34										6	1	.54								
26	1,600	716.38	1	0.34								4	1	.40								
28	1,211	641.83										4	_ 1	.47								
30	1,104	676.35				1 (	0.44															
32	682	469.30																				
34	420	336.50							1	0.6	3											
36	225	198.60																				
38	125	122.30																				
40	59	62.71																				
42	31	37.65																				
44	4	4.92																				
46	3	4.23																				
48	1	1.45																				
50																						
52																						
54																						
56																						
58																						
60																						
62																						
64																						
66																						
68																						
70																						
72																						
74																						
76																						
78																						
80																						
82																						
計	11,842	5,115.49	1	0.34		1	0.44		1	0.6	3	14		1.41								

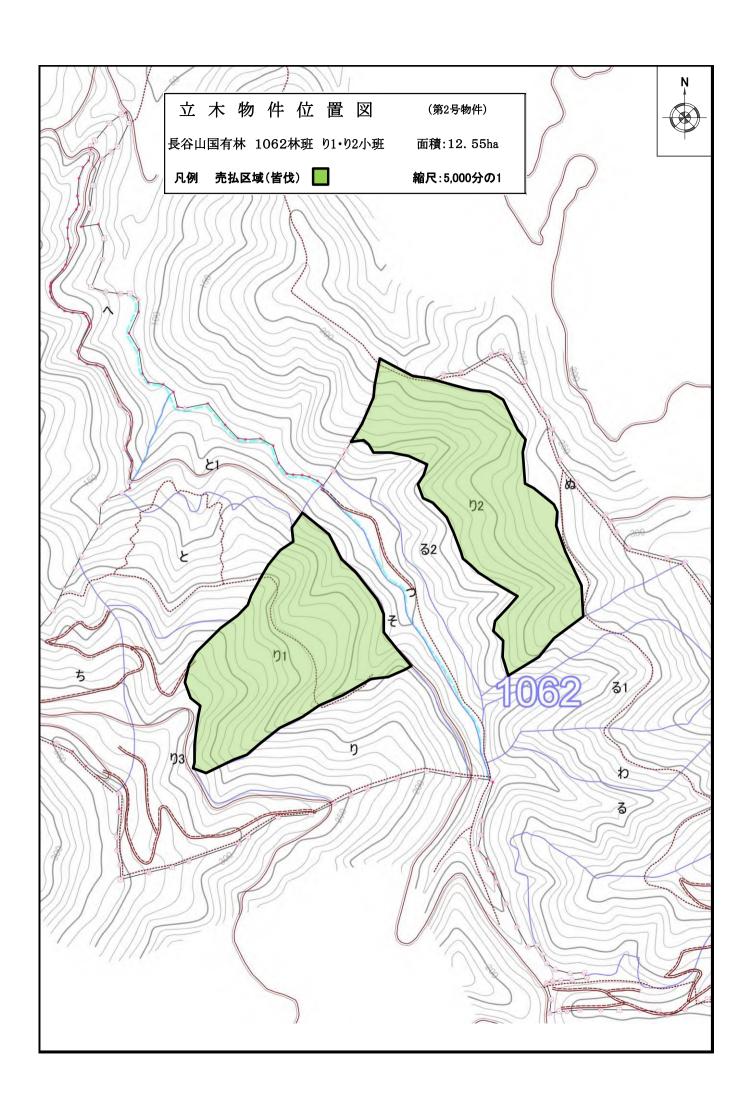
14(物件	明細)	長谷	山国有	林106	32林	班り	1小	班		5.8	3ha			564	年生							第	2 号	Ļ
		ンキ		ミズメ				)他L																
直径		材 積							本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
8																								
10	2	0.06																						
12	7	0.42																						
14	28	2.80																						
16	89	12.46																						
18	236	49.56																						
20	352	88.00																						
22	521	171.93																						
24	618	247.20					1	0.24																
26	619	284.74					1	0.34															<u> </u>	
28	513	271.89					3	1.05																
30	465	292.95	1	(	).44																			
32	309	219.39																						
34	178	147.74																						
36	102	92.82																						
38	71	71.00																						
40	27	29.43																						
42	21	26.25																						
44																								
46	1	1.55																						
48	1	1.45																						
50																								
52																								
54																								
56																								
58																								
60																								
62																								
64							_																	
66																								
68							_																	
70							_																	
72							_																	
74							_																	
76							_						ļ											
78							_																	
80				<u> </u>			_						<u> </u>											
82							_						ļ											
計	4,160	2,011.64	1		0.44		5	1.63																

4,166 2,013.71

14(物件	明細)	長谷	山国和	与杉	木106	2林	班り	2小	班		6.7	72ha			564	年生							第	2 号	Ļ
		ノキ			マツ				-ラ			の他L													
直径		材 積					本	- 1		積				本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
8																									
10	7	0.21																							
12	26	1.56																							
14	125	12.50																							
16	330	46.20																							
18	608	115.52																							
20	984	246.00																							
22	1,141	353.71																							
24	1,303	495.14									5	1.3	30												
26	981	431.64		1	0	.34					3	1.0	06											<u> </u>	
28	698	369.94									1	0.4	42												
30	639	383.40																							
32	373	249.91																							
34	242	188.76						1	0.	63															
36	123	105.78																							
38	54	51.30																							
40	32	33.28																							
42	10	11.40																							
44	4	4.92		_																					
46	2	2.68																							
48																									
50																									
52																									
54																									
56																									
58				-																					
60				-																					
62																									
64				-																					
66				-																					
68				-																					
70				-																					
72																									
74				+				-																	
76				+																					
78				-				$\dashv$																	
80				+				-																	
82	7.000	0.460.0=		+				_		0.0	-														
計	7,682	3,103.85		1	(	0.34		1	0.	63	9	2.	/8												

7,693 3,107.60





愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第 3 号

2(物件所在地 愛媛県西条市大字氷見

及び国有林名等) 長谷山国有林1062林班る1小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 3.93 ha

5(林齢) 71 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
ヒノキ	4,029	2,140.80	
その他 L	2	0.87	
計	4,031	2,141.67	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

都市計画法に基づく都市計画区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害計画区域、鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

## 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

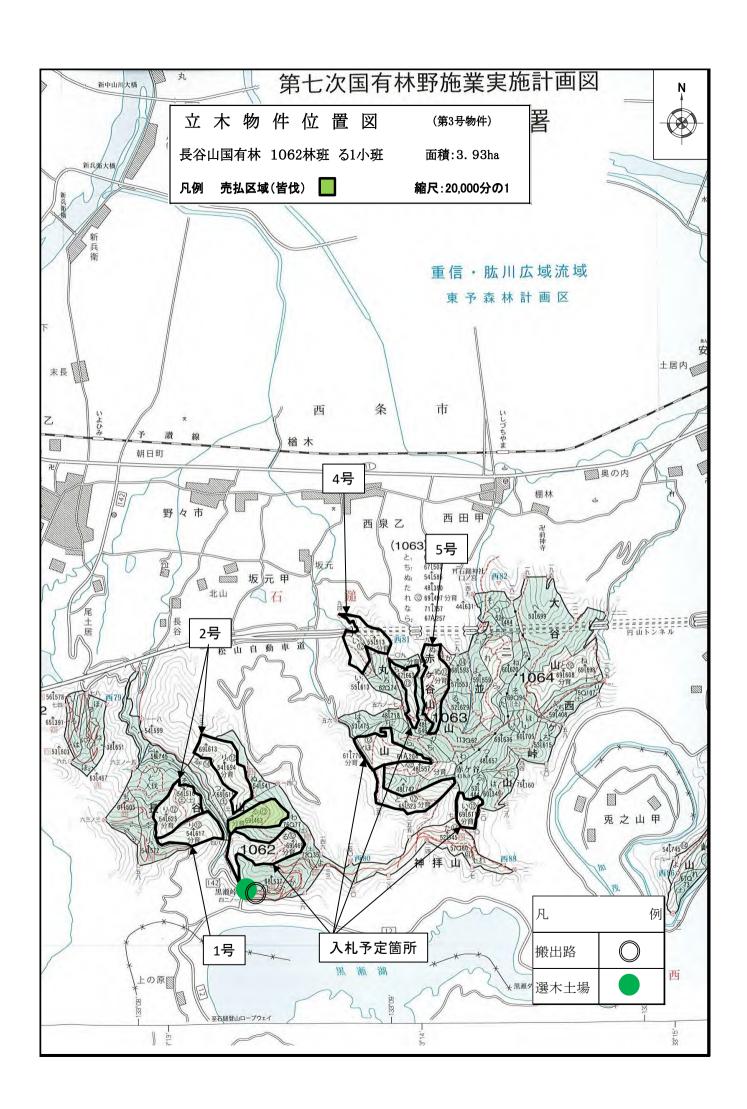
#### 12(現地案内)

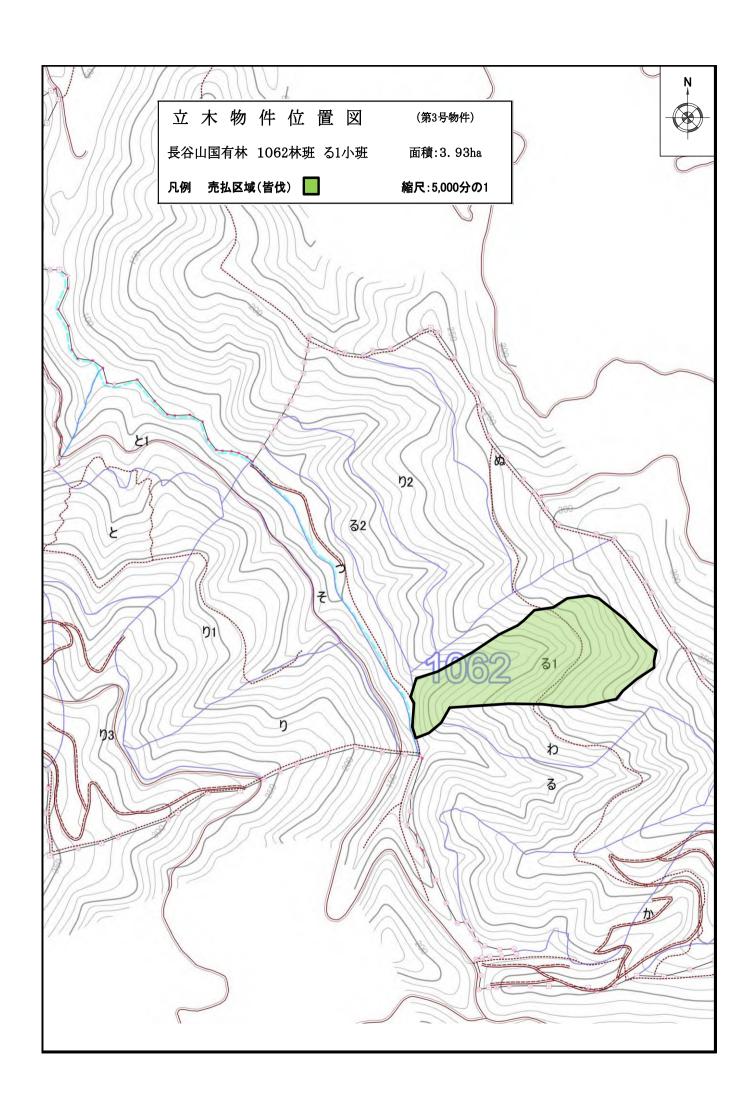
現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

## 13(その他)

14(物件F	明細)	長谷	山国有	林10	62林	班る	1小	班			3.9	3 ha	l		71	年生							第	3 号	Ļ
		:ノキ		の他																					
直径		材 積				本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
8																									
10	2	0.06																							
12	8	0.52																							
14	35	3.50																							
16	122	18.30																							
18	244	51.24																							
20	352	95.04																							
22	427	140.91																							
24	469	187.60	1		0.29																				
26	479	220.34																							
28	470	258.50																							
30	421	265.23	1		0.58																				
32	348	257.52																							
34	244	202.52																							
36	177	169.92																							
38	101	106.05																							
40	78	89.70																							
42	26	34.06																							
44	14	20.02																							
46	7	11.25																							
48	5	8.52																							
50																									
52																									
54																									
56																									
58																									
60																									
62																									
64																									
66																									
68																									
70																									
72																									
74																									
76																									
78																									
80																									
82																									
計	4,029	2,140.80	2		0.87																				

4,031 2,141.67





愛媛森林管理署

1(物件番号) 第4号

2(物件所在地 愛媛県西条市坂元

及び国有林名等) 丸山国有林1063林班い小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 4.97ha

5(林齢) 57年生

#### 6(物件の種類)

(12) 11 47 12 2007			
樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	1	0.42	
ヒノキ	4,512	2,429.51	
その他 L	1	0.53	
計	4,514	2,430.46	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

都市計画法に基づく都市計画区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害計画区域、鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

## 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

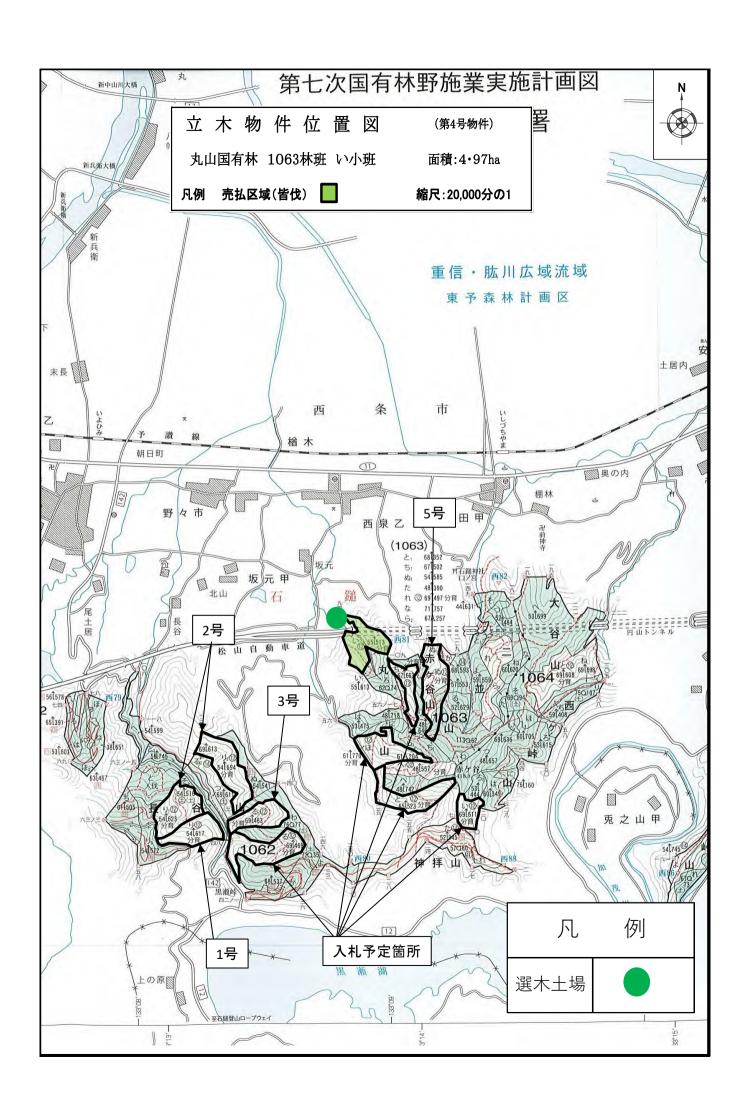
## 12(現地案内)

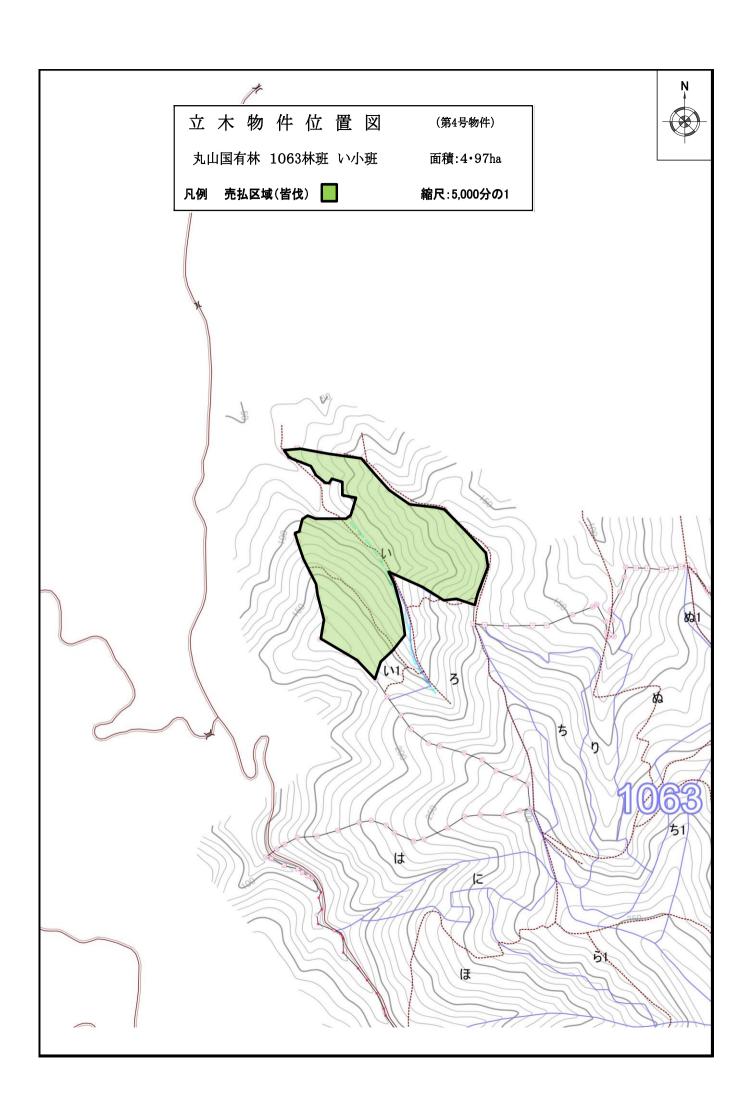
現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

## 13(その他)

12 <u>(物件</u>	明細)	:	丸山国有	<u>林1063林</u> 王	近い小王	归		4.9	)7ha			574	年生							笋	<del>[4号</del>	
		スギ		ニノキ	その	の他L																
直径	本 数	材積	<b>本数</b>	材積	森林管	材 積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
8																						
10																						
12																						
14			10	1.10																		
16			37	5.55																		
18			133	27.93																		
20			290	72.50																		
22			509	167.97																		
24	1	0.4	12 627	250.80																		
26			630	289.80																		
28			610	335.50																		
30			540	340.20			_															
32			440	312.40	1	0.53															<u> </u>	
34			326	270.58																		
36			195	177.45																		
38			83	83.00																		
40			45	49.05																		
42			17																			
44			10																			
46			9	11.15																		
48			1	1.30																		
50																						
52							-															
54							-															
56																						
58																						
60																						
							-				-											
							-				-											
							-		-													
							-														<u> </u>	
-							+															
							-															
							-															
-		1					+												-			
							-															
=1			40 4540	0.400.51		0.50	+															
計	1	0.	42   4,512	2,429.51	1	0.53																

4,514 2,430.46





愛媛森林管理署

1(物件番号) 第5号

2(物件所在地 愛媛県西条市西泉

及び国有林名等) 赤ヶ谷山国有林1063林班ぬ小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 6.04ha

5(林齢) 59年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	1	1.94	
ヒノキ	7,381	3,228.67	
ナラ	1	0.31	
サクラ	1	0.37	
その他L	3	1.00	
計	7,387	3,232.29	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

都市計画法に基づく都市計画区域、鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

## 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

## 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

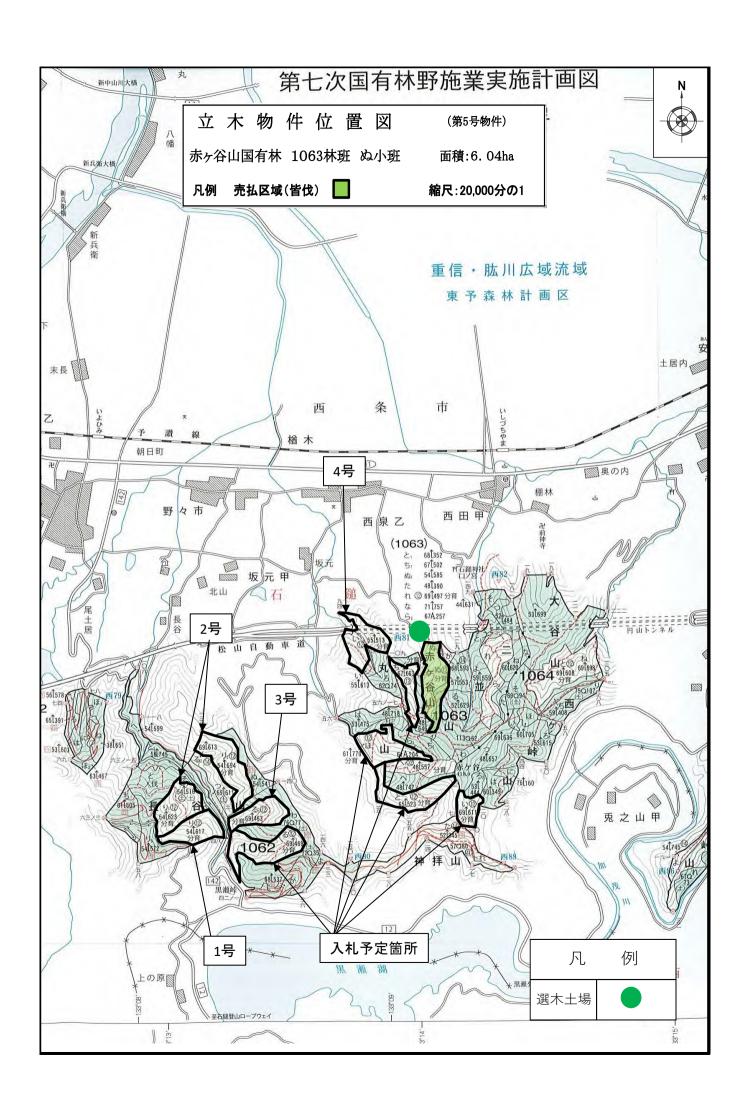
## 12(現地案内)

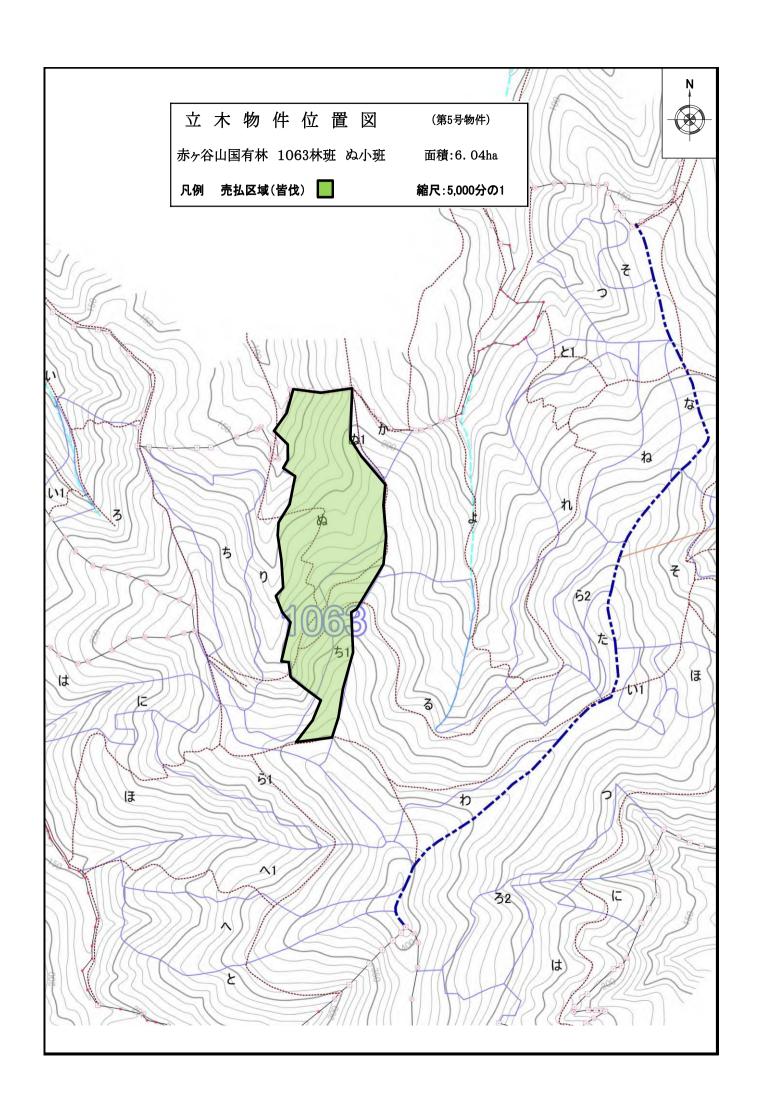
現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

## 13(その他)

14(物件	明細)		赤ヶ名	1国山谷	有林1063材	・班を	ね月	班		6.	04ha		5	91	年生						第	5 <del>号</del>	
		スギ			ンキ			-ラ			ウラ		7	-0	)他L								
直径			積		材 積	本			積							本	数	材	積	本	数	材	積
8																							
10				1	0.05																		
12				32	2.24																		
14				158	17.38																		
16				395	59.25																		
18				612	128.52																		
20				902	243.54																		
22				954	324.36																		
24				1,011	404.40									1	0.27								
26				959	441.14		1	0.3	31					1	0.29								
28				819	450.45																		
30				632	398.16					1	0	.37		1	0.44								
32				415	307.10																		
34				223	185.09																		
36				138	125.58																		
38				63	63.00																		
40				42	45.78																		
42				12	14.28																		
44				9	12.26																		
46				2	2.75																		
48				2	3.34																		
50	1		1.94																				
52																							
54																							
56																							
58																							
60																							
											<u> </u>												
											<u> </u>												
											<u> </u>												
														_									
計	1		1.94	7,381	3,228.67		1	0.3	31	1	0	.37		3	1.00								

7,387 3,232.29





愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第6号

2(物件所在地 愛媛県四国中央市土居町上野 及び国有林名等) 北山国有林1066林班は小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 3.34ha

5(林齢) 70年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
ヒノキ	2,607	1,825.26	
ツ ガ	1	0.95	
ナラ	2	1.16	
ク ス	1	0.77	
その他L	10	3.98	
計	2,621	1,832.12	

### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣保護区普通地域、鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

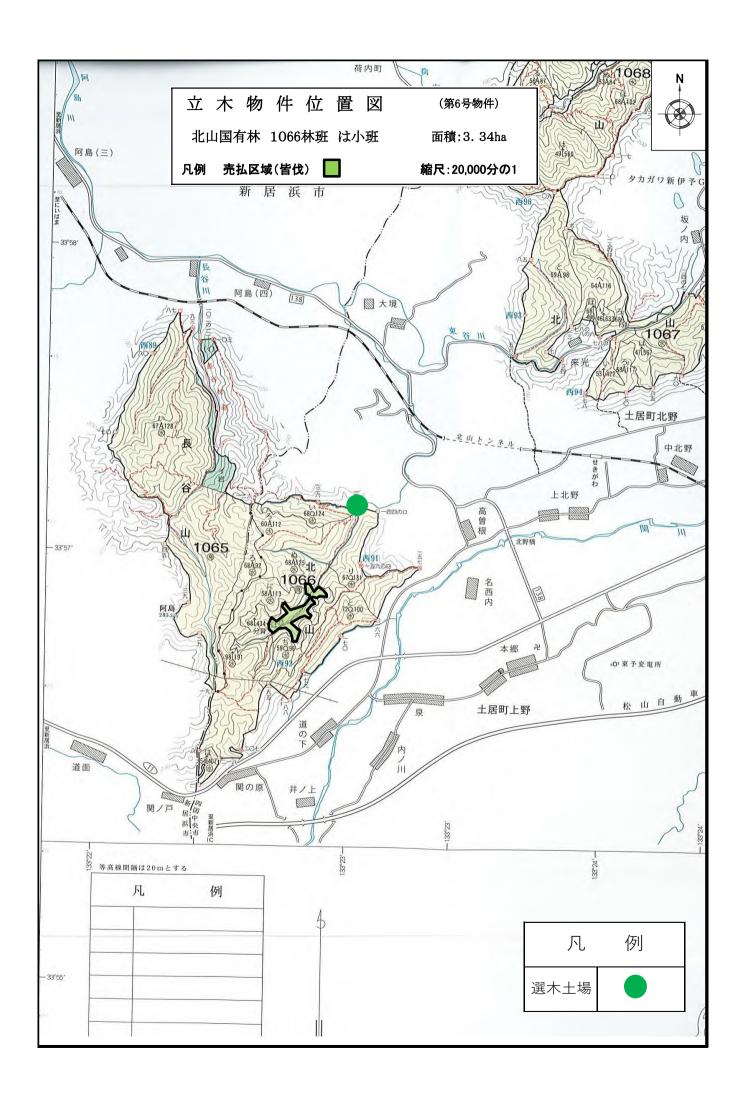
### 12(現地案内)

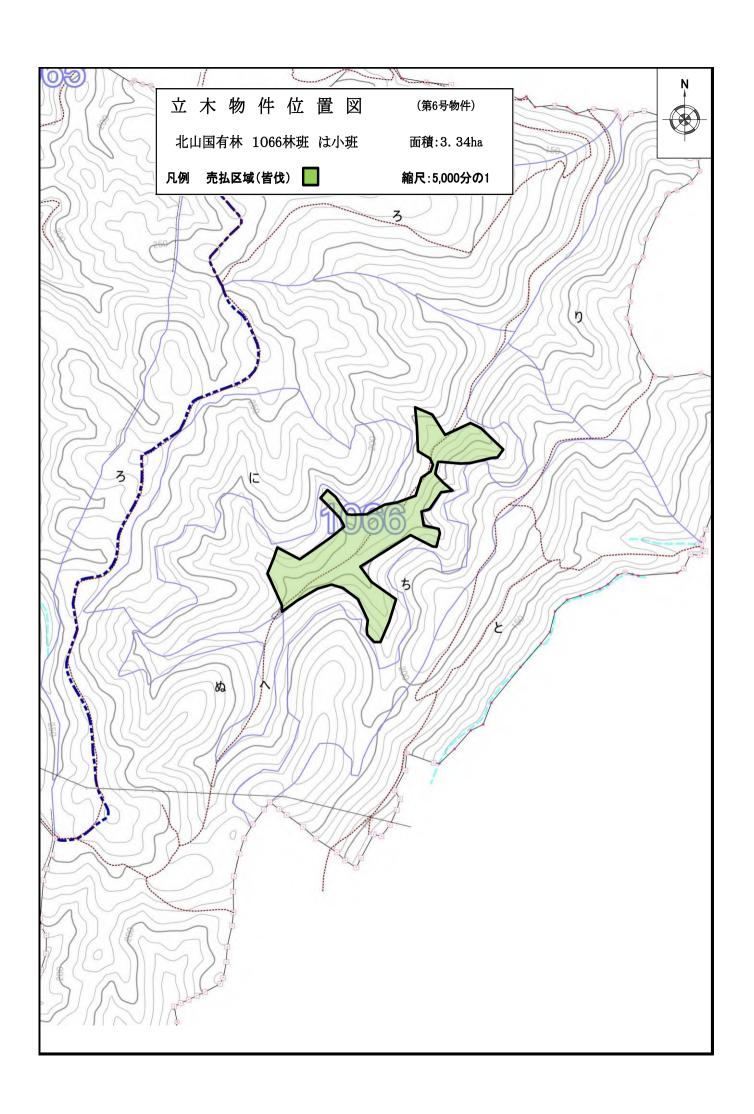
現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

# 13(その他)

14(物件5	明細)	北	山国有	林1066林弘	圧は小	班	<u>.</u>	3.3	34ha		704	年生						第	56号	
	Ŀ	:ノキ		ツガ		ナ			7ス			)他L								
直径				材 積						本			本	数	材	積	本	数	材	積
8	2	0.04																		
10	6	0.18																		
12	12	0.72																		
14	21	2.10																		
16	64	9.60																		
18	107	23.54																		
20	156	43.68																		
22	207	78.66																		
24	238	104.72									2	0.54								
26	267	144.18									1	0.36								
28	260	166.40									2	0.75								
30	297	216.81									3	1.20								
32	234	191.88				1	0.57													
34	218	207.10				1	0.59	1	0.77		2	1.13								
36	174	182.70																		
38	133	152.95																		
40	75	94.50	1	0.95																
42	60	82.20																		
44	36	53.64																		
46	14	22.68																		
48	17	29.75																		
50	8	15.04																		
52	1	2.19																		
54																				
56						-														
58																				
60						$\downarrow$				_										
						4				-										
						$\downarrow$				+										
						$\downarrow$				_										
						$\bot$				$\bot$										
						$\downarrow$				+										
						4				-										
計	2,607	1,825.26	1	0.95		2	1.16	1	0.77		10	3.98								

2,621 1,832.12





愛媛森林管理署

1(物件番号) 第7号

2(物件所在地 愛媛県喜多郡内子町中川 及び国有林名等) 小田深山国有林65林班に3小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 6.84ha

5(林齢) 64年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	7,940	5,708.14	
ヒノキ	339	55.65	
アカマツ	12	7.63	
ŧξ	6	3.34	
ミズメ	6	2.50	
その他L	62	30.14	
計	8,365	5,807.40	

### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

小田深山林道、長谷山林道の使用車両は11t以下の車両とします。(ホイルベース4.5m以下)

### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

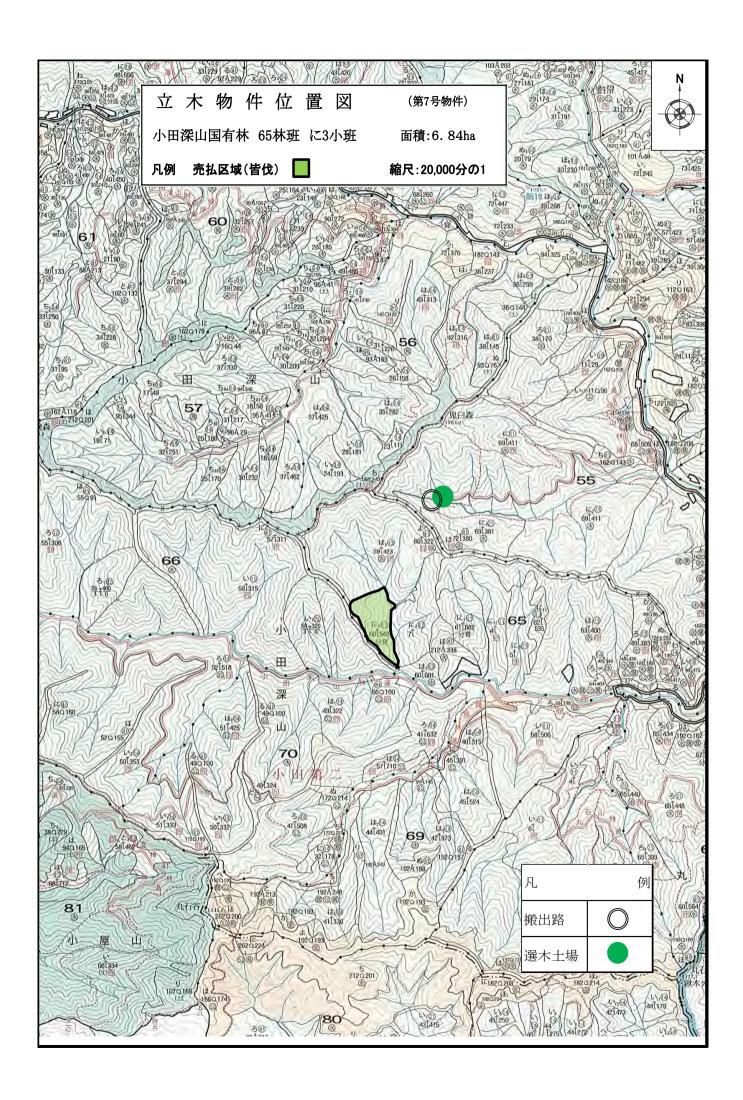
# 12(現地案内)

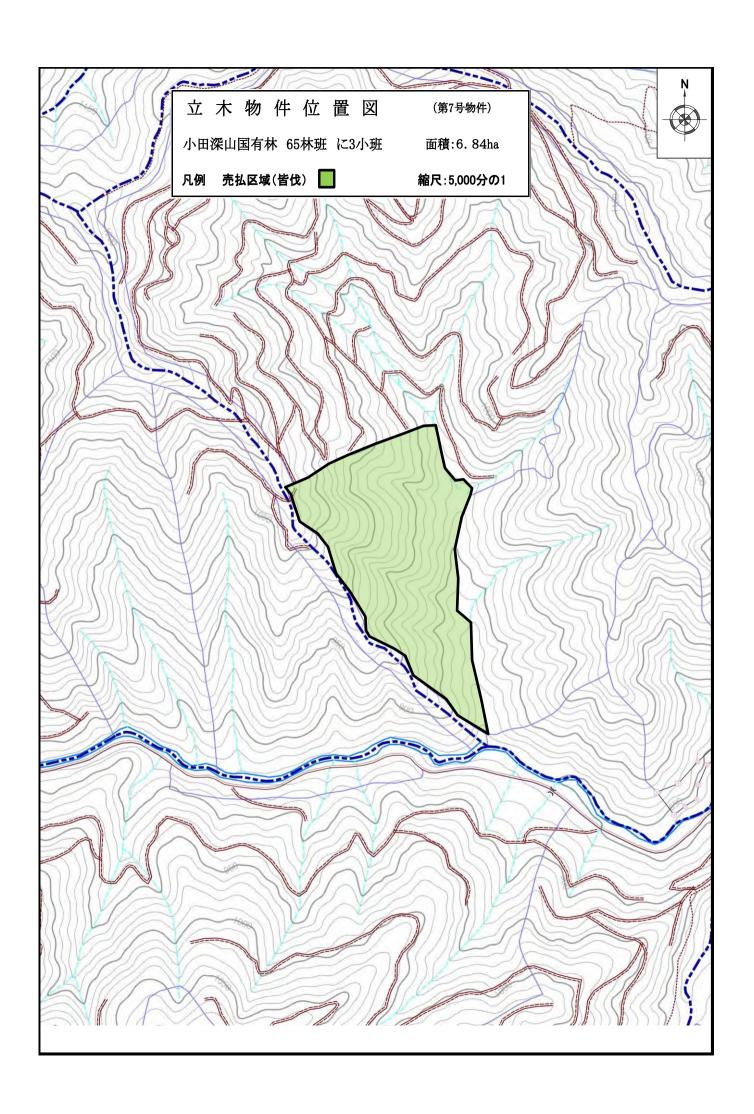
現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、小田第二森林事務所へお問い合わせください。

## 13(その他)

14(物件6	明細)	小田	深山国	有林65林 <sup>I</sup>	班に3小	班	6.8	84ha	644	年生			笋	7号	
		スギ		ンキ		マツ		=======================================	<u> </u>	ズメ	その	D他L			
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材	積
8	84			0.88											
10	135	5.40	46	1.84											
12	230	16.10	46	2.76											
14	287	31.57	36	3.60											
16	364	54.60	34	4.42											
18	418	87.78	39	7.41											
20	494	133.38	23	5.52	1	0.25									
22	560	190.40	24	7.44	1	0.23	1	0.21							
24	610	256.20	16	6.08			1	0.27	1	0.35	24	7.41			
26	570	290.70	15	6.60	3	0.92			2	0.80	15	5.32			
28	615	375.15	9	4.50	2	0.80	1	0.33	3	1.35	6	2.55			
30	609	438.48	4	2.24							4	1.92			
32	549	461.16	2	1.49							2	1.06			
34	465	437.10	1	0.87			1	0.65			2	1.58			
36	421	454.68									2	1.52			
38	360	432.00			1	0.76					1	1.09			
40	298	405.28					2	1.88			3	3.25			
42	239	365.67									2	2.58			
44	189	313.74			1	0.81									
46	146	270.10													
48	129	265.74			2	2.42									
50	84	185.64									1	1.86			
52	26	63.18			1	1.44									
54	19	49.59													
56	15	42.75													
58	10	30.40													
60	5	16.56													
62	4	13.79													
64	3	10.92													
66	1	4.08													
68	1	4.32													
70															
72															
74															
76															
78															
80															
82															
計	7,940	5,708.14	339	55.65	12	7.63	6	3.34	6	2.50	62	30.14			

8,365 5,807.40





# 四万十森林管理署入札案内書

(第7回)

〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内1707-34 TEL: 0880-34-3155

入 札 日 時: 令和7年11月26日(水)実施(14時00分締切 即時開札)

入 札 場 所:四万十森林管理署 3階会議室

契約締結期限:令和7年12月3日(水)

# 売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備考
第 1 号	皆 伐	高知県幡多郡三原村下長谷 水ヶ峠山国有林 1208 林班い小班	ヒノキ外	2, 865	1, 813. 24	分収育林
第 2 号	皆 伐	高知県高岡郡中土佐町大野見奈路 日ノ平山国有林 3219 林班い 6 小班	ヒノキ外	4, 354	3, 639. 21	分収育林
第 3 号	皆 伐	高知県幡多郡黒潮町市野瀬 葛篭山国有林 207 林班い小班	ヒノキ外	19, 362	4, 815. 54	分収造林
第 4 号	皆 伐	高知県高岡郡中土佐町大野見奈路 島ノ川山国有林 3233 林班へ小班外 1	ヒノキ外	12, 236	6, 531. 19	分収造林
第 5 号	皆 伐	高知県宿毛市橋上町出井 出井官行造林 3 林班い小班	ヒノキ外	68, 036	23, 071. 30	官行造林
第6号	皆 伐	高知県四万十市勝間 川奥山国有林 54 林班に 2 小班	ヒノキ外	8, 834	3, 452. 01	
第7号	皆 伐	高知県四万十市竹屋敷 掃地山国有林 70 林班ろ小班	ヒノキ外	8, 426	4, 189. 16	

# 分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第1号	4 名	0	66.89 □
第2号	20 名	0	80.93 □

# \_\_\_入札結果一覧

入札	5 翟	昏札	4 習	香札	3 ₹	番札	2 看	香札	1 習	昏札	備 考
人員	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	)#I <b>7</b> 5
											第1号
											第2号
											第3号
											第4号
											第5号
											第6号
											第7号

四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 1 号

2(物件所在地 高知県幡多郡三原村下長谷

及び国有林名等) 水ヶ峠山国有林 1208林班 い小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 3.34 ha

5(林齢) 69 年生

# 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	440	402.03	
ヒノキ	2,346	1,368.43	
カシ	5	2.59	
サクラ	2	1.19	
その他L	72	39.00	
計	2,865	1,813.24	

### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

水ヶ峠8林道の使用車両は、8t車以下の車両とします。(ホイルーベース4.5m以下)

## 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

## 12(現地案内)

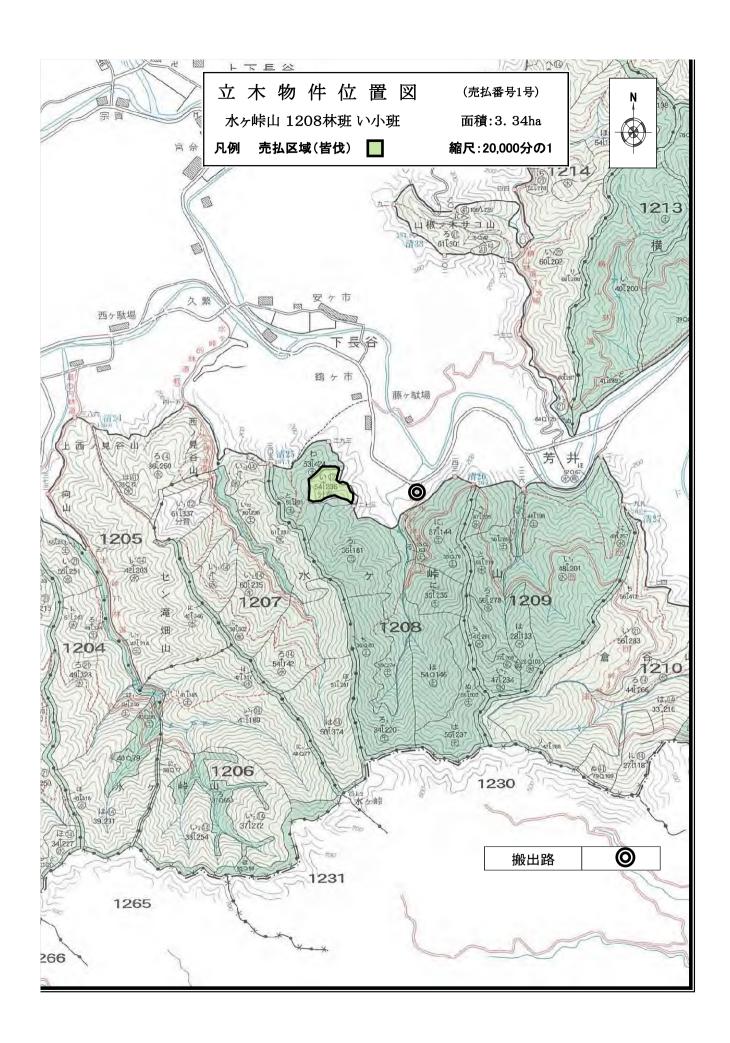
現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は三原森林事務所へ問い合わせください。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 · 三原森林事務所:0880-46-2211)

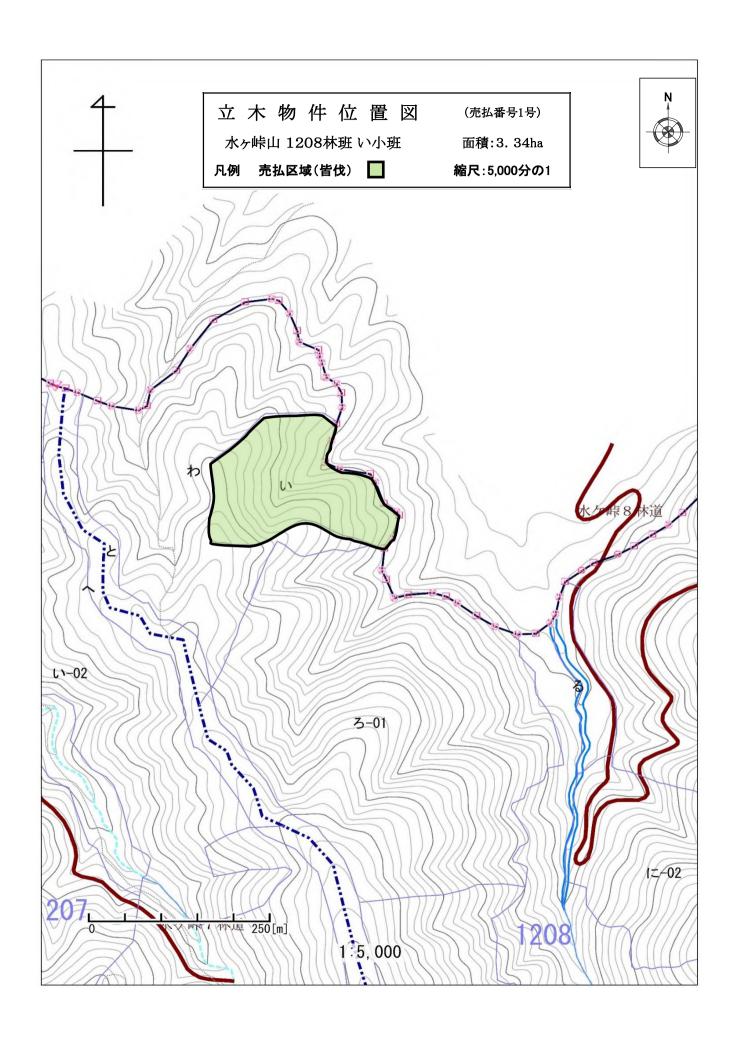
# 13(その他)

物件明	細)	水ヶ崎	<u>‡山国有</u>	林 1208	林班 い	小班	3.3	14 ha	69 4	年生	第	1 号	
	ス	ギ	Ŀ.	ノキ	カ	シ	<del>IJ</del>	<u>クラ</u>	その	他L			
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材和	į
8													
10													
12													
14			3	0.29									
16	2	0.26	15	2.10									
18	10	2.00	31	5.89									
20	18	4.68	105	26.25									
22	24	7.92	191	63.03									
24	31	12.40	272	103.36					10	2.64			
26	42	21.42	313	143.98	1	0.31	1	0.34	8	2.60			
28	42	25.62	350	185.50	1	0.45			10	4.14			
30	43	30.96	321	202.23	1	0.40			9	4.12			
32	42	34.02	276	195.96					8	4.16			
34	38	35.72	184	152.72	1	0.63			7	4.11			
36	26	27.04	135	122.85					3	2.03			
38	20	24.00	81	81.00					6	4.74			
40	22	29.04	46	52.90	1	0.80	1	0.85	6	5.40			
42	24	35.52	15	18.75					3	3.09			
44	19	30.78	5	6.61					1	0.84			
46	11	19.36											
48	9	17.55	3	5.01					1	1.13			
50	6	12.69											
52	2	4.47											
54													
56	1	2.72											
58	2	5.82											
60	5	15.02											
62	1	3.02											
64													
計	440	402.03	2.346	1,368.43	5	2.59	2	1.19	72	39.00			

2,865

1,813.24





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 2 号

2(物件所在地 高知県高岡郡中土佐町大野見奈路 及び国有林名等) 日ノ平山 国有林 3219林班い6小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 6.49 ha

5(林齢) 74 年生

### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	737	1,154.56	
ヒノキ	3,524	2,437.35	
アカマツ	8	10.86	
Ŧ N	5	4.22	
ツ ガ	1	0.46	
カシ	21	7.72	
ミズメ	1	0.40	
サクラ	15	7.74	
その他L	42	15.90	
計	4,354	3,639.21	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

#### 10(運搬路(林道)の通行制限)

桑ノ又林道の使用車両は、起点から2.43km地点までは8屯以下(ホイールベース4.5m以下)の車両とし、また、桑ノ又林道219線の使用車両は、起点から1.50km地点までは8屯以下(ホイールベース4.5m以下)の車両とします。

### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

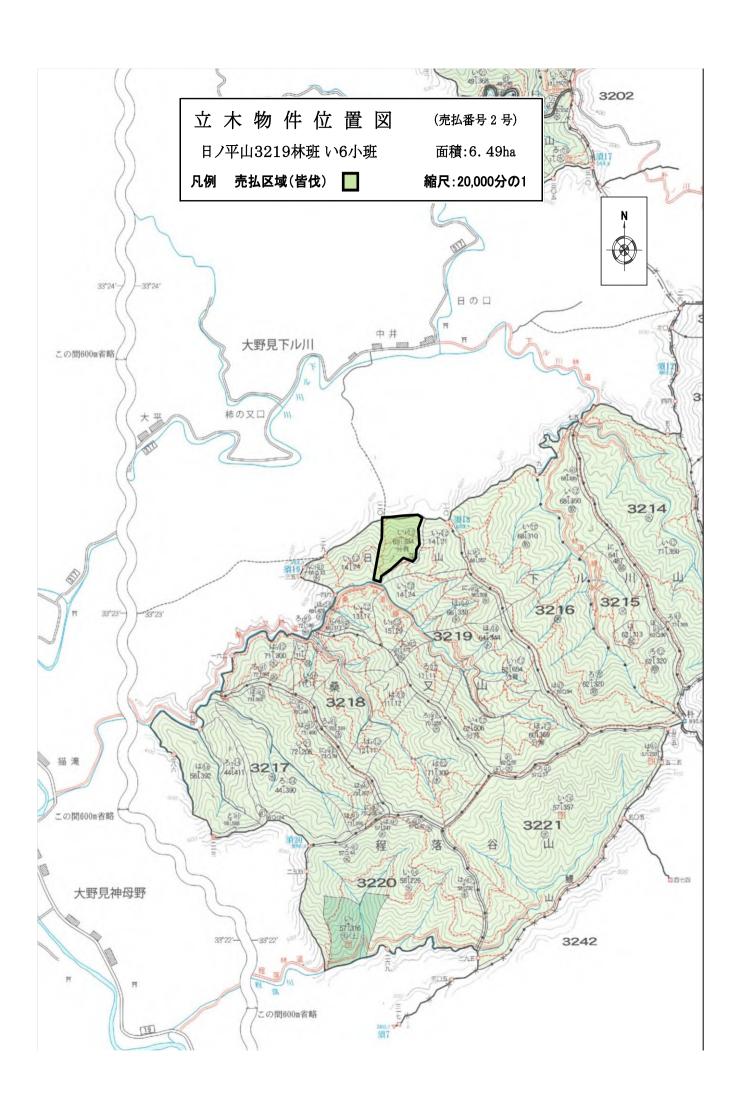
# 12(現地案内)

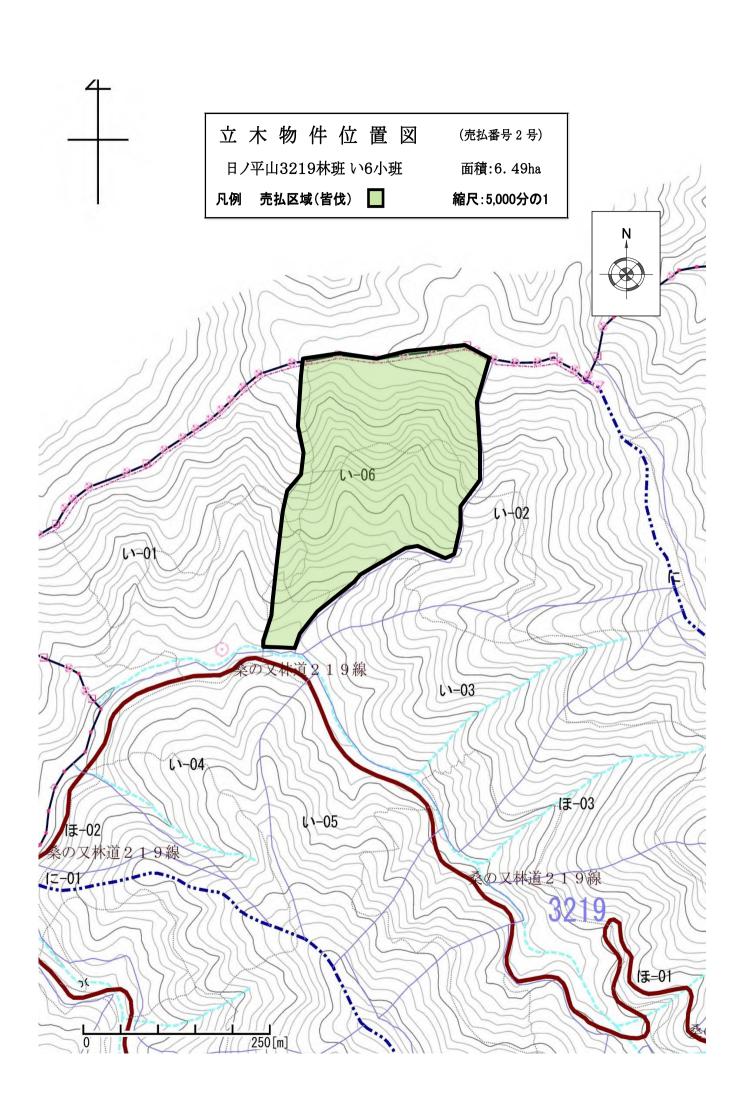
現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は奈路森林事務所へ問い合わせ下さい。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 、奈路森林事務所:0880-57-2202)

# 13(その他)

物件明 /					9林班い6			9 ha		年生	<u> </u>		1		1 .	_		2 号 ···
$\overline{}$	ス	ギ	رع	<u> </u>	アカ	マツ	Ŧ	: <u> </u>	ッ	<u>'ガ</u> 	カ	シ	₹7	ズメ	₩.	クラ	その	他L
直径	本 数	材 積	本 数	材積	本 数	材 積	本 数	材積	本 数	材積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材
8	1	0.02	5	0.10														
10			11	0.33														
12	1	0.08	24	1.44														
14	1	0.11	45	4.05														
16	1	0.17	73	9.49														
18	4	0.84	102	19.38														
20	5	1.45	142	35.50														
22	11	3.96	177	54.87	1	0.32												
24	14	6.16	198	75.24			1	0.35			9	2.63			3	0.77	13	
26	28			116.16							6	1.99			3		15	
28	34			170.66			1	0.53	1	0.46	1	0.45			1	0.48	4	
30	30			226.20							2	0.94	1	0.40	1	0.47	7	
32	36			245.66							3	1.71			1	0.49	1	
34	42			259.74	1	0.70									1	0.63		
36	57			259.72	1	0.61	1	0.83							2	1.33		
38	50			256.00		2.01									2	1.60	2	
40	55			203.83											1	0.90	-	
42	63			167.79			1	1.32								0.00		
44	58			109.20			1	1.19										
46	47		59															
48	47		43		2	2.92												
50	42		14		1	1.73												
52	36			15.32	1	2.12												
					'	2.12												
54 56	19 17	49.59 47.43	5 3		1	2.46												
	8		3	0.90	1	2.40												
58			_	0.01														
60	6		1															
62	10		1	2.46														
64	8		1	2.86														
66	3																	
74	2	9.92																
80	1	6.15																
計	737	1,154.56	3,524	2,437.35	8	10.86	5	4.22	1	0.46	21	7.72	1	0.40	15	7.74	42	1

4,354 3,639.21





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 3 号

2(物件所在地 及び国有林名等) 葛篭山国有林207林班い小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 13.65 HA

5(林齢) 59 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	1	3.64	
ヒノキ	11,591	3,974.98	
アカマツ	84	44.75	
低質材N	18	3.32	
カシ	1	0.44	
シーイ	11	5.56	
サクラ	45	19.36	
その他L	477	189.75	
低質材L	7,134	573.74	
計	19,362	4,815.54	

### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

10(運搬路(林道)の通行制限)

日向林道の使用車両は、8トン車以下の車両(ホイルベース4.5m)とします。

# 11(特記事項)

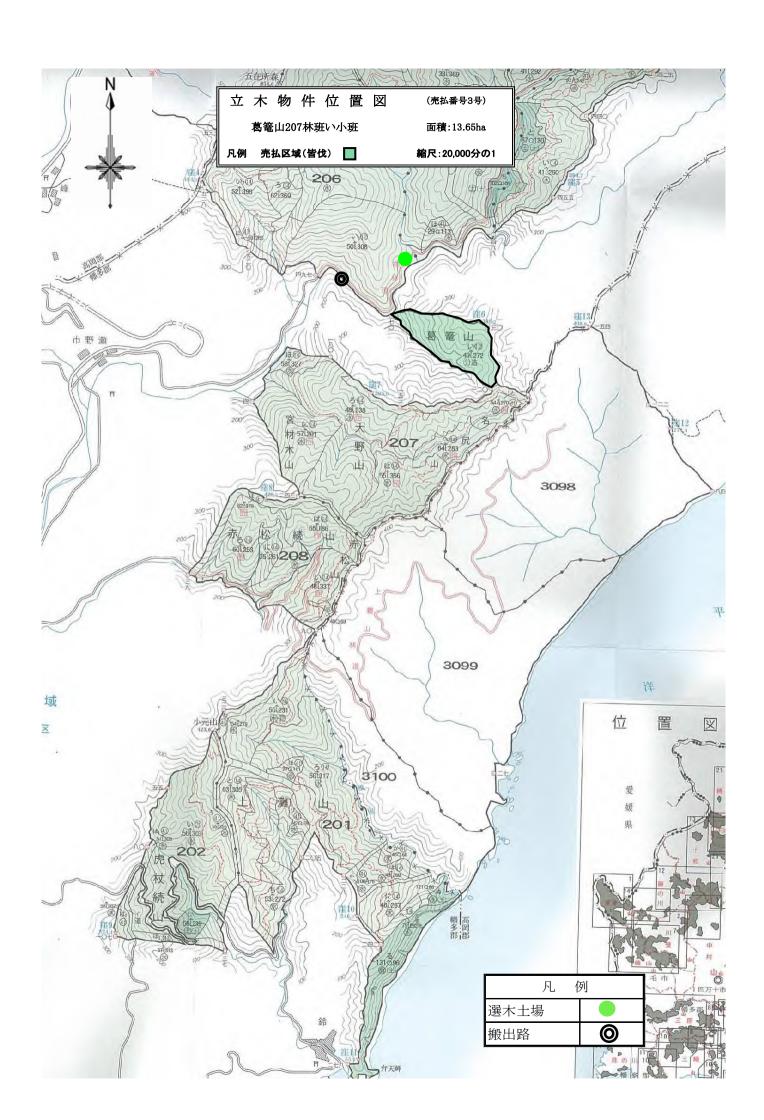
- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

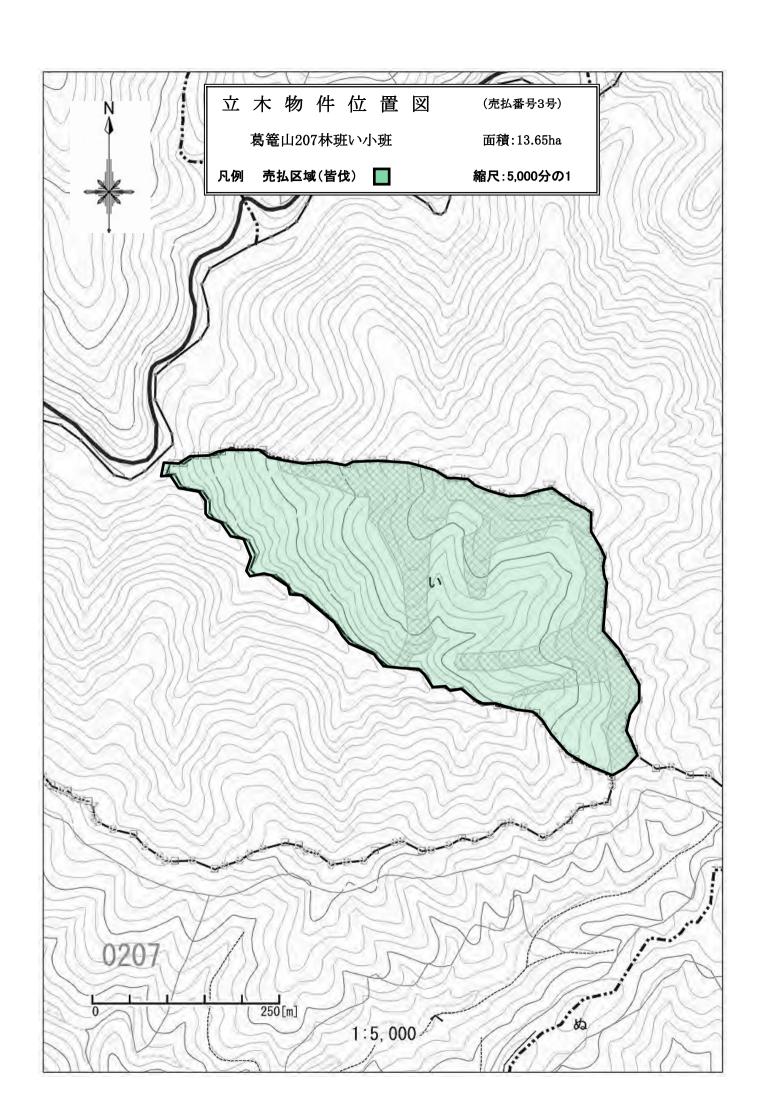
### 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は浮鞭森林事務所へ問い合わせ下さい。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 · 浮鞭森林事務所:0880-43-1177)

### 13(その他)

\	スギ		۲	ノキ	アフ	カマツ	低	質材N	,	カシ	3	シイ	+	トクラ	そ(	の他L	低	質材L		
1 径	本数材																		本 数	材和
8			42	0.84																
10			164	6.56													1,882	56.46		
12			398	27.86													1,882	94.10		
14			722	72.20													1,285	102.80		
16			1,025	143.50			6	0.82									735	80.85		
18			1,240	235.60			12	2.50									661	99.40		
20			1,414	339.36	13	3.21											500	95.13		
22			1,435	444.85	13	3.80											189	45.00		
24			1,301	468.36	7	2.53					5	1.55	11	3.13	182	49.98				
26			1,154	507.76	10	4.37			1	0.44			14	5.01	102	35.19				
28			915	457.50	7	3.79					1	0.45	8	3.42	79	33.21				
30			665	399.00	10	5.72					2	1.08	2	1.02	50	25.26				
32			464	310.88	7	5.12							5	3.13	31	18.55				
34			297	219.78	7	5.50					1	0.72	3	1.99	16	11.08				
36			177	152.22	2	1.74					1	0.76	2	1.66	7	5.76				
38			92	87.40	2	1.90									5	4.95				
40			47	51.23	3	3.30					1	1.00			3	3.25				
42			24	28.56	1	1.14									2	2.52				
44			10	13.60																
46			4	6.20	2	2.63														
48																				
50			1	1.72																
52																				
54																				
56																				
58																				
60																				
62	1	3.64																		





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 4 号

2(物件所在地 高知県高岡郡中土佐町大野見奈路

及び国有林名等) 島ノ川山国有林3233林班へ小班

島ノ川山国有林3233林班と小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 12.48ha 3233林班へ小班 5.68ha

3233林班と小班 6.80ha

5(林齢) 55年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	2,070	2,207.88	
ヒノキ	9,271	4,035.04	
アカマツ	72	60.84	
低質材マツ	18	2.70	
Ŧ %	18	4.50	
低質材N	54	7.20	
カシ	51	20.40	
その他 L	332	121.13	
低質材L	350	71.50	
計	12,236	6,531.19	

# 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

### 10(運搬路(林道)の通行制限)

中谷林道の通行車両は8トン以下の車両とします。(ホイールベース4,5m以下)

## 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

#### 12(現地案内)

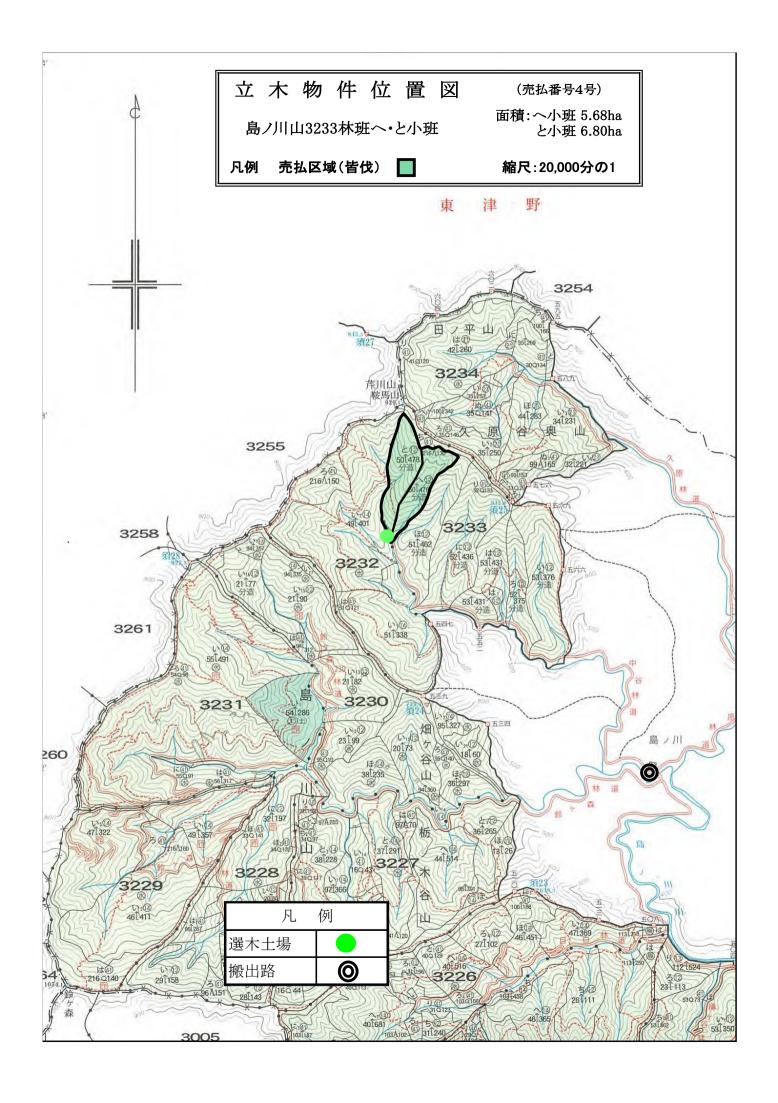
現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は奈路森林事務所へ問い合わせ下さい。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 奈路森林事務所:0889-52-2202)

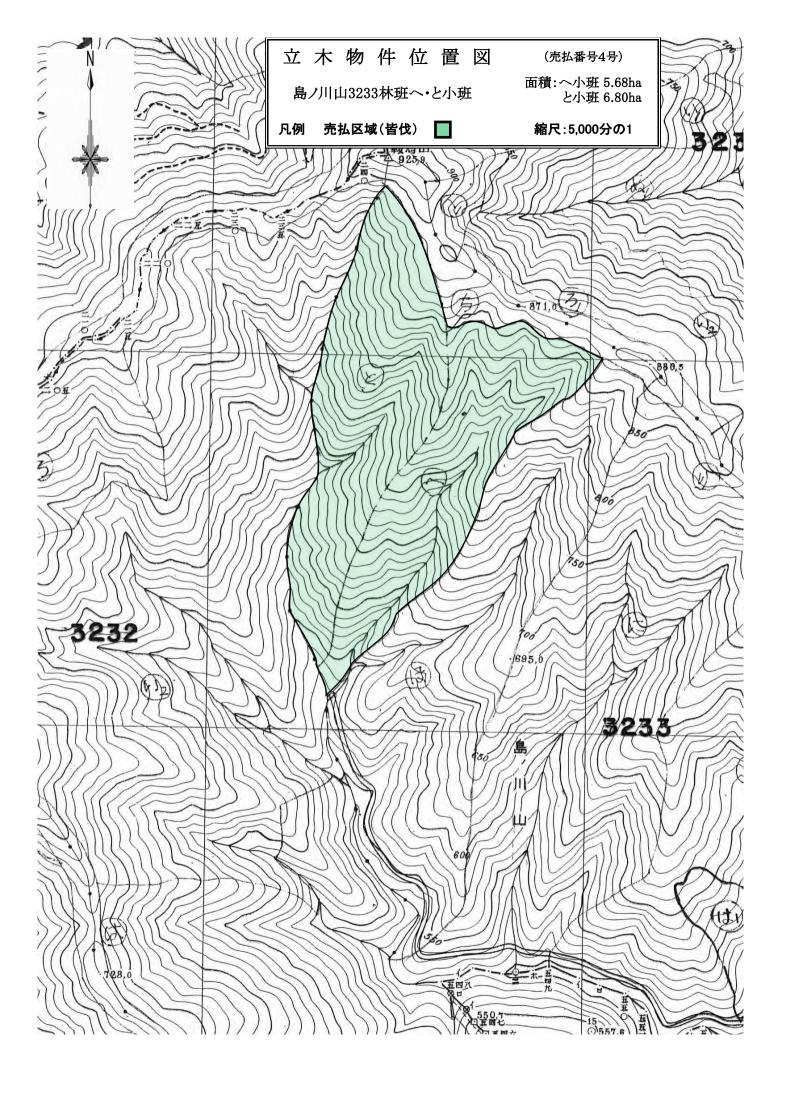
### 13(その他)

14(物件)	月細)	島ノ川山国	有林3233	3林班へ・と	小班				I		12.	48ha	I			55年生		第 4 号		
		スギ	Ŀ	ノキ	アナ	フマツ	低質	材マツ	-	E	低質	复材N	t	シ		その他L	但	· 質材L		
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
10			54	1.97																
12			87	4.70																
14			202	18.82																
16			131	18.17			18	2.70			36	3.96								
18	18	4.50	450	84.57							18	3.24								
20	36	11.88	824	201.59													192	36.73		
22	72	26.64	1160	364.24													158	34.77		
24	216	100.08	1139	420.20					18	4.50			17	4.59	53	14.07				
26	162	91.08	1491	639.10											104	35.34				
28	108	70.56	1513	776.81									17	6.12	105	36.84				
30	180	139.86	914	534.24											35	14.75				
32	180	164.70	597	397.15											18	7.38				
34	198	198.36	373	280.54																
36	162	185.04	224	192.14	36	24.84							17	9.69						
38	126	161.28	112	100.80																
40	216	314.28			18	16.92									17	12.75				
42	162	263.70																		
44	72	125.82			18	19.08														
46	72	141.30																		
48	54	113.76																		
50	18	42.66																		
52																				
54																				
56	18	52.38																		
58																				
60																				
計	2,070	2,207.88	9,271	4,035.04	72	60.84	18	2.70	18	4.50	54	7.20	51	20.40	332	121.13	350	71.50	10.000	0 501 10
																			12,236	6,531.19

物件明	月細)	島ノ川山国る	自杯3233和	<u> 木班へ小班</u>					5.68ha			5年生			7	9 4 号
	ĺ	スギ	E	<i>ノ</i> キ	ア	カマツ	低質	材マツ		ŧξ	低	質材N	そ	·の他L	1	5.質材L
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材積
10			19	0.57												·
12			36	1.98												
14			130	12.28												
16			112	15.32			18	2.70			36	3.96				
18	18	4.50	357	67.83							18	3.24				
20	18	5.94	527	131.75											54	1
22	18	7.38	696	229.68											54	1
24	90	41.04	508	193.04					18	4.50			36	8.46		
26	54	32.22	545	250.70									36	14.94		
28			677	358.81									54	20.52		
30			320	201.60									18	8.46		
32	18	18.18	263	186.73									18	7.38		
34	90	91.80	113	88.14												
36	54	60.48	94	85.54	36	24.84										
38	54	70.56	38	34.20												
40	90	132.66			18	16.92										
42	18	29.16														
44					18	19.08										
46	18	35.10														
48	18	37.98														
50																
52																
54																
56																
58																
60																
計	558	567.00	4,435	1,858.17	72	60.84	18	2.70	18	4.50	54	7.20	162	59.76	108	24

14(物件8	月細) I	島ノ川山国有	有林3233	林班と小班		6.80ha		55年生	Ĵ	第 4 号
		スギ	Ę	:ノキ		カシ	そ	の他L	1	<u>氐質材L</u>
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
10			35	1.40						
12			51	2.72						
14			72	6.54						
16			19	2.85						
18			93	16.74						
20	18	5.94	297	69.84					138	24.31
22	54	19.26	464	134.56					104	22.89
24	126	59.04	631	227.16	17	4.59	17	5.61		
26	108	58.86	946	388.40			68	20.40		
28	108	70.56	836	418.00	17	6.12	51	16.32		
30	180	139.86	594	332.64			17	6.29		
32	162	146.52	334	210.42						
34	108	106.56	260	192.40						
36	108	124.56	130	106.60	17	9.69				
38	72	90.72	74	66.60						
40	126	181.62					17	12.75		
42	144	234.54								
44	72	125.82								
46	54	106.20								
48	36	75.78								
50	18	42.66								
52										
54										
56	18	52.38								
58										
60										
計	1,512	1,640.88	4,836	2,176.87	51	20.40	170	61.37	242	47.20
									6,811	3,946.72





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第5号

2(物件所在地 高知県宿毛市橋上町出井 及び国有林名等) 出井官行造林3林班い小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 41.06ha

5(林齢) 66年生

# 6(物件の種類)

(12) 11 47 12 22			
樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	1,051	954.06	
ヒノキ	62,757	20,405.47	
アカマツ	662	545.04	
カシ	983	421.79	
ナラ	19	6.46	
サクラ	57	30.78	
その他L	959	389.00	
低質材アカマツ	19	2.28	
低質材L	1,529	316.42	
計	68,036	23,071.30	

### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

10	(運搬路	(林道)	の通	行制限	,

奥藤林道は4t以上は通行止めのため民間の作業道を使用。

記載した運搬路は民有林であることから、搬出前・後は作業道の整備を必要とする。

# 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

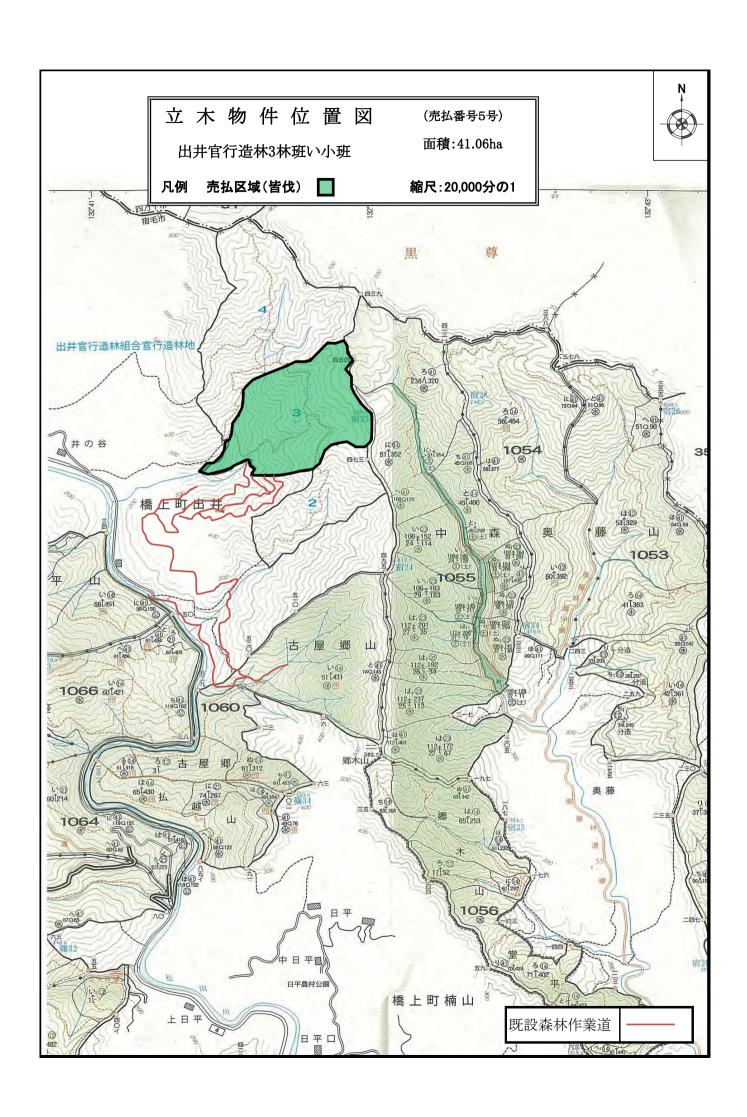
### 12(現地案内)

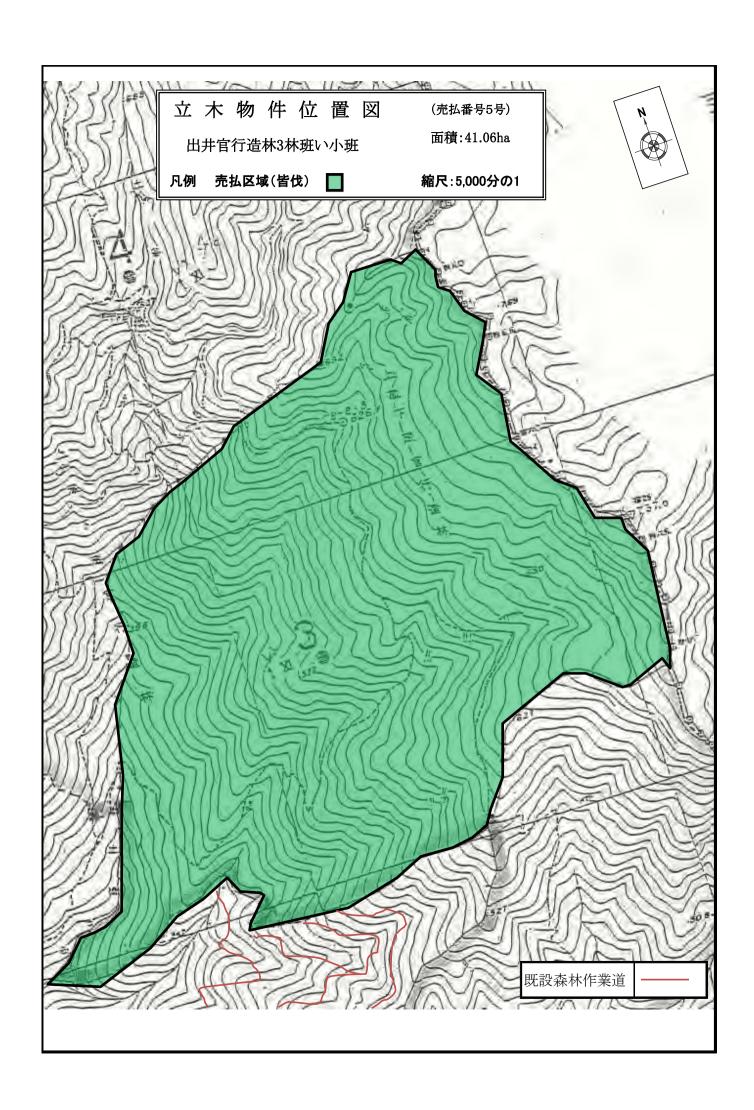
現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は楠山・中村森林事務所へ問い合わせ下さい。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 楠山・中村森林事務所:0880-65-6881)

# 13(その他)

4(物件	明細)	出井官行	造林3林	班い小班		41.06	ha	66	年生	笋	第5号								
	7	スギ	۲	:ノキ	アナ	コマツ	<del>).</del>	シ		ナラ	5	<del>IJ</del>	<u>クラ</u>	その	)他L	低質材	アカマツ	低:	質材L
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 梦	数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																			
10			379	18.95															
12	40	2.80	1,606	112.42															
14			4,435	487.85															
16			7,022	1053.30												19	2.28		
18	20	4.20	8,575	1629.25															
20	20	4.60	8,975	2245.35	19	3.99												982	184.36
22	119	41.26	9,185	3031.05														547	132.06
24	59	24.00	8,021	3049.78	19	5.13	303	85.04						262	69.43				
26	60	30.60	4,804	2209.84	57	18.81	189	69.01	1	19	6.46	19	6.84	170	54.03				
28	157	89.31	3,846	2042.38	19	7.79	95	41.04						169	63.72				
30	99	66.57	2,621	1651.23	19	10.64	131	60.94				19	11.59	151	70.69				
32	20	14.80	1,301	923.71	94	53.81	132	78.36						75	38.31				
34	79	73.17	803	666.49	93	55.18	57	30.97						19	10.26				
36	40	42.40	479	435.89	38	20.71	19	11.78						56	35.25				
38	20	20.60	420	441.00	57	43.51						19	12.35	19	14.25				
40	99	128.68	95	118.37	57	53.77	57	44.65											
42	59	87.47	95	133.57	38	34.77								19	17.86				
44	20	30.40	57	89.87	38	39.14													
46	20	34.20	38	65.17										19	15.20				
48	20	40.00			38	55.67													
50	60	122.00																	
52					19	35.34													
54	20	48.60			38	65.74													
56	20	48.40			19	41.04													
58																			
60																			
計	1,051	954.06	62,757	20,405.47	662	545.04	983	421.79	1	19	6.46	57	30.78	959	389.00	19	2.28	1,529	316.42

68,036 23,071.30





四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 6 号

2(物件所在地 高知県四万十市勝間

及び国有林名等) 川奥山国有林54林班に2小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 9.09HA 1伐区 4.20ha

2伐区 4.89ha

5(林齢) 71年生

6(物件の種類)

17311 47 127907			
樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	3,027	1,326.74	
ヒノキ	4,876	1,881.99	
アカマツ	18	16.92	
カシ	18	3.96	
サクラ	18	8.10	
その他L	369	123.37	
低 質 材 L	508	90.93	
計	8,834	3,452.01	

### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

勝間林道の使用車両は4トン車以下の車両とします。(ホイールベース4.3以下)

# 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

#### 12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は川登森林事務所へ問い合わせ下さい。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 · 川登森林事務所:0880-38-2837)

1	2	(そ)	$\boldsymbol{\pi}$	Mh)
- 1	J.	(7)	J)	TIU.

14 <u>(物件</u>	<u>明細)</u>	川奥山国	<b>月</b>	休班1〜2小	地						9.0	)9HA	/1	年生			- 男	6 号
	;	スギ	E	ノキ	ア	カマツ	;	カシ	+	トクラ	そ(	の他L	低	質材L				
古夕		材 積													* *h	廿 佳	士 粉	# 種
					平 奴	17) 假	本 奴	179 代	平 奴	179 1月	平 奴	171 1月	平 奴	179 1月	平 奴	171 111	平 奴	171 1月
10	74	3.14	19	0.76														
12	238	15.75	206	12.72														
14	186	18.55	260	24.33														
16	297	42.30	110	13.56														
18	185	31.99	467	81.94														
20	426	98.04	391	87.84									293	47.69				
22	202	59.66	633	173.78									215	43.24				
24	292	106.46	616	212.47			18	3.96			56	13.58						
26	257	116.59	464	190.49							111	34.16						
28	162	87.30	599	290.29							94	31.75						
30	146	85.35	297	174.01							32	13.10						
32	143	107.60	281	181.13					18	8.10	57	23.94						
34	92	83.63	273	198.06					10	0.10	19	6.84						
											19	0.84						
36	36	36.18	112	91.51														
38	92	106.00	75	70.25														
40	55	65.40	73	78.85	18	16.92												
42	18	23.40																
44	54	87.30																
46	18	33.30																
48	36	75.06																
50	18	43.74																
52																		
54																		
56																		
58																		
60																		
62																		
64																		
66																		
68																		
70																		
計	3,027	1,326.74	4,876	1,881.99	18	16.92	18	3.96	18	8.10	369	123.37	508	90.93				

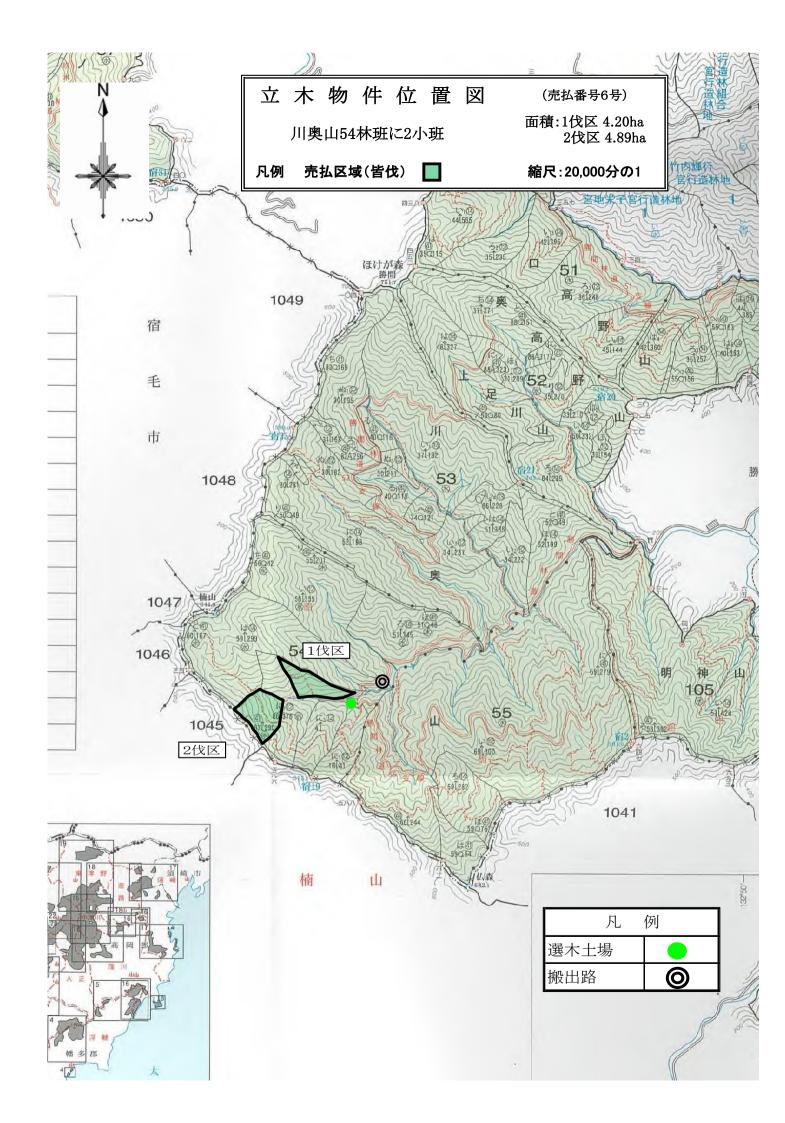
9.09HA 71年生

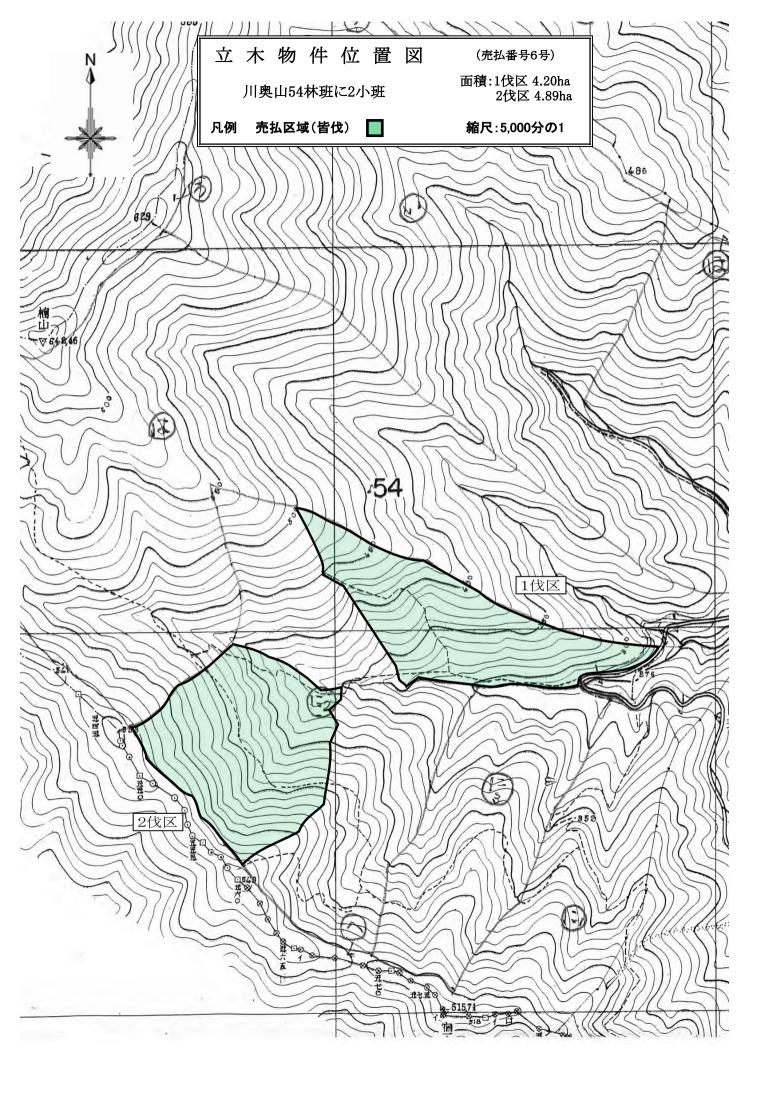
第 6 号

14(物件明細) 川奥山国有林54林班に2小班

1201719	<u> 1 祁田 /</u>	川奥山国名	140744	MICE/J-MI		伐区		.20ha		1年生		6 号
	;	スギ	t	ンキ	そ	の他L	低	質材L				
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材積
10	56	2.42	19	0.76								
12	111	7.77	114	6.65								
14	113	11.61	95	8.74								
16	188	26.85	19	2.66								
18	76	13.30	266	44.84								
20	191	45.98	209	47.12			167	25.01				
22	94	28.16	304	80.18			52	7.57				
24	147	54.46	323	113.43	38	8.36						
26	167	77.89	190	75.81	57	16.34						
28	90	51.30	380	178.22	76	25.27						
30	56	32.97	95	55.48	14	5.18						
32	89	71.24	190	122.36	57	23.94					-	
34	92	83.63	90	58.82	19	6.84						
36	18	19.44	57	43.89								
38	74	85.12	38	33.25								
40	19	25.08										
42												
44	54	87.30										
46	18	33.30										
48	36	75.06										
50	18	43.74										
52												
54												
56												
58												
60												
62											1	
64											1	
66											1	
68												
70											1	
											1	
											1	
											1	
											1	
											1	
計	1,707	876.62	2,389	872.21	261	85.93	219	32.58				

10011110				林班に2小班						2伐区		.89ha		71年生	弗	6 号
	;	スギ	E	ンキ	ア	カマツ		カシ	+	ナクラ	そ	の他L		低質材L		
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材。
10	18	0.72														
12	127	7.98	92	6.07												
14	73	6.94	165	15.59												
16	109	15.45	91	10.90												
18	109	18.69	201	37.10												
20	235	52.06	182	40.72									126	22.68		
22	108	31.50	329	93.60									163	35.67		
24	145	52.00	293	99.04			18	3.96			18	5.22				
26	90	38.70	274	114.68							54	17.82				
28	72	36.00	219	112.07							18	6.48				
30	90	52.38	202	118.53							18	7.92				
32	54	36.36	91	58.77					18	8.10						
34			183	139.24												
36	18	16.74	55	47.62												
38	18	20.88	37	37.00												
40	36	40.32	73	78.85	18	16.92										
42	18	23.40														
44																
46																
48																
50																
52																
54																
56																
58																
60																
62																
64																
66																
68																
70																





#### 販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 7 号

2(物件所在地 高知県四万十市竹屋敷 及び国有林名等) 掃地山国有林70林班ろ小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 12.81 HA 1伐区 6.35ha

2伐区 6.46ha

5(林齢) 73 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	2,427	1,472.31	
ヒノキ	4,814	2,309.92	
アカマツ	23	18.42	
モミ	7	5.17	
低質材N	1	0.15	
カシ	245	104.36	
ミズメ	43	18.23	
サクラ	48	25.18	
その他 L	263	125.17	
低質材L	555	110.25	
計	8,426	4,189.16	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

#### 10(運搬路(林道)の通行制限)

掃地山林道の使用車両は、8トン車以下の車両(ホイールベース4.5m以下)とします。 掃地山70林道の使用車両は、4トン車以下の車両(ホイールベース4.3m以下)とします。

#### 11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

#### 12(現地案内)

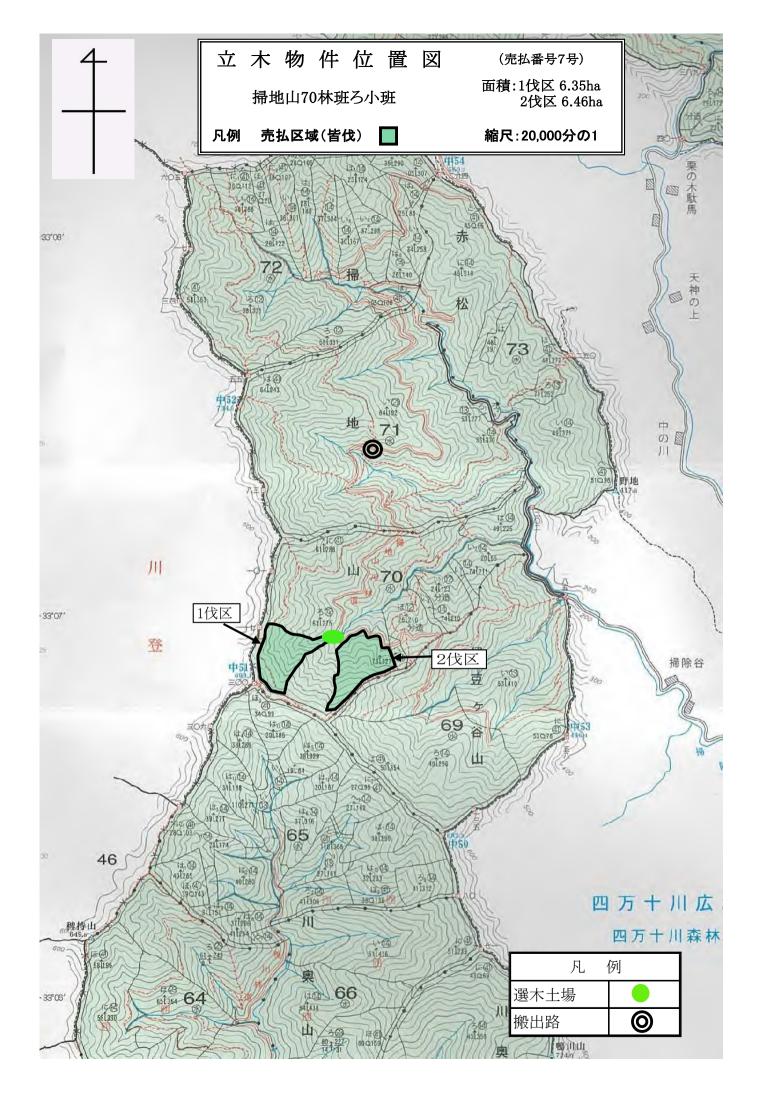
現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は楠山・中村森林事務所へ問い合わせ下さい。 (四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 楠山・中村森林事務所:0880-65-6881)

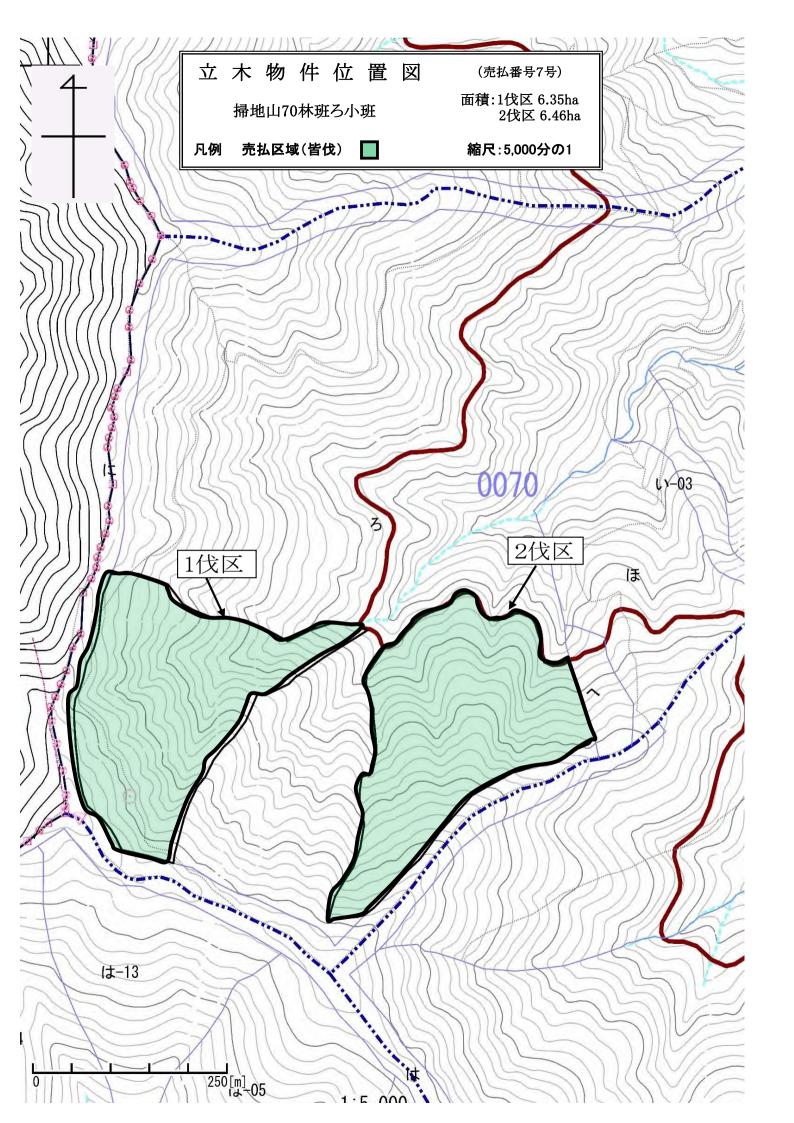
1	2	(その	14H1
- 1	J	\ ( U )	, 1115. /

4(物件)	明細) 掃地山国有林70林班ろ小班								12.	81 HA	73	3 年生					第	7号		
	7	スギ	٤	ノキ	ア	カマツ		ŧξ	低	質材N		カシ		ズメ	+	トクラ	<b>そ</b> (	の他 L	低質	質材L
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																				
10	33	1.65	12	0.48																
12	48	3.36	49	3.43																
14	83	9.13		13.20																
16	99	14.85	186	24.18					1	0.15										
18	133	26.60		47.88																
20	154	40.04	354	84.96		0.72													347	62.78
22	200	62.00		127.89			2	0.68											208	47.47
24	229	87.02		192.96				0.00			76	21.85	19	5.64	10	3.04	74	20.66		47.47
	211	99.17				0.50					46		11							
26		128.80		227.14								16.14	2				20			
28	230	132.30		267.50 284.48		1.00		0.52			42	19.29	3				37			
30	210	132.30		284.48			1													
32	199		396			1.87	- 1	0.59			11	6.43	3	1.67		1.79		12.72		
34	164	141.04		222.00							12				2		16			
36	122	118.34		181.46			1	1.12			7	5.17	2							
38	73	81.03		131.10		0.81	1	0.98			5	4.28	1		2	1.70		11.07		
40	70			91.52			1	1.28			3	2.85	1	0.95	2	1.90				
42	47			63.07		1.03					2	1.98					5	5.62		
44	38	59.66	27	35.10	1	1.12							1	1.31			1	1.43		
46	32	56.32	14	20.72	2	2.63											1	1.20		
48	23	43.70	5	8.00	1	1.24											1	1.42		
50	14	29.54	3	4.92	1	1.50					1	1.39					1	1.24		
52	5	11.60	3	5.47													1	1.61		
54	3	7.47			2	3.10									1	1.92				
56	5	13.60	1	2.13																
58			1	2.27																
60	1	2.90																		
62																				
64	1	3.50	1	2.74																
66																				
68																				
70																				
72																				
計	2,427	1,472.31	4,814	2,309.92	23	18.42	7	5.17	1	0.15	245	104.36	43	18.23	48	25.18	263	125.17	555	110.25
																				4,189.16

14(物件)	明細) 掃地山国有林70林班ろ小班 1伐区 1					6.35ha	1		73	3 年生					第	7 号				
	7	スギ	٤	ンキ	ア	カマツ		ŧξ	低	質材N		カシ	3	ズメ	+	トクラ	<b>そ</b> (	の他L	低質	質材L
直径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																				
10	24	1.20	6	0.24																
12	34	2.38	23	1.61																
14	49	5.39	74	7.40																
16	62	9.30	107	13.91																
18	76	15.20	156	28.08																
20	85	22.10	207	49.68	3	0.72													238	43.27
22	94	29.14	241	69.89			2	0.68											146	33.84
24	93	35.34	294	105.84							70	20.18	6	1.94	5	1.57	39	10.77		
26	97	45.59	302	123.82							40	14.21	7	2.62	8	3.00	34	11.59		
28	90	50.40	286	143.00							38	16.44			5	2.16	14	5.70		
30	85	53.55	266	148.96	2	1.00	1	0.52			35	17.06			5	2.54	21	10.63		
32	75	55.50	200	134.00	3	1.87	1	0.59			10	5.94			3	1.79	10	5.78		
34	57	49.02	153	113.22							10	5.91			1	0.68	8	4.84		
36	49	47.53	118	101.48			1	1.12			5	3.65			4	3.09	6	4.41		
38	32	35.52	74	70.30	1	0.81	1	0.98			5	4.28				0.00	6	4.74		
40		41.82	47	48.88	1	0.94		0.50			3	2.85			1	1.00	2	1.70		
	34															1.00				
42	24	33.36	30	35.70	11	1.03					1	0.99					4	4.30		
44	19	29.83	17	22.10									1	1.31						
46	14	24.64	7	10.36	2	2.63														
48	10	19.00	3	4.80	1	1.24											1	1.42		
50	6	12.66	2	3.12	1	1.50											1	1.24		
52	3	6.96	3	5.47																
54					1	1.55									1	1.92				
56	1	2.72	1	2.13																
58			1	2.27																
60	1	2.90																		
62																				
64			1	2.74																
66																				
68																				
70																				
72																				
12																				
計	1,114	631.05	2,619	1,249.00	16	13.29	6	3.89			217	91.51	14	5.87	33	17.75	146	67.12	384	77.11

$\setminus$		スギ	۱ .	ンキ	7	カマツ		モミ	低	質材N		カシ		ミズメ	+	ナクラ	そ(	の他L	低	質材L
直径		材積				材積														
8																				
10	9	0.45	6	0.24																
12	14	0.98	26	1.82																
14	34	3.74	58	5.80																
16	37	5.55	79	10.27					1	0.15										
18	57	11.40	110	19.80																
20	69	17.94	147	35.28															109	19
22	106	32.86	200	58.00	1	0.22													62	13
24	136	51.68	242	87.12	2	0.56					6	1.67	13	3.70	5	1.47	35	9.89		
26	114	53.58	252	103.32							6	1.93	4	1.47	2	0.68	13	4.42		
28	140	78.40	249	124.50							4	1.50	2	0.93	2	0.81	6	2.37		
30	125	78.75	242	135.52							5	2.23	3	1.56	1	0.47	16	7.28		
32	124	91.76	196	131.32							1	0.49	3	1.67			14	6.94		
34	107	92.02	147	108.78							2	1.13	-	,	1	0.59	8	4.83		
36	73	70.81	93	79.98	1	0.74					2	1.52	2	1.33	1	0.81	6	3.93		
38	41	45.51	64	60.80									1	0.75	2	1.70	8	6.33		
40	36	44.28	41	42.64	1	0.94	1	1.28					1	0.95	1	0.90	7	6.50		
42	23	31.97	23	27.37							1	0.99					1	1.32		
44	19	29.83	10	13.00	1	1.12						0.00					1	1.43		
46	18	31.68	7	10.36		=											1	1.20		
48	13	24.70	2	3.20														1120		
50	8	16.88	1	1.80							1	1.39								
52	2	4.64		1.00								1.00					1	1.61		
54	3	7.47			1	1.55														
56	4	10.88				1.00														
58		10.00																		
60																				
62																				
64	1	3.50																		
66	·	0.00																		
68																				
70																				
72																				
, 2																				





# 安芸森林管理署入札案内書

(第7回)

〒784-0044 高知県安芸市川北乙 1773-6 TEL: 0887-34-3145

入札日時:令和7年11月26日(水)実施(10時00分締切 即時開札)

入札場所:安芸森林管理署 会議室

契約締結期限:令和7年12月2日(火)

#### 売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備考
第1号	皆 伐	高知県安芸市大字古井 裏正山国有林 9 林班 へ 12 小班	ヒノキ外	4, 516	1, 993. 10	分収育林
第2号	皆 伐	高知県安芸郡北川村大字平鍋 落合山国有林 1042 林班 い小班	スギ外	10, 823	7, 981. 14	分収育林

### 分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第1号	54 人	0	98.16 □
第2号	21 人	0	130.09 □

## 入札結果一覧

入札	5 看	<b>昏札</b>	4 看	香札	3 ₹	昏札	2 ₹	昏札	1 ₹	香札	備考
人員	金 額	氏 名	金 額	氏名	7 HH 75						

#### 販売物件明細書

安芸森林管理署

1(物件番号) 第 1 号

2(物件所在地 高知県安芸市大字古井 及び国有林名等) 裏正山国有林9林班 へ12小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 3.12 ha

5(林齢) 51 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備考
スギ	12	8.66	
ヒノキ	4,498	1,980.02	
アカマツ	3	2.68	
Ŧ N	1	0.94	
カシ	1	0.27	
シーイ	1	0.53	
計	4,516	1,993.10	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

分収育林

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

#### 10(運搬路(林道)の通行制限)

- ①加勝林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、8t未満です。
- ②裏正林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、8t未満です。

#### 11(特記事項)

- ①当該区域の周囲の国有林は保安林ですので、利用される場合は事前の作業許可申請等の 手続が必要となります。
- ②そのほか、当該区域の周囲には分収造林・分収育林がありますので、搬出経路に注意を 願います。
- ③作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。

#### 12(現地案内)

ご希望の方は、安芸森林管理署または安芸・入河内森林事務所へ問い合わせ下さい。

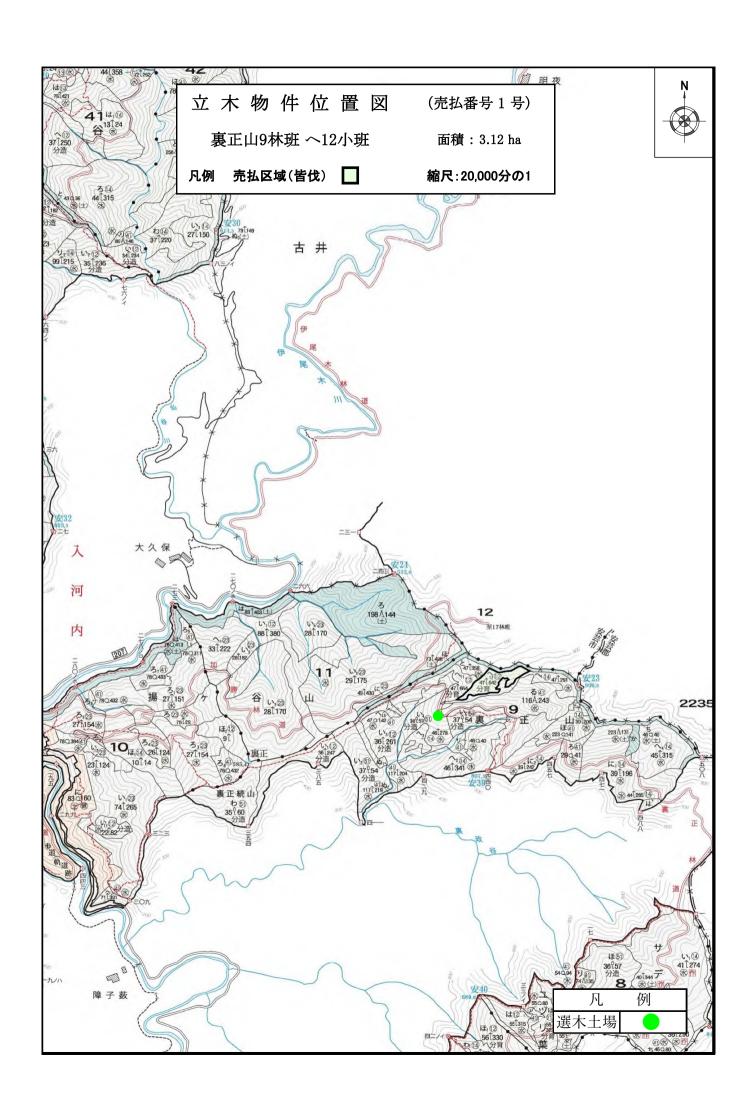
安芸森林管理署:0887-34-3145 安芸·入河内森林事務所:0887-35-7868

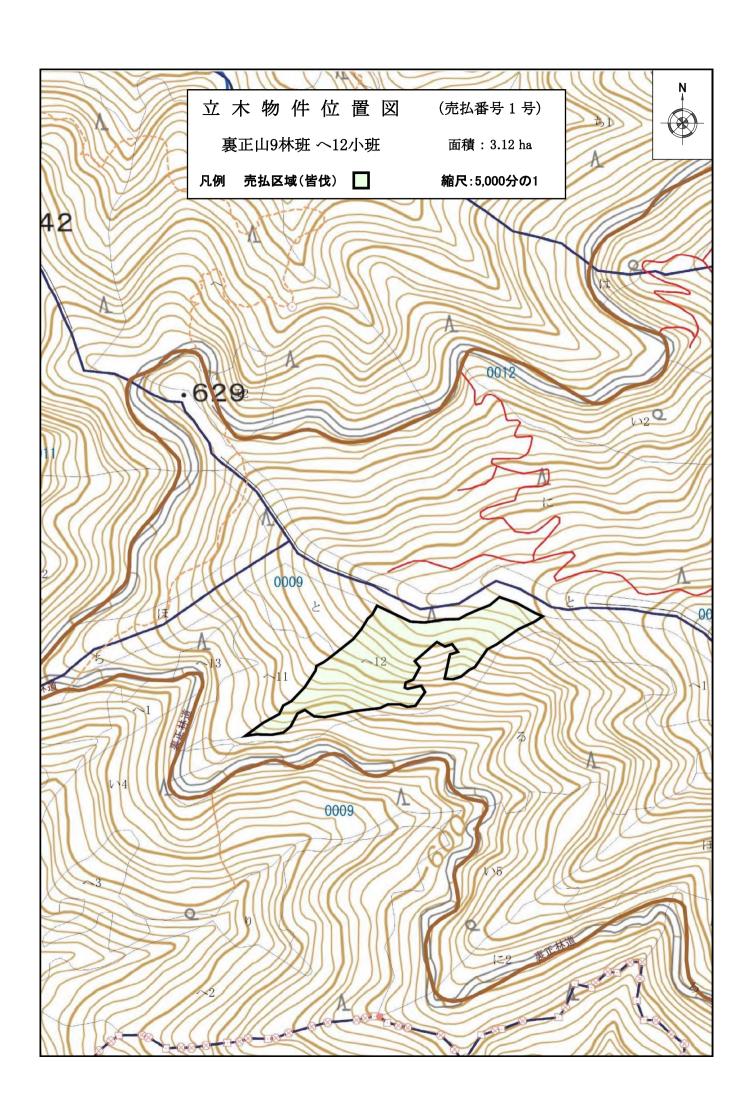
#### 13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札して下さい。

14(物件5	明細)			裏』	E山国有	「林9林班	<b>^</b> 12	小J	进		3.12	2 ha			51 <u>4</u>	军生							第	1 長	<u> </u>
	スギ					ノキ	アカマツ					EII		カシ				シイ							
直径	本	数	材	積	本 数	材 積	本	数	材 積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積	本	数	材	積
8																									
10																									
12																									
14					4	0.36																			
16					24	2.88																			
18		1	0	).19	116	20.88																			
20					319	76.56														<u> </u>					
22					587	170.23														<u> </u>					
24					825	297.00									1	C	).27								
26					859	352.19		1	0.34																
28		2	1	.04	723	361.50														<u> </u>					
30		2	1	.14	458	256.48														<u> </u>					
32		4	2	2.76	284	190.28													1		).53			<u> </u>	
34					134	99.16														<u> </u>					
36					82	67.24														<u> </u>				<u> </u>	
38		2	2	2.23	49	46.55																		<u> </u>	
40					22	22.88					1	0	.94							<u> </u>					
42		1	1	.30	6	6.84														<u> </u>					
44								1	1.00															<u> </u>	
46					2	2.68														<u> </u>					
48					4	6.31																		<u> </u>	
50								1	1.34															<u> </u>	
52																								<u> </u>	
54																								<u> </u>	
56																				<u> </u>				<u> </u>	
58																								<u> </u>	
60																								<u> </u>	
62																				<u> </u>				<u> </u>	
64																								<u> </u>	
66																				<u> </u>				<u> </u>	
68																				<u> </u>				<u> </u>	
70																				<u> </u>				<u> </u>	
72																				<u> </u>				<u> </u>	
74																				<u> </u>				<b></b>	
76																				<u> </u>				<u> </u>	
78																				<u> </u>				<del></del>	
80				_																<u> </u>				<del></del>	
82		_																		<u> </u>				<del> </del>	
84		_																		<u> </u>				<del></del>	
86																				<u> </u>				<del></del>	
88		_																		<u> </u>				<del></del>	
90																				<u> </u>				<del></del>	
計		12	8	3.66	4,498	1,980.02		3	2.68		1	0	.94		1	C	.27		1	(	).53				

4,516 1,993.10





#### 販売物件明細書

安芸森林管理署

1(物件番号) 第 2 号

2(物件所在地 高知県安芸郡北川村大字平鍋 及び国有林名等) 落合山国有林 1042林班 い小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 10.33 ha

5(林齢) 70 年生

#### 6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
スギ	7,901	6,000.39	
ヒノキ	2,790	1,898.89	
アカマツ	1	0.70	
Ŧ ŝ	2	2.12	
ツガ	7	6.60	
その他L	122	72.44	
計	10,823	7,981.14	

#### 7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎末調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

分収育林

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

#### 10(運搬路(林道)の通行制限)

当該地は、国道493号線沿いです。

対岸の春ヶ谷林道の規格はホイールベース4.3m以下、4t以下です。

#### 11(特記事項)

- ①河川や国道の上空に鉄索を架設する場合、占有許可を取得し、許可書の写しを当署に提出していただきます。
- ②国道493号線沿いの電気通信設備等の一時移動については、あらかじめ関係機関に確認し、 買受者が必要な手続等を行って下さい。(工事費は買受者負担となります。)
- ③当該区域の周囲及び対岸の国有林は保安林ですので、利用される場合は事前の作業許可申請等の手続が必要となります。
- ④作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。

#### 12(現地案内)

ご希望の方は、安芸森林管理署または野友・北川森林事務所へ問い合わせ下さい。

安芸森林管理署:0887-34-3145 野友·北川森林事務所:0887-38-5509

#### 13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札して下さい。

14(物件	明細)	落合	·山国有	1	3 ha			70 4	年生						第 2 号						
	スギ		٤	ノキ	アカマツ		Ŧ		==		ツ		ガ		その他L						
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本	数	材	積	本	数	材利		数	材	積	本	数	材	積
8	9	0.27																			
10	67	3.35	4	0.20																	
12	180	16.20	23	1.84																	
14	310	40.30	58	6.96																	
16	457	82.26	106	16.96																	
18	546	131.04	151	33.22																	
20	619	185.70	181	50.68																	
22	619	241.41	208	74.88																	
24	611	293.28	230	101.20								1	0.2	8	20	5	.74				
26	598	328.90	255	130.05											19	6	.54				
28	585	386.10	268	163.48											17	7	.20				
30	555	432.90	244	170.80											9	4	.22				
32	496	436.48	224	174.72				1	0.	.77		1	0.6	7	12	6	.60		_		
34	422	430.44	204	185.64	1	0.70									12	7	.19				
36	350	392.00	185	185.00								1	0.5	9	2	1	.33				
38	312	399.36	145	159.50											8	5	.79				
40	270	378.00	101	127.26								2	2.1	8	6	4	.94				
42	222	350.76	80	109.60											1	0	.94				
44	156	266.76	51	75.99				1	1.	.35		1	1.2	7	3	3	.27				
46	122	231.80	32	53.76											3	3	.14				
48	99	203.94	16	29.12											2	2	.41				
50	95	209.95	19	37.24								1	1.6	1	1	1	.24				
52	71	172.53	3	5.90											2	2	.82				
54	44	114.84													1	1	.68				
56	28	79.80													1	1	.81				
58	20	60.80	1	2.58																	
60	19	61.37	1	2.31											1	1	.85				
62	9	31.85													1	1	.56				
64	3	10.49																			
66	4	15.35																			
68	3	12.16																			
70															1	2	.17				
72																					
74																					
76																					
78														-							
80														-							
82														-							
84														-							
86														-							
88														-							
90																					
計	7,901	6,000.39	2,790	1,898.89	1	0.70		2	2.	.12		7	6.6	0	122	72	.44				

10,823 7,981.14

